

第7節 地震調査研究推進本部の長期評価

地震調査研究推進本部（事務局：文部科学省）は、平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災の教訓（地震調査研究の成果が国民や防災を担当する機関に十分に伝達され活用される体制になっていなかった）を踏まえ、行政施策に直結すべき地震調査研究の責任体制を明らかにし、これを政府として一元的に推進するため、同年7月、「地震防災対策特別措置法」に基づき設置された政府の特別の機関である。

現在、各地域の地震防災対策の基礎資料とするため、全国110の主要断層帯および南海トラフ沿い等の海域の大規模地震等についての学術的な観点からの評価を順次行っており、これまで、本県に関する7つの活断層についての評価が公表されている。

1 公表された県内活断層および南海トラフの概要

(1) 花折断層帯（58km）

（北部、中部）花折断層

（南部）銀閣寺-南禅寺（断層）、桃山断層、黄檗断層群、花山-勸修寺断層

（注1） （注2） （注3）

項目	将来の地震発生確率	地震の規模	地震後経過率	集積確率	信頼度
今後 30年以内	ほぼ0% - 0.6%	中南部	0.2 - 0.7	ほぼ0% - 6%	b
今後 50年以内	ほぼ0% - 1%	M7.3			
今後 100年以内	ほぼ0% - 2%	程度			
今後 300年以内	ほぼ0% - 7%	（注4）			

上表は、花折断層帯（中南部）の発生確率を示した表である。

花折断層帯（北部）は平均活動間隔が不明なため、将来の地震発生確率を求めることができない。

（注1）

地震後経過率とは、最新活動（地震発生）時期から評価時点までの経過時間を、平均活動間隔で割った値。

（注2）

集積確率とは、前回の地震発生から評価時点までに地震が発生しているはずの確率。

（注3）

信頼度は、信頼できるデータの充足性から、評価の確からしさを相対的に

a：高い、b：中程度、c：やや低い、d：低い

の4段階にランク分けしたもの。

（注4）

花折断層帯は、少なくとも北部と中南部の2つの区間で活動すると推定されるが、その他の組み合わせや断層全体の活動の可能性も否定できず、あらゆる想定についての発生確率を求めているわけではない。

(2) 琵琶湖西岸断層帯（59km）

琵琶湖西岸断層帯北部（23km）

知内断層、饗庭野断層、上寺断層、勝野断層など

項目	将来の地震発生確率	地震の規模	地震後経過率	集積確率	信頼度
今後 30年以内	1% - 3%	M7.1 程度	-	発生確率は ポアソン過 程による。	d
今後 50年以内	2% - 5%				
今後 100年以内	4% - 10%				
今後 300年以内	10% - 30%				

琵琶湖西岸断層帯南部(38km)

西岸湖底断層、比良断層、堅田断層、比叡断層、膳所断層など

項目	将来の地震発生確率	地震の規模	地震後経過率	集積確率	信頼度
今後 30年以内	ほぼ0%	M7.5 程度 * 全体 M7.8程度	0.1 - 0.2	ほぼ0%	c
今後 50年以内					
今後 100年以内					
今後 300年以内					

(3) 湖北山地断層帯

湖北山地断層帯北西部(25km)

敦賀断層、深山寺断層、三国山北方断層、赤坂山西方断層

項目	将来の地震発生確率	地震の規模	地震後経過率	集積確率	信頼度
今後 30年以内	ほぼ0%	M7.2 程度	0.2 - 0.3	ほぼ0%	d
今後 50年以内	ほぼ0%				
今後 100年以内	ほぼ0% - 0.01%				
今後 300年以内	ほぼ0% - 0.03%				

湖北山地断層帯南東部(16km)

駄口断層、路原(ちはら)断層、在原断層、赤坂山東方断層、マキノ断層

項目	将来の地震発生確率	地震の規模	地震後経過率	集積確率	信頼度
今後 30年以内	ほぼ0%	M6.8 程度	0.04 - 0.09	ほぼ0%	b
今後 50年以内	ほぼ0%				
今後 100年以内	ほぼ0%				
今後 300年以内	ほぼ0%				

(4) 野坂・集福寺断層帯

野坂断層帯(31km)

B断層系、野坂断層、野坂南方断層

項目	将来の地震発生確率	地震の規模	地震後経過率	集積確率	信頼度
今後 30年以内	ほぼ0% もしくはそれ以上	M7.3 程度	0.04 - 0.1 もしくはそれ 以上	ほぼ0%も しくはそれ 以上	b
今後 50年以内	ほぼ0% もしくはそれ以上				
今後 100年以内	ほぼ0% もしくはそれ以上				
今後 300年以内	ほぼ0% もしくはそれ以上				

集福寺断層は、長さが10kmであり、単独では地震調査研究推進本部(1997)の基準を満たしておらず、過去の活動に関する資料もほとんど得られていないため、ここでは、詳細な評価は行わないこととしている。

(5) 柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯

柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯主部（約100km）

（北部）鮎川断層群、甲楽城（かぶらぎ）断層、山中断層

（中部）柳ヶ瀬断層

（南部）柳ヶ瀬断層、鍛冶屋断層、醍醐断層、大清水断層、関ヶ原断層、門前断層

項目	今後30年以内の将来の地震発生確率	最新活動時期	平均的な活動間隔	地震の規模			地震後経過率	集積確率	信頼度
				M7.6程度	M7.8程度	M8.2程度			
北部	ほぼ0%	約300～400年前	約2300～2700年	M7.6程度	M7.8程度	M8.2程度	0.1-0.2	ほぼ0%	b
中部	求められない	約7000～7200年前	不明	M6.6程度			M7.8程度	-	-
南部	求められない	約500～4900年前	不明	M7.6程度			-	-	-

浦底 - 柳ヶ瀬山断層帯（25km）

浦底断層、ウツロギ峠（断層）、池河内（いけのごうち）断層、柳ヶ瀬山断層

ア 将来の地震発生確率

過去の活動履歴に関する資料が得られていないため、不明

イ 地震の規模

M7.3程度

(6) 鈴鹿西縁断層帯（約44km）

仏生寺断層、彦根断層、常安寺断層、斧磨（よきとぎ）断層、百済寺断層、甲津畑断層、綿向山断層、鎌掛（かいがけ）断層、瀬の音断層、黒滝断層

項目	将来の地震発生確率	地震の規模	地震後経過率	集積確率	信頼度
今後 30年以内	0.08 - 0.2%	M7.6程度	-	-	d
今後 50年以内	0.1 - 0.3%				
今後 100年以内	0.3 - 0.6%				
今後 300年以内	0.8 - 2%				

鈴鹿西縁断層帯の将来の地震発生確率は、最新活動時期が不明のため、通常の活断層評価で用いている更新過程（地震の発生確率が時間とともに変動するモデル）により長期確率を求めることができないので、平均活動間隔をもとにポアソン過程（地震の発生時期に規則性を考えないモデル）で推測している。

(7) 頓宮断層（約31km）

項目	将来の地震発生確率	地震の規模	地震後経過率	集積確率	信頼度
今後 30年以内	1%以下	M7.3程度	1.0以下	50%以下	c
今後 50年以内	2%以下				
今後 100年以内	4%以下				
今後 300年以内	10%以下				

(8) 南海トラフ
南海地震

(注1)

項 目	将来の地震発生確率	地震の規模	地震後経過率
今後 10年以内	<u>20%</u> 程度	M 8 . 4 前後 東南海地震と同時発生した 場合にはM 8 . 5 前後	<u>0 . 7 3</u>
今後 30年以内	60%程度		
今後 50年以内	90%程度		

東南海地震

項 目	将来の地震発生確率	地震の規模	地震後経過率
今後 10年以内	20%程度	M 8 . 1 前後 南海地震と同時発生した 場合にはM 8 . 5 前後	<u>0 . 7 9</u>
今後 30年以内	<u>70~80%</u> 程度		
今後 50年以内	90%程度もしくはそれ以上		

(注1)

地震発生確率の算定基準日は、平成 25 年 1 月 1 日現在。

2 花折断層帯の長期評価（平成 15 年 3 月 12 日 地震調査研究推進本部地震調査委員会）

三方・花折断層帯は、若狭湾から京都盆地南東部に至る活断層帯である。ここでは、平成 8 - 12 年度の地質調査所（現：産業技術総合研究所）による調査や平成 9、10 年度の京都市による調査をはじめ、これまでに行われた調査研究成果に基づいて、この断層帯の特性を次のように評価した。

なお、本評価の範囲には、地震調査研究推進本部（1997）による京都盆地 - 奈良盆地断層帯の北部も含むものとする。

(1) 花折断層帯の位置及び形状

花折断層帯は、滋賀県高島市今津（旧今津町）から京都市を経て京都府宇治市に至る断層帯であり、京都盆地 - 奈良盆地断層帯北部を含む。全体として長さは約 58km で、北北東 - 南南西方向に延びているが、断層のずれの種類及び過去の活動時期から、断層帯北端の高島市今津から花折峠付近までの北部、花折峠付近から京都市左京区南部までの中部、及び京都市左京区南部から断層帯南端の宇治市に至る南部の 3 つの区間に細分される。北部と中部は右横ずれを主体とする横ずれ断層であり、南部は断層の東側が西側に対して相対的に隆起する逆断層である（図 1、2 および表 1）。

(2) 断層帯の過去の活動

花折断層帯は、過去の活動履歴などから、北部、中部、南部の 3 つに区分される。

花折断層帯北部の最新活動は 15 - 17 世紀と推定される。1662 年（寛文 2 年）の地震で三方断層帯とともに活動した可能性がある。しかし、その平均活動間隔は不明である（表 1）。

花折断層帯中部の最新活動時期は約 2,800 年前以後、6 世紀（約 1,400 年前）以前であったと推定される。本区間の平均活動間隔は約 4,200 - 6,500 年であった可能性がある（表 1）。

花折断層帯南部では過去の活動時期に関する資料は得られていない。しかし、断層は中部区間とほぼ連続することから、最新活動時期、平均活動間隔ともに中部と同じであった可能性がある（表 1）。

(3) 断層帯の将来の活動

花折断層帯は、最新活動と同様に少なくとも 2 つの区間に分かれて活動すると推定されるが、それ以上の区間に分かれる可能性もある。

推定される地震の規模

北部と、中部・南部を合わせた区間（以下、中南部とする）の 2 つに分かれて活動する場合、北部ではマグニチュード（M）7.2 程度の地震が発生し、その際には 2 - 5 m 程度の横ずれが生じると推定される。

中南部では M7.3 程度の地震が発生し、中部では 2 - 5 m 程度の横ずれが生じると推定されるが、南部のずれの量は不明である。また、中部と南部が別々に活動する場合は、それぞれ M7.0、M6.8 程度の地震が発生すると推定される。

経過率および長期確率

中南部の最新活動後の経過率及び将来このような地震が発生する長期確率は表 2 に示すとおりである。

北部は平均活動間隔が不明なため、将来の地震発生確率を求めることはできない（注 1）。

中部と南部が別々に活動する場合の中部の経過率及び将来の地震発生確率は、中部が南部と同時に活動する場合と同じである。

一方、南部が単独で活動する場合の経過率及び地震発生確率は不明である。

本評価で得られた地震発生の長期確率には幅があるが、その最大値をとると、花折断層帯中南部は、今後 30 年の間に地震が発生する可能性が、我が国の主な活断層の中ではやや高いグループに属することになる。

(4) 今後に向けて

花折断層帯の中部と南部は別々に活動する可能性もあるが、南部については過去の活動に関する資料はほとんど得られていない。このため、南部の過去の活動に関する資料を得る必要がある。また、北部は平均活動間隔が不明であり、中部で得られた平均活動間隔も信頼度が高いとはいえない。したがって、それぞれの区間において過去の活動に関するより一層の資料を得る必要がある。また、北部と中部の境界位置についても明らかにする必要がある。

花折断層帯の東側には琵琶湖西岸断層帯が分布しており、特に南部では数 km の間隔で近接する。花折断層帯の一部と琵琶湖西岸断層帯との活動に関連がある可能性もあり、両断層帯の地下の断層面の形状等を明らかにする必要がある。

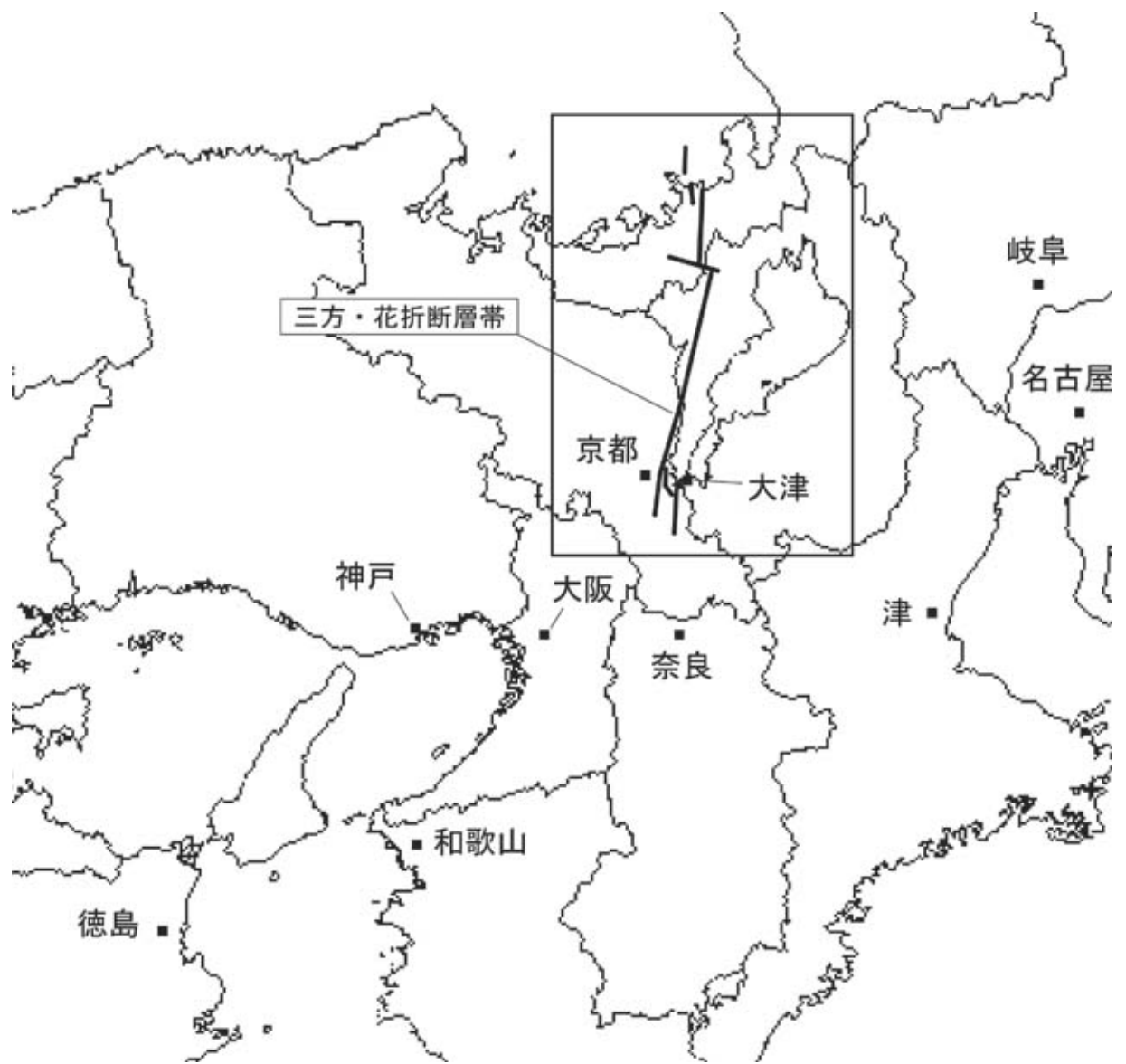
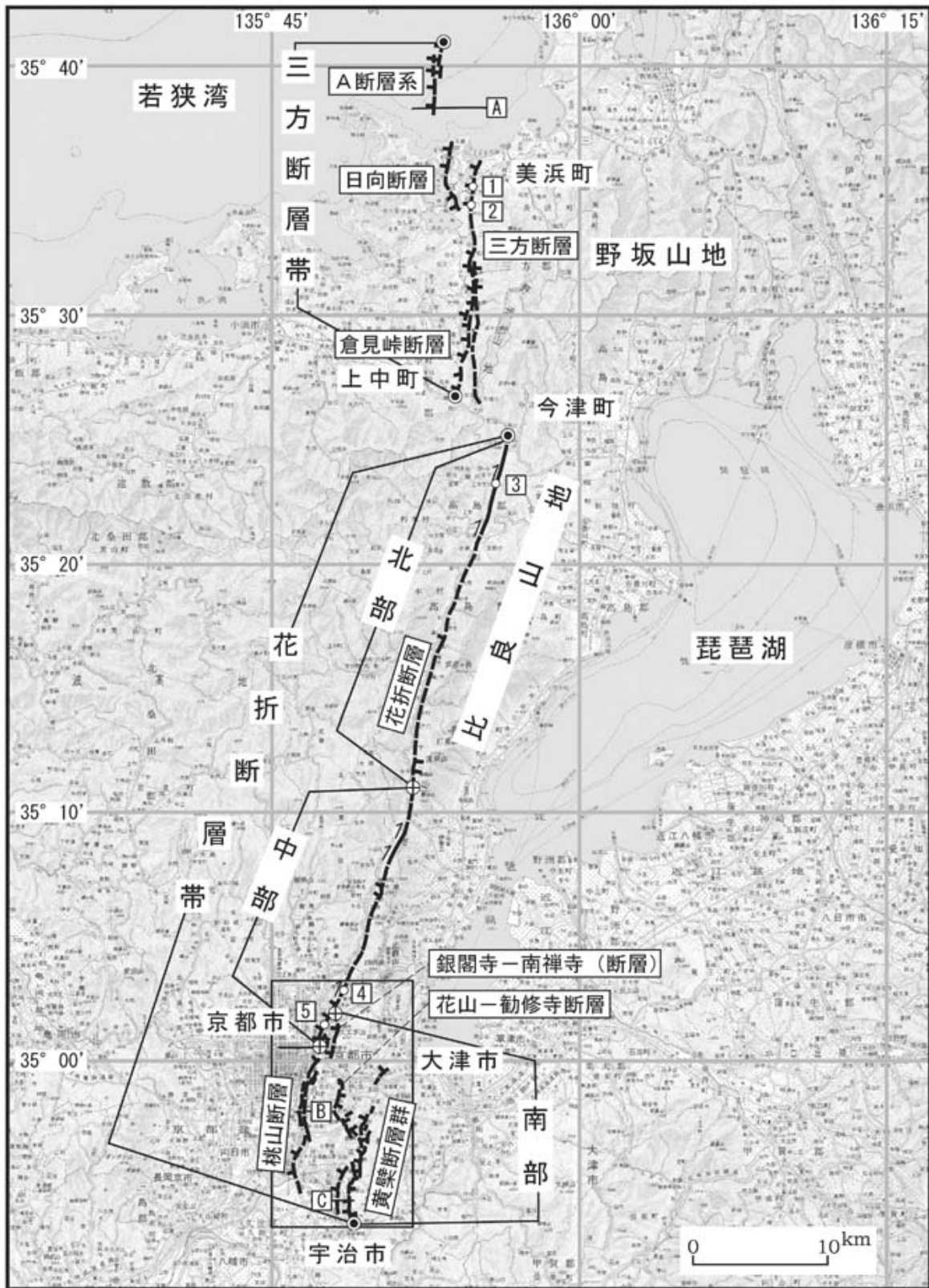


图1 位置概略图



- 1 : 久々子地点 2 : 氣山地点 3 : 途中谷地点 4 : 修学院地点
 5 : 今出川地点 A : 文献6 B : 文献7 C : 文献4

活断層の位置は文献2及び10に基づく。

◎: 断層帯の北端と南端 ⊕: 花折断層帯の北部・中部・南部の境界
 基図は国土地理院発行数値地図200000「岐阜」、「名古屋」、
 「宮津」及び「京都及大阪」を使用。

(長方形は図2-2の範囲)

図2 位置図

表1 花折断層帯の特性

項目	特性	信頼度 (注2)	根拠 (注3)
1 断層帯の位置・形状			
(1) 花折断層帯を構成する断層	北部、中部：花折断層 南部：銀閣寺 - 南禅寺（断層）、桃山断層、黄檗断層群、花山 - 勸修寺断層		文献 10 による。 （注 8）
(2) 断層帯の位置・形状	<p>地表における断層帯の位置・形状</p> <p>断層帯の位置</p> <p>全体：（北端）北緯 35° 25 東経 135° 57 （南端）北緯 34° 53 東経 135° 49</p> <p>北部：（北端）北緯 35° 25 東経 135° 57 （南端）北緯 35° 11 東経 135° 52</p> <p>中部：（北端）北緯 35° 11 東経 135° 52 （南端）北緯 35° 01 東経 135° 47</p> <p>南部：（北端）北緯 35° 02 東経 135° 48 （南端）北緯 34° 53 東経 135° 49</p> <p>長さ 全体：約 58km 北部：約 26km 中部：約 20km 南部：約 15km</p> <p>地下における断層帯の位置・形状</p> <p>長さ及び上端の位置 地表での長さ・位置と同じ</p> <p>上端の深さ 北部、南部とも 0 km</p> <p>一般走向 全体：N10° E 北部：N20° E 中部：N20° E 南部：N - S</p> <p>傾斜 北部：ほぼ垂直（地表近傍） 中部：ほぼ垂直（地表近傍） 南部 （桃山断層）：東傾斜 50° 程度 （地下 200m 以浅） （黄檗断層群）：東傾斜 25 - 55° 程度 （地下 100-300m 以浅） （花山 - 勸修寺断層）：西傾斜</p> <p>幅 北部 : 約 15 - 20km 中部 : 約 15 - 20km 南部 : 約 20 - 45km</p>		<p>文献 10 による。数値は図 2 から計測。形状は図 2 を参照。</p> <p>（注 9）</p> <p>上端の深さが 0 km であることから推定。</p> <p>一般走向は断層帯の両端を直線で結んだ方向（図 2 参照）。</p> <p>傾斜は、文献 4、7 などに示された反射法弾性波探査結果から推定。</p> <p>幅は、断層面の傾斜と地震発生層の下限の深さから推定。</p>

(3) 断層のずれの向きと種類	北部：右横ずれ断層 中部：右横ずれ断層 （東側隆起の上下成分を伴う） 南部：東側隆起の逆断層 （花山 - 勤修寺断層は西側隆起の逆断層）		文献 3、10 などに示された変位地形・地質構造、反射法弾性波探査結果による。
2 断層帯の過去の活動			
(1) 平均的なずれの速度	北部：不明 中部：不明 南部：0.3m/千年（上下成分）		南部のずれの速度は文献 10 に示されたずれの量をもとに推定
(2) 過去の活動時期	北部：活動 1（最新活動）： 1662 年（寛文 2 年の）地震 （トレンチ調査に基づく 15 - 17 世紀） 中部：活動 1（最新活動）： 約 2,800 年前以後、6 世紀（約 1,400 年前）以前 活動 2（一つ前の活動）： 約 7,900 年前以後、約 7,000 年前以前 南部：活動 1、活動 2 とともに中部と同じ （中部とは別であった可能性もある）		文献 11、12 などに示された資料から推定。
(3) 1 回のずれの量と平均活動間隔	（1 回のずれの量） 北部：2 - 5 m 程度（右横ずれ成分） 中部：2 - 5 m 程度（右横ずれ成分） 南部：不明 （平均活動間隔） 北部：不明 中部：約 4,200 - 6,500 年 南部：中部と同じ （中部とは別であった可能性もある）		北部の 1 回のずれの量は文献 11 による。中部の 1 回のずれの量は文献 12 による。中部の平均活動間隔は過去の活動時期から推定。南部の平均活動間隔は中部と同じと推定。
(4) 過去の活動区間	少なくとも北部と、中南部の 2 区間 （中部と南部は別々に活動した可能性もある）		過去の活動時期から推定
3 断層帯の将来の活動			
(1) 将来の活動区間および活動時の地震の規模	（活動区間） 少なくとも 2 区間 （過去の活動区間と同じ）。 中部と南部が別々に活動する可能性もある。 （地震の規模及びずれの量） 北部：地震規模 M7.2 程度 ずれの量 2 - 5 m 程度 中南部：地震規模 M7.3 程度 ずれの量 中部 2 - 5 m 程度 南部 不明 中部が単独で活動する場合： 地震規模 M7.0 程度 南部が単独で活動する場合： 地震規模 M6.8 程度		過去の活動などから推定 断層の長さから推定。

表2 花折断層帯（中南部）の将来の地震発生確率等

項 目	将来の地震発生確率等 (注4)	信頼度 (注5)	備 考
地震後経過率(注6)	0.2 - 0.7		
今後30年以内の地震発生確率	ほぼ0% - 0.6%	b	発生確率及び集積確率は文献1による。
今後50年以内の地震発生確率	ほぼ0% - 1%		
今後100年以内の地震発生確率	ほぼ0% - 2%		
今後300年以内の地震発生確率	ほぼ0% - 7%		
集積確率(注7)	ほぼ0% - 6%		

(注1)

花折断層帯北部の将来の地震発生確率は不明であるが、最新活動後、評価時点までの経過時間は300年余りで、通常の活断層の平均活動間隔と比べると経過時間は短いと考えられることから、近い将来の地震発生の可能性は低いと考えられる。

(注2)

信頼度は、特性欄に記載されたデータの相対的な信頼性を表すもので、記号の意味は次のとおり。

：高い、：中程度、：低い

(注3)

文献については、本文末尾に示す以下の文献。

文献1：地震調査研究推進本部地震調査委員会（2001）

文献2：海上保安庁（1980）

文献3：活断層研究会（1991）

文献4：小泉ほか（2002）

文献5：小松原ほか（1999）

文献6：小松原ほか（2000）

文献7：京都市（1999b）

文献8：水野ほか（1999）

文献9：岡田（1984）

文献10：岡田・東郷編（2000）

文献11：吉岡ほか（1998）

文献12：吉岡ほか（2001）

(注4)

評価時点はすべて2003年1月1日現在。

(注5)

地震後経過率、発生確率及び現在までの集積確率（以下、発生確率等）の信頼度は、評価に用いた信頼できるデータの充足性から、評価の確からしさを相対的にランク分けしたもので、aからdの4段階で表す。各ランクの一般的な意味は次のとおりである。

a：（信頼度が）高い b：中程度 c：やや低い d：低い

(注6)

最新活動（地震発生）時期から評価時点までの経過時間を、平均活動間隔で割った値。

(注7)

前回の地震発生から評価時点までに地震が発生しているはずの確率。

(注8)

文献8によれば、黄檗断層群は小野 - 醍醐断層、御蔵山（おぐらやま）断層、南山断層、菟道（とどう）断層からなる。

(注9)

中部と南部の境界付近は断層が雁行しているため、各区間の長さの和は全体の長さより大きくなる。

- 3 琵琶湖西岸断層帯の評価（平成21年8月27日 地震調査研究推進本部 地震調査委員会一部改訂）
琵琶湖西岸断層帯は、近江盆地の西縁に沿って延びる活断層帯である。ここでは、平成8 - 13年度および18年度に産業技術総合研究所（平成12年度までは地質調査所）によって行われた調査をはじめ、これまでに行われた調査研究成果に基づいて、この断層帯の特性を次のように評価した。

琵琶湖西岸断層帯については、地震調査研究推進本部地震調査委員会（2003a）により、それまでに行われていた調査研究に基づいた長期評価が公表されているが、産業技術総合研究所（2007）等によって新しい知見が得られたことから、今回再評価を行った。

(1) 琵琶湖西岸断層帯の位置及び形状

琵琶湖西岸断層帯は、滋賀県高島市マキノ（旧マキノ町）から大津市国分付近に至る断層帯で、概ね南北方向に延びる。本断層帯は過去の活動時期の違いから、断層帯北部と断層帯南部に区分される。

断層帯北部は、高島市に分布する断層であり、長さは約23kmで、ほぼ南北方向に延びる（図1-1、図2及び表1）。

断層帯南部は、高島市南方（旧高島町付近）の琵琶湖西岸付近から大津市国分付近に至る断層であり、長さは約38 kmで、北北東 - 南南西方向に延びる（図1-1、図2及び表1）。

断層帯全体としての長さは約59kmであり、断層の西側が東側に対して相対的に隆起する逆断層である（図1-1、図2及び表1）。

(2) 断層帯の過去の活動

琵琶湖西岸断層帯北部の平均的な上下方向のずれの速度は、約1.8 - 2.1 m / 千年の可能性がある。最新活動時期は約2,800年前以後、約2,400年前以前で、活動時には断層の西側が東側に対して相対的に2 - 5 m 程度隆起した可能性がある（表1）。また、野外調査から直接得られたデータではないが、1回のずれの量と平均的なずれの速度に基づく、平均活動間隔は約1,000 - 2,800年であった可能性がある。

琵琶湖西岸断層帯南部の平均的な上下方向のずれの速度は、約1.4 m / 千年の可能性がある。最新活動時期は1185年（元暦2年）の地震であった可能性があり、活動時には断層の西側が東側に対して相対的に6 - 8 m 程度隆起した可能性がある（表1）。また、平均活動間隔は約4,500 - 6,000年であった可能性がある。

(3) 断層帯の将来の活動

琵琶湖西岸断層帯は、過去の活動と同様に北部と南部の2つの区間に分かれて活動すると推定されるが、断層帯全体が1つの区間として同時に活動する可能性もある（表1）。

断層帯北部

琵琶湖西岸断層帯北部では、全体が1つの区間として活動する場合、M7.1程度の地震が発生すると推定され、その際に断層近傍の地表面では、断層の西側が東側に対して相対的に2 - 5 m 程度高まる段差や撓（たわ）みが生じる可能性がある（表1）。

断層帯北部では、活動間隔の長さと比較して最新活動時期からの経過時間が非常に長い、通常の活断層評価とは異なる手法により地震発生率の長期確率を求めている。そのため、信頼度は低い、将来このような地震が発生する長期確率は表2に示すとおりとなる。

本評価で得られた地震発生確率には幅があるが、その最大値をとると、断層帯北部は、今後30年の間に地震が発生する可能性が、我が国の主な活断層の中では高いグループに属することになる（注1）。

断層帯南部

琵琶湖西岸断層帯南部では、全体が1つの区間として活動する場合、M7.5程度の地震が発生すると推定され、その際に断層の近傍の地表面では、断層の西側が東側に対して相対的に6 - 8 m 程度高まる段差や撓（たわ）みが生じる可能性がある（表1）。

断層帯南部の最新活動後の経過率及び将来このような地震が発生する長期確率は、表2に示すとおりである。

なお、琵琶湖西岸断層帯全体が同時に1つの区間として活動する場合には、M7.8程度の地震が発生すると推定される(表1)。断層帯全体が同時に活動する場合の確率は、断層帯南部が単独で活動する場合の確率を超えないものと考えられる。

(4) 今後に向けて

今回の評価では、過去の活動時期の違いから断層帯を2つの活動区間に区分することができた。また、琵琶湖西岸断層帯南部については、最新活動時期を特定することができた。しかしながら、琵琶湖西岸断層帯北部については将来の地震発生確率を絞り込むまでには至らなかった。このため、断層帯北部に関しては、活動時期をさらに特定するための調査を行い、地震発生確率の信頼度を高める必要がある。

また、本断層帯とその西側を並走する三方・花折断層帯は、地下では一つの震源断層に収れんしていると推定されるが、地下深部の断層面の位置・形状については明らかになっていない。さらに、過去の活動履歴からは、両断層帯は別々の時期に地表で変位を生じるような活動をしてきたと推定されるが、両断層帯が同時に活動する可能性も否定できない。このため、地下の断層面の形状や周辺の断層帯との関係を明らかにする必要がある(図1-2)。

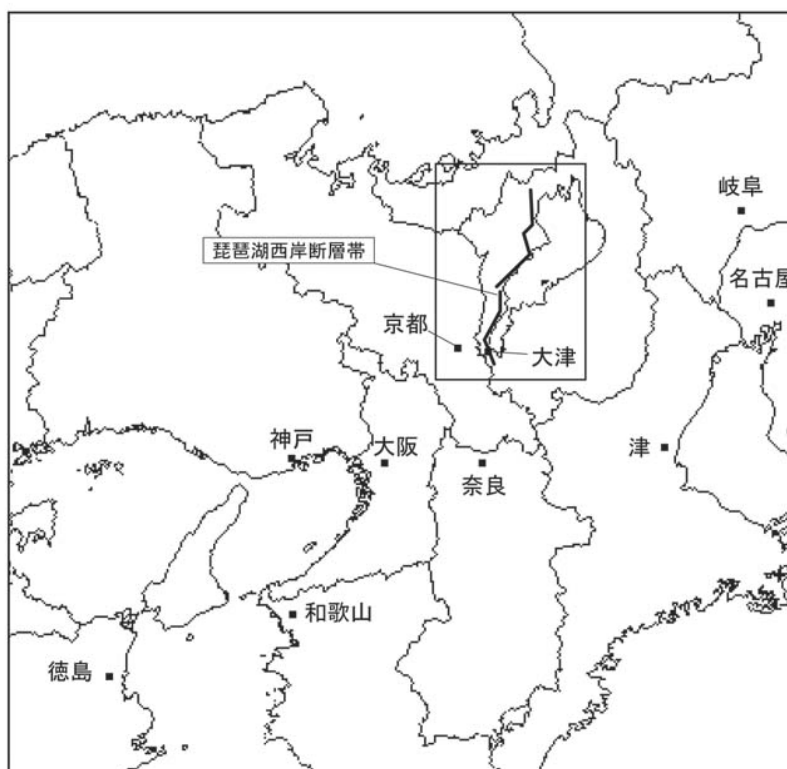


図1 位置概略図

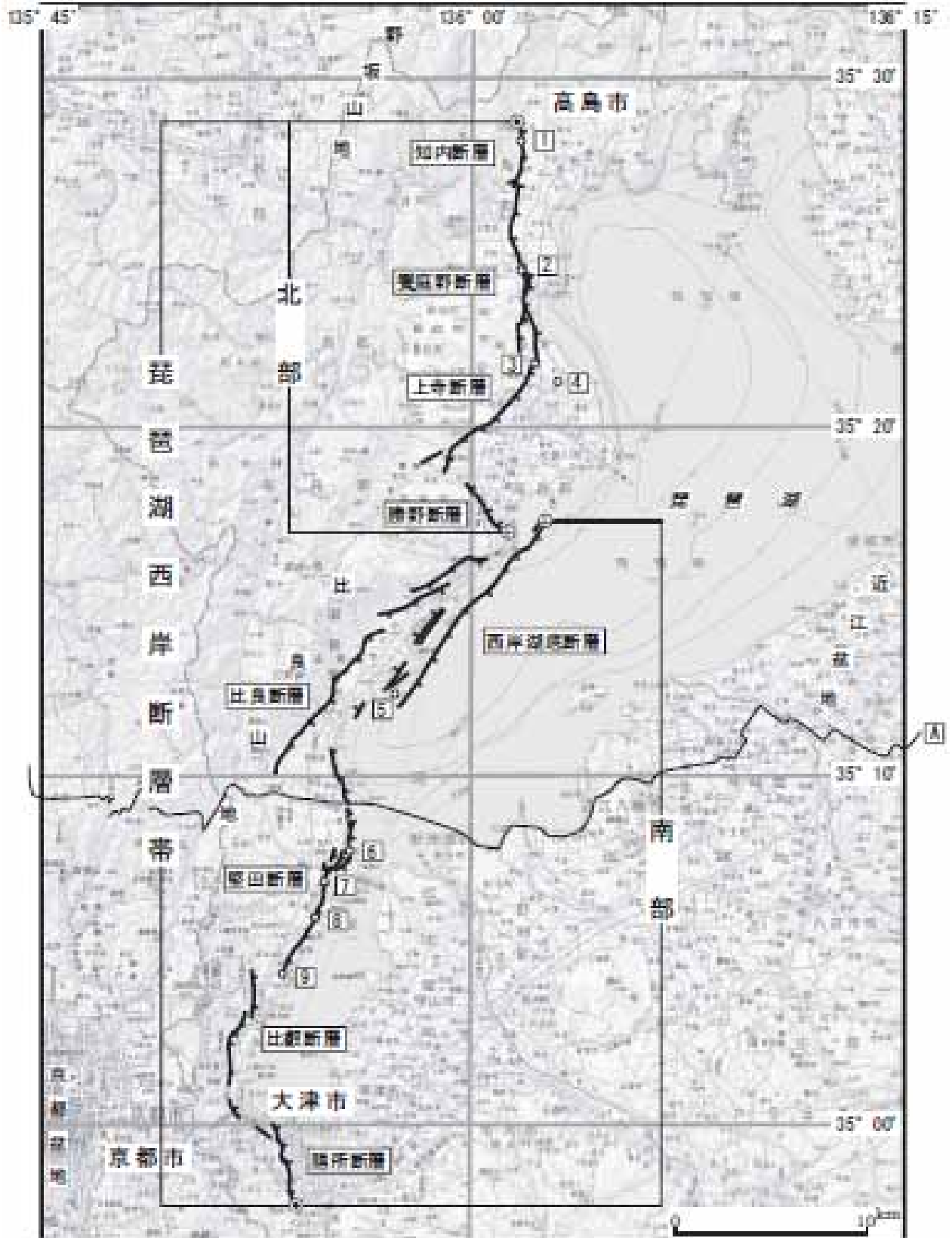


図2 琵琶湖西岸断層帯の位置と主な調査地点

1：石庭地点 2：弘川地点 3：豊庭地点 4：針江地点 5：比良沖地点

6：真野地点 7：本堅田地点 8：衣川地点 9：比叡辻地点

A：反射法弾性波探査測線（文献6（文部科学省研究開発局ほか，2007）

⊕：断層帯の北端と南端 ⊗：北部の南端・南部の北端

断層の位置は文献5，7，11（中田・今泉編，2002；宮内ほか，2005；堤ほか，2005）に基づく。
基図は国土地理院発行数値地図200000「岐阜」「名古屋」「富津」「京都及大阪」を使用。

表1 琵琶湖西岸断層帯の特性

項目	特 性	信頼度 (注2)	根 拠 (注3)
1 断層帯の位置・形状			
(1) 琵琶湖西岸断層帯を構成する断層	北部：知内断層、饗庭野断層、上寺断層、勝野断層など 南部：西岸湖底断層、比良断層、堅田断層、比叡断層、膳所断層など		文献9による。
(2) 断層帯の位置・形状	地表における断層帯の位置・形状 断層帯の位置 北部：（北端）北緯35°29 東経136°02 （南端）北緯35°17 東経136°01 南部：（北端）北緯35°17 東経136°03 （南端）北緯34°58 東経135°54 全体：（北端）北緯35°29 東経136°02 （南端）北緯34°58 東経135°54 長さ 北部：約23 km 南部：約38 km 全体：約59 km 地下における断層面の位置・形状 長さ及び上端の位置 地表での長さ・位置と同じ 上端の深さ 0 km 一般走向 北部：N-S 南部：N20°E 全体：N10°E 傾斜 北部：西傾斜 南部：西傾斜 （地下約3 km までは40°、約3 - 5 km までは35°、約5 km 以深は不明） 幅 北部：不明 南部：不明		文献5、7、12による。位置及び長さは図2から計測。 上端の深さが0 kmであることから推定。 一般走向は断層帯の北端と南端を直線で結んだ方向（図2参照）。 傾斜は、文献3、6、11、13に示されたトレンチ調査、反射法弾性波探査結果などから推定。 地震発生層の下限の深さは北部で約15km程度、南部で約15 - 20 km。
(3) 断層のずれの向きと種類	北部：西側隆起の逆断層 南部：西側隆起の逆断層		文献2、3、14などに示された地形、地質の特徴による。
2 断層帯の過去の活動			
(1) 平均的なずれの速度	北部：約1.8 - 2.1 m / 千年（上下成分） 南部：約1.4 m / 千年（上下成分）		文献4による。 文献4による。

<p>(2)過去の活動時期</p>	<p>北部： 活動1（最新活動） 約2,800年前以後、約2,400年前以前 （注6） 活動2 約9,300年前以後、約7,600年前以前に少なくとも1回の活動</p> <p>南部： 活動1（最新活動） 1185年（元暦2年）の地震 （地形地質調査では11世紀以後、12世紀以前） 活動2 約16,000年前以後、約4,000年前以前に少なくとも1回の活動</p>		<p>文献3に示された資料から推定。</p> <p>説明文参照。</p> <p>文献8、10、15に示された資料から推定。</p> <p>説明文参照。</p>
<p>(3)1回のずれの量と平均活動間隔</p>	<p>1回のずれの量</p> <p>北部： 2 - 5m程度（上下成分）</p> <p>南部： 6 - 8m程度（上下成分）</p> <p>平均活動間隔</p> <p>北部：約1,000 - 2,800年</p> <p>南部：約4,500 - 6,000年</p>		<p>文献3及び断層の長さから推定。</p> <p>平均的なずれの速度と平均活動間隔から推定。</p> <p>平均的なずれの速度と1回のずれの量から推定。</p> <p>過去の活動から推定。</p> <p>説明文2.2(4)参照。</p>
<p>(4)過去の活動区間</p>	<p>北部と南部の2区間</p>		<p>過去の活動から推定</p>
<p>3 断層帯の将来の活動</p>			
<p>(1)将来の活動区間及び地震の規模</p>	<p>活動区間 北部と南部の2区間 断層帯全体が同時に活動する可能性もある</p> <p>地震の規模 北部：マグニチュード7.1程度 南部：マグニチュード7.5程度 全体：マグニチュード7.8程度</p> <p>ずれの量 北部：2 - 5m程度（上下成分） 南部：6 - 8m程度（上下成分）</p>		<p>過去の活動から推定。</p> <p>断層の長さから推定。</p> <p>過去の活動から推定。</p>

表2 将来の地震発生確率等（北部はポアソン過程を適用）

項目	将来の地震発生確率等 (注4)	信頼度 (注5)	備考
<北部> (注4) 今後30年以内の地震発生確率 今後50年以内の地震発生確率 今後100年以内の地震発生確率 今後300年以内の地震発生確率	1% - 3% 2% - 5% 4% - 10% 10% - 30%	d	北部の発生確率はポアソン過程による。
<南部> 地震後経過率(注6) 今後30年以内の地震発生確率 今後50年以内の地震発生確率 今後100年以内の地震発生確率 今後300年以内の地震発生確率 集積確率(注7)	0.1 - 0.2 ほぼ0% ほぼ0% ほぼ0% ほぼ0% ほぼ0%	c	発生確率及び集積確率は文献1による。

(注1)

琵琶湖西岸断層帯北部では、活動間隔の長さと比較して最新活動時期からの経過時間が非常に長いため、通常の活断層評価で用いている更新過程（地震の発生確率が時間とともに変動するモデル）を適用せず、特殊な更新過程であるポアソン過程（地震の発生時期に規則性を与えないモデル）を適用して地震発生確率を求めた。

(注2)

信頼度は、特性欄に記載されたデータの相対的な信頼性を表すもので、記号の意味は次のとおり。

：高い、：中程度、：低い

(注3)

文献については、本文末尾に示す以下の文献。

- 文献1：地震調査研究推進本部地震調査委員会（2001）
- 文献2：小松原ほか（1998b）
- 文献3：小松原ほか（1999）
- 文献4：小松原（2006）
- 文献5：宮内ほか（2005）
- 文献6：文部科学省研究開発局ほか（2007）
- 文献7：中田・今泉編（2002）
- 文献8：西山（2000）
- 文献9：岡田・東郷編（2000）
- 文献10：産業技術総合研究所（2007）
- 文献11：滋賀国道事務所（2004）
- 文献12：堤ほか（2005）
- 文献13：戸田ほか（1996）
- 文献14：東郷（1971）
- 文献15：宇佐美（2003）

(注4)

評価時点はすべて2009年1月1日現在。

(注5)

地震後経過率、発生確率及び現在までの集積確率（以下、発生確率等）の信頼度は、評価に用いた信頼できるデータの充足性から、評価の確からしさを相対的にランク分けしたもので、a からd の4段階で表す。各ランクの一般的な意味は次のとおりである。

a：（信頼度が）高い b：中程度 c：やや低い d：低い

（注6）

最新活動（地震発生）時期から評価時点までの経過時間を、平均活動間隔で割った値。

（注7）

前回の地震発生から評価時点までに地震が発生しているはずの確率。

4 湖北山地断層帯の評価（平成 15 年 6 月 11 日 地震調査研究推進本部 地震調査委員会）

湖北山地断層帯は、敦賀平野東部から琵琶湖北方の野坂山地（湖北山地ともいう）にかけて分布する活断層帯である。ここでは、平成 8 - 10 年度に地質調査所（現：産業技術総合研究所）によって行われた調査をはじめ、これまでに行われた調査研究成果に基づいて、この断層帯の諸特性を次のように評価した。

(1) 湖北山地断層帯の位置及び形状

湖北山地断層帯は北西部と南東部に二つに区分される。

断層帯北西部は、福井県敦賀市から滋賀県高島市今津町に至る断層帯である。長さは約 25km で、概ね北東 - 南西方向に延びており、右横ずれかつ南東側が相対的に隆起する逆断層である。この付近では野坂・集福寺断層帯が概ね北西 - 南東方向に延びており、湖北山地断層帯北西部はこれを野坂断層帯と集福寺断層帯に二分している（図 1、2、表 1）。

断層帯南東部は、敦賀市南部の滋賀県境付近から高島市今津町に至る断層帯である。長さは約 16km で、概ね北東 - 南西方向にいくつかの断層がほぼ並走して延びており、右横ずれを主体とする断層である（図 1、2、表 3）。

(2) 断層帯の過去の活動

断層帯北西部

断層帯北西部の最新活動時期は 11 - 14 世紀と推定され、その平均的な活動間隔は約 3,000 - 4,000 年であった可能性がある（表 1）。

断層帯南東部

断層帯南東部の最新活動時期は 15 - 17 世紀と推定され、その平均的な活動間隔は概ね 7,000 年程度であった可能性がある（表 3）。

(3) 断層帯の将来の活動

断層帯北西部

断層帯北西部では、全体が一つの区間として活動し、M7.2 程度の地震が発生すると推定される。この場合、2m 程度の右横ずれと断層の南東側が北西側に対して高まる段差が生じる可能性がある（表 1）。本断層帯の最新活動後の経過率及び将来このような地震が発生する長期確率は、表 2 に示すとおりである。

断層帯南東部

断層帯南東部では、全体が一つの区間として活動し、M6.8 程度の地震が発生すると推定される（表 3）。本断層帯の最新活動後の経過率及び将来このような地震が発生する長期確率は、表 4 に示すとおりである。

(4) 今後に向けて

断層帯北西部のうち、敦賀平野東縁付近の断層については、断層が存在しない可能性も指摘されている。また、本断層帯北西部では平均活動間隔が精度よく求められていない。このため、断層帯北西部全体において、活動区間や平均的なずれの速度及び 1 回のずれの量など、過去の活動に関する精度のよい資料を得る必要がある。

断層帯南東部では、平均活動間隔が精度よく求められていない。また、過去の活動に関する資料が特定の断層でのみ求められており、他の断層については資料がない。このため、過去の活動に関する資料をさらに得る必要がある。

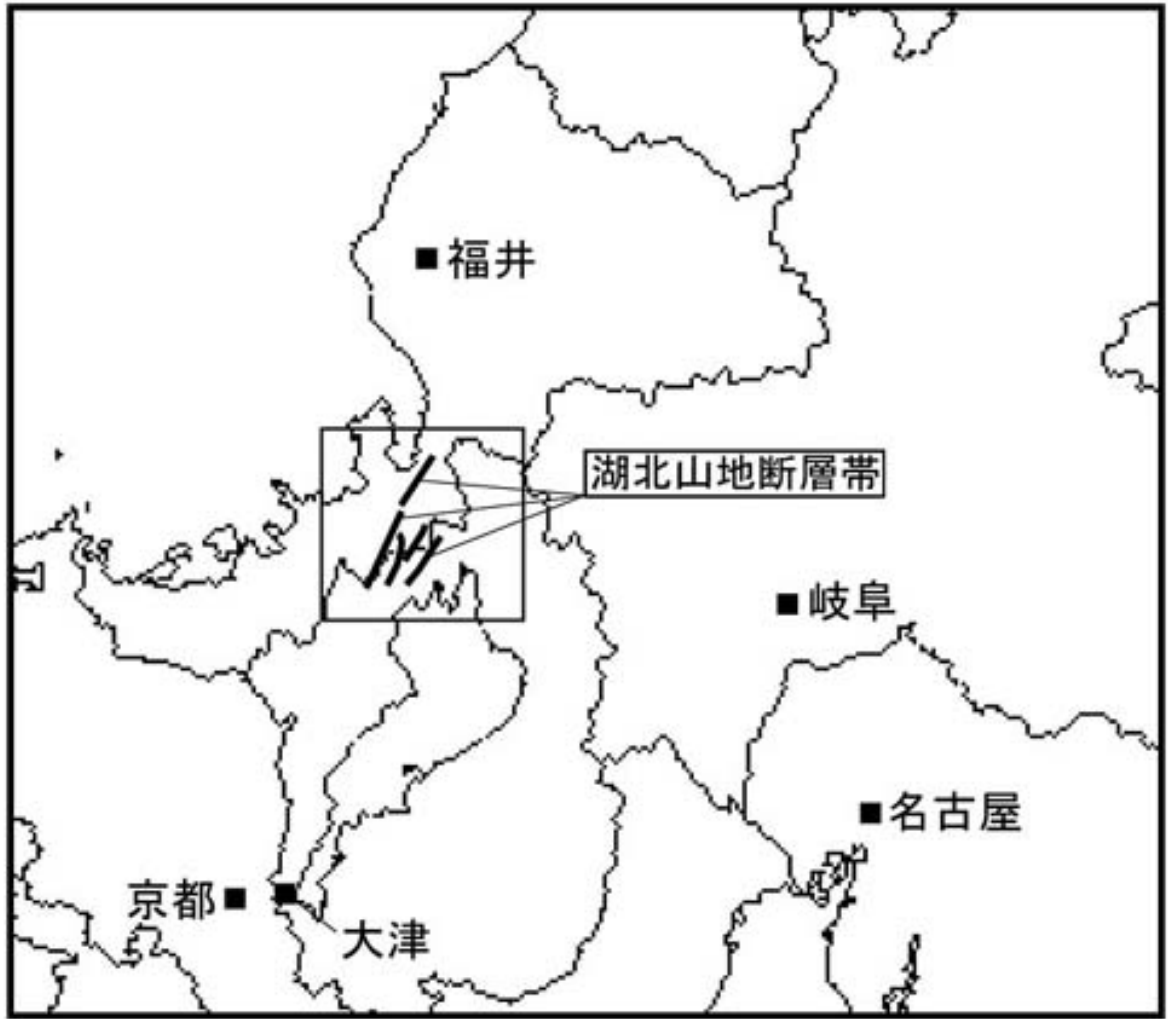


图 1 位置概略图

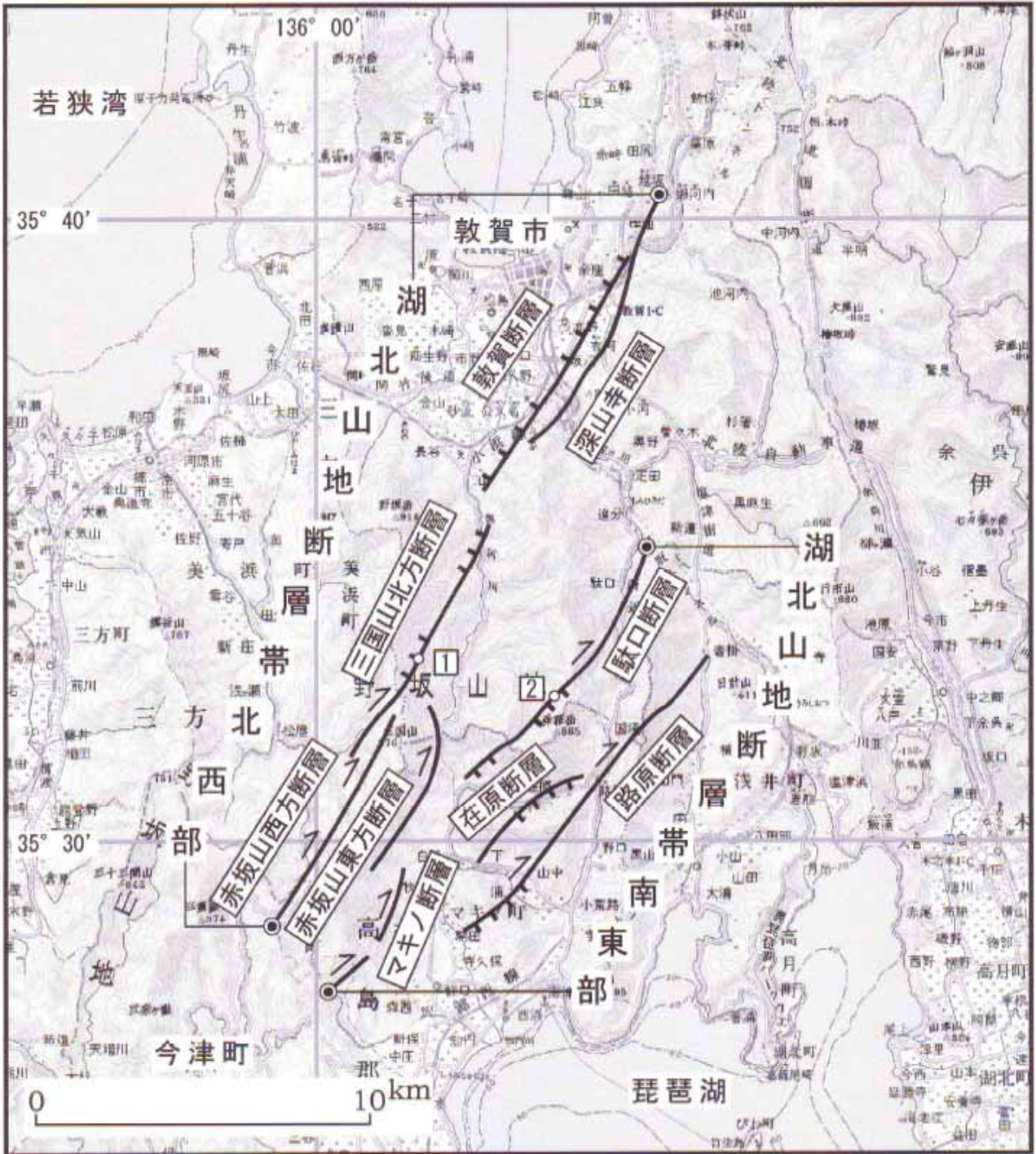


図2 湖北山地断層帯の活断層位置と主な調査地点

1 : 池の谷地点 2 : 乗鞍岳北方地点

◎ : 断層帯の北東端と南西端

活断層の位置は文献2に基づく。

基図は国土地理院発行数値地図200000「岐阜」及び「宮津」を使用。

表1 湖北山地断層帯北西部の特性

項目	特 性	信頼度 (注1)	根 拠 (注2)
1 断層帯の位置・形状			
(1) 湖北山地断層帯北西部を構成する断層	敦賀断層、深山寺断層、三国山北方断層、赤坂山西方断層		文献2による。
(2) 断層帯の位置・形状	<p>地表における断層帯の位置・形状 断層帯の位置 (北東端)北緯 35° 40 東経 136° 7 (南西端)北緯 35° 29 東経 135° 59 長さ 約 25km</p> <p>地下における断層帯の位置・形状 長さ及び上端の位置 地表での長さ・位置と同じ 上端の深さ 0 km 一般走向 N30° E 傾斜 高角、南東傾斜 (地表付近) 幅 約 15km</p>		<p>文献2による。数値は図2から計測。形状は図2を参照。</p> <p>上端の深さが0 km であることから推定。</p> <p>一般走向は断層帯の北西端と南東端を直線で結んだ方向(図2参照)。傾斜は、トレンチや断層露頭で現れた傾斜から推定。 幅は、断層面の傾斜と地震発生層の下限の深さとから推定。</p>
(3) 断層のずれの向きと種類	右横ずれかつ南東側隆起の逆断層		文献4などによる。
2 断層帯の過去の活動			
(1) 平均的なずれの速度	0.5m/千年程度(上下成分)		文献4などに示された資料から推定。
(2) 過去の活動時期	活動1(最新活動時期): 11 - 14世紀		文献4に示された資料から推定。
(3) 1回のずれの量と平均活動間隔	<p>1回のずれの量: 約 2m(右横ずれ成分) 約 1.5 - 2m(上下成分)</p> <p>平均活動間隔 約 3,000-4,000年</p>		<p>上下成分は文献4による。横ずれ成分は断層の長さから推定。</p> <p>平均的なずれの速度(上下成分)と1回のずれの量(上下成分)から推定。</p>
(4) 過去の活動区間	断層帯全体で1区間		断層の地表形態から推定。
3 断層帯の将来の活動			
(1) 将来の活動区間及び地震の規模	<p>活動区間 : 断層帯全体で1区間</p> <p>地震の規模: M7.2程度 ずれの量: 約 2m(右横ずれ成分) 約 1.5 - 2m(上下成分)</p>		<p>断層の地表形態から推定。</p> <p>断層の長さから推定。 断層の長さから推定。 文献4による。</p>

表2 湖北山地断層帯北西部の将来の地震発生確率等

項 目	将来の地震発生確率等 (注3)	信頼度 (注4)	備 考
地震後経過率(注5) 今後30年以内の地震発生確率 今後50年以内の地震発生確率 今後100年以内の地震発生確率 今後300年以内の地震発生確率 集積確率(注6)	0.2 - 0.3 ほぼ0% ほぼ0% ほぼ0% ほぼ0% - 0.02% ほぼ0%	b	発生確率及び集積確率は文献1による。

表3 湖北山地断層帯南東部の特性

項目	特 性	信頼度 (注1)	根 拠 (注2)
1 断層帯の位置・形状			
(1) 湖北山地断層帯北西部を構成する断層	駄口断層、路原断層、在原断層、赤坂山東方断層、マキノ断層		文献2による。
(2) 断層帯の位置・形状	<p>地表における断層帯の位置・形状 断層帯の位置 (北東端)北緯 35° 35 東経 136° 7 (南西端)北緯 35° 28 東経 136° 0 長さ 約 16km</p> <p>地下における断層帯の位置・形状 長さ及び上端の位置 地表での長さ・位置と同じ 上端の深さ 0 km 一般走向 N40° E</p> <p>傾斜 ほぼ垂直(地表付近)</p> <p>幅 約 15km</p>		<p>文献2による。数値は図2から計測。形状は図2を参照。</p> <p>上端の深さが0 kmであることから推定。</p> <p>一般走向は断層帯の北東端と南西端を直線で結んだ方向(図2参照)。 傾斜は、トレンチや断層露頭で現れた傾斜から推定。 幅は、断層面の傾斜と地震発生層の下限の深さとから推定。</p>
(3) 断層のずれの向きと種類	右横ずれ断層 (一部で北西側隆起の上下成分を伴う)		文献5などによる。
2 断層帯の過去の活動			
(1) 平均的なずれの速度	0.15m/千年程度(駄口断層の上下成分) 右横ずれ成分は不明		文献5などに示された資料から推定。
(2) 過去の活動時期	活動1(最新活動): 15-17世紀 先行する活動: 約6,000-8,000年前頃		文献5に示された資料から推定。
(3) 1回のずれの量と平均活動間隔	1回のずれの量: 約1m(上下成分) 平均活動間隔 概ね7,000年程度		<p>文献5による。</p> <p>平均的なずれの速度(上下成分)と1回のずれの量(上下成分)から推定。</p>
(4) 過去の活動区間	断層帯全体で1区間		断層の地表形態から推定。
3 断層帯の将来の活動			
(1) 将来の活動区間及び地震の規模	<p>活動区間 : 断層帯全体で1区間</p> <p>地震の規模 : M6.8程度</p> <p>ずれの量 : 約1m(上下成分)</p>		<p>断層の地表形態から推定。 断層の長さから推定。</p> <p>過去の活動から推定。</p>

表4 湖北山地断層帯南東部の将来の地震発生確率等

項 目	将来の地震発生確率等 (注3)	信頼度 (注4)	備 考
地震後経過率(注5)	0.04 - 0.09		発生確率及び集積確率は文献1による。
今後30年以内の地震発生確率	ほぼ0%	b	
今後50年以内の地震発生確率	ほぼ0%		
今後100年以内の地震発生確率	ほぼ0%		
今後300年以内の地震発生確率	ほぼ0%		
集積確率(注6)	ほぼ0%		

(注1)

信頼度は、特性欄に記載されたデータの相対的な信頼性を表すもので、記号の意味は次のとおり。

：高い、：中程度、：低い

(注2)

文献については、本文末尾に示す以下の文献。

文献1：地震調査研究推進本部地震調査委員会(2001)

文献2：岡田・東郷編(2000)

文献3：杉山(1997)

文献4：杉山ほか(1998)

文献5：杉山・吉岡(1999)

(注3)

評価時点はすべて2003年1月1日現在。「ほぼ0%」は $10^{-3}\%$ 未満の確率値を示す。

(注4)

地震後経過率、発生確率及び現在までの集積確率(以下、発生確率等)の信頼度は、評価に用いた信頼できるデータの充足性から、評価の確からしさを相対的にランク分けしたもので、aからdの4段階で表す。各ランクの一般的な意味は次のとおりである。

a：(信頼度が)高い b：中程度 c：やや低い d：低い

(注5)

最新活動(地震発生)時期から評価時点までの経過時間を、平均活動間隔で割った値。

(注6)

前回の地震発生から評価時点までに地震が発生しているはずの確率。

5 野坂・集福寺断層帯の評価（平成 15 年 6 月 11 日 地震調査研究推進本部 地震調査委員会）

野坂・集福寺（のさか・しゅうふくじ）断層帯は、若狭湾から琵琶湖北方の野坂山地にかけて分布する活断層帯である。ここでは、平成 9、11 年度に地質調査所（現：産業技術総合研究所）によって行われた調査をはじめ、これまでに行われた調査研究成果に基づいて、この断層帯の諸特性を次のように評価した。

(1) 野坂・集福寺断層帯の位置及び形状

野坂・集福寺断層帯は、野坂断層帯と集福寺断層の二つに区分される。

野坂断層帯は、若狭湾から福井県三方郡美浜町を経て敦賀市に至る断層帯である。長さは約 31km で、北西-南東方向に延びており、左横ずれかつ北東側が相対的に隆起する逆断層である（図 1、2、表 1）。

集福寺断層は、敦賀市から滋賀県長浜市西浅井町に至る断層である。長さは約 10km で、北西 - 南東方向に延びており、左横ずれを主体とする断層である（図 1、2、表 3）。

(2) 断層帯の過去の活動

野坂断層帯の最新活動時期は、15 - 17 世紀と推定され、その平均的な活動間隔は、約 5,600 - 7,600 年もしくはこれらよりも短い間隔であった可能性がある（表 1）。

集福寺断層の過去の活動に関する資料は得られていない。

(3) 断層帯の将来の活動

野坂断層帯では、全体が 1 つの区間として活動し、M7.3 程度の地震が発生すると推定される。この場合、2 - 3 m 程度の左横ずれと断層の北東側が南西側に対して高まる段差が生じる可能性がある（表 1）。本断層帯の最新活動後の経過率及び将来このような地震が発生する長期確率は、表 2 に示すとおりである。

集福寺断層では、M6.5 程度の地震が発生すると推定され、0.8m 程度の左横ずれが生じる可能性がある（表 3）。集福寺断層の将来における地震発生の可能性は不明である。

(4) 今後に向けて

野坂断層帯では平均活動間隔が精度よく求めてられていない。このため、平均的なずれの速度や 1 回のずれの量など、過去の活動に関する精度のよい資料を得る必要がある。また、海域においても過去の活動に関する精度のよい資料を得る必要がある。

集福寺断層は長さが 10km 程度で比較的規模の小さな断層であるが、過去の活動に関する資料はほとんど得られていないため、最新活動時期や平均活動間隔を特定するための資料を得る必要がある。



図 1 位置概略図

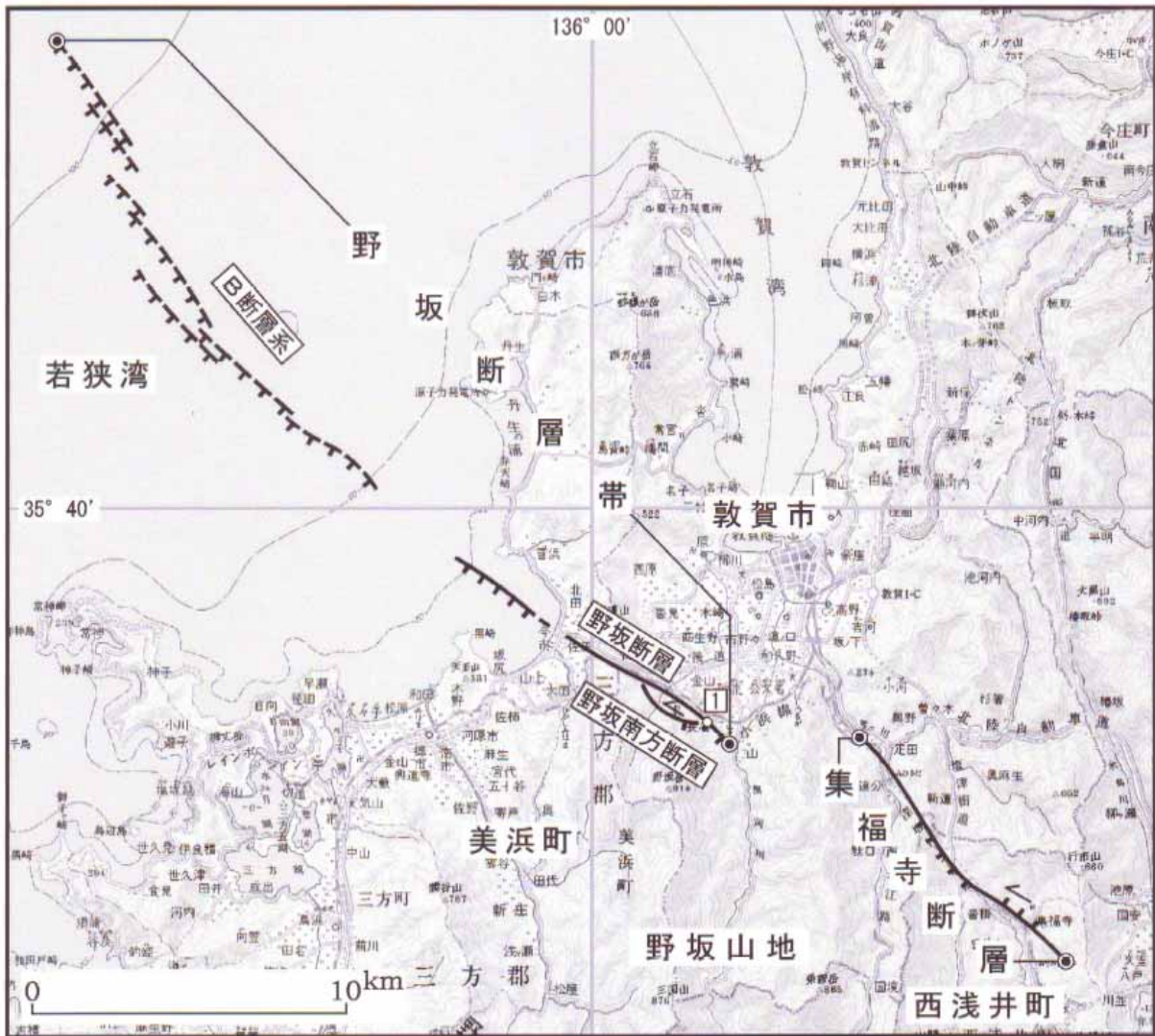


図2 野坂・集福寺断層帯の活断層位置と主な調査地点

1：長谷地点

◎：断層帯の北西端と南東端

活断層の位置は文献2，3及び文献4に基づく。

基図は国土地理院発行数値地図200000「岐阜」及び「宮津」を使用。

表1 野坂断層帯の特性

項目	特性	信頼度 (注1)	根拠 (注2)
1 断層帯の位置・形状			
(1)野坂断層帯を構成する断層	B断層系、野坂断層、野坂南方断層		文献3、4による。
(2)断層帯の位置・形状	<p>地表における断層帯の位置・形状 断層帯の位置 (北西端)北緯 35° 48 東経 135° 49 (南東端)北緯 35° 36 東経 136° 3 長さ 約 31km</p> <p>地下における断層帯の位置・形状 長さ及び上端の位置 地表での長さ・位置と同じ 上端の深さ 0 km 一般走向 N50° W 傾斜 高角、北東傾斜 幅 約 15km</p>		<p>文献2、3、4による。数値は図2から計測。形状は図2を参照。</p> <p>上端の深さが0 kmであることから推定。 一般走向は断層帯の北西端と南東端を直線で結んだ方向(図2参照)。 傾斜は、説明文2.1.1断層帯の位置・形態を参照 幅は、浅部の傾斜と地震発生層の下限の深さ(15km程度)から推定。</p>
(3)断層のずれの向きと種類	左横ずれ、かつ北東側隆起の逆断層		文献6に示された地形の特徴等による。
2 断層帯の過去の活動			
(1)平均的なずれの速度	<p>上下成分 : 0.2 - 0.3m/千年(陸域) 0.8m/千年(海域) 左横ずれ成分: 数値は不明。ただし、陸域では上下成分よりも大きいと考えられる。</p>		文献3、5に示された資料から推定。
(2)過去の活動時期	活動1(最新活動): 15 - 17世紀		活動時期は文献5に示された資料から推定。
(3)1回のずれの量と平均活動間隔	<p>1回のずれの量 約0.5mもしくはそれ以下 (野坂断層の上下成分) 約2 - 3m(左横ずれ成分) 平均活動間隔 約5,600 - 7,600年もしくはこれらよりも短い間隔</p>		上下成分は文献5による。横ずれ成分は断層の長さから推定。 説明文2.1.2断層帯の過去の活動を参照。
(4)過去の活動区間	断層帯全体で1区間		断層の位置関係・形状などから推定。

3 断層帯の将来の活動			
(1) 将来の活動区間及び地震の規模	活動区間 : 断層帯全体で 1 区間 地震の規模 : M 7.3 程度 ずれの量 : 約 0.5m もしくはそれ以下 (野坂断層の上下成分) 約 2 - 3m (左横ずれ成分)		断層の位置関係・形状などから推定。 活動区間の長さから推定。 過去の活動から推定。

表 2 野坂断層帯の将来の地震発生確率等

項 目	将来の地震発生確率等 (注 3)	信頼度 (注 4)	備 考
地震後経過率 (注 5)	0.04 - 0.1 もしくはそれ以上		
今後 30 年以内の地震発生確率	ほぼ 0% もしくはそれ以上	b	発生確率及び集積確率は文献 1 による。
今後 50 年以内の地震発生確率	ほぼ 0% もしくはそれ以上		
今後 100 年以内の地震発生確率	ほぼ 0% もしくはそれ以上		
今後 300 年以内の地震発生確率	ほぼ 0% もしくはそれ以上		
集積確率 (注 6)	ほぼ 0% もしくはそれ以上		

表 3 集福寺断層の特性

項 目	特 性	信頼度 (注 1)	根 拠 (注 2)
1 断層帯の位置・形状	<p>地表における断層帯の位置・形状</p> <p>断層帯の位置 (北西端) 北緯 35° 36 東経 136° 6 (南東端) 北緯 35° 32 東経 136° 10 長さ 約 10km</p> <p>地下における断層帯の位置・形状 長さ及び上端の位置 地表での長さ・位置と同じ</p> <p>上端の深さ 0 km</p> <p>一般走向 N40° W</p> <p>傾斜 ほぼ垂直 (地表近傍)</p> <p>幅 約 15km</p> <p>ずれの向きと種類 左横ずれ断層 (北東側隆起の上下成分を伴う)</p>		<p>文献 4 による。数値は図 2 から計測。形状は図 2 を参照。</p> <p>上端の深さが 0 km であることから推定。</p> <p>一般走向は断層帯の北西端と南東端を直線で結んだ方向 (図 2 参照)。</p>

2 断層帯の過去の活動	活動度がB級であると推定される以外は不明		活動度は文献4などによる。
3 断層帯の将来の活動	活動区間 : 断層帯全体で1区間 地震の規模 : M 6.5程度 ずれの量 : 約0.8m程度(左横ずれ成分)		断層の地表形態から推定。 断層の長さから推定。

(注1)

信頼度は、特性欄に記載されたデータの相対的な信頼性を表すもので、記号の意味は次のとおり。

：高い、：中程度、：低い

(注2)

文献については、本文末尾に示す以下の文献。

文献1：地震調査研究推進本部地震調査委員会(2001)

文献2：海上保安庁(1980)

文献3：小松原ほか(2000)

文献4：岡田・東郷編(2000)

文献5：杉山ほか(1998a)

文献6：東郷(1974)

(注3)

評価時点はすべて2003年1月1日現在。「ほぼ0%」は 10^{-3} %未満の確率値を示す。

(注4)

地震後経過率、発生確率及び現在までの集積確率(以下、発生確率等)の信頼度は、評価に用いた信頼できるデータの充足性から、評価の確からしさを相対的にランク分けしたもので、aからdの4段階で表す。各ランクの一般的な意味は次のとおりである。

a:(信頼度が)高い b:中程度 c:やや低い d:低い

(注5)

最新活動(地震発生)時期から評価時点までの経過時間を、平均活動間隔で割った値。

(注6)

前回の地震発生から評価時点までに地震が発生しているはずの確率。

(注7)

平均活動間隔の最小値が絞り込まれていないため、地震後経過率、発生確率及び集積確率の最大値は不明である。しかし、最新活動後、評価時点までの経過時間は300-600年程度で、我が国の一般的な活断層の平均的な活動間隔と比べると短い時間しか経過しておらず、また、我が国の他の活断層に対して野坂断層帯の活動度が特段に高いことを示す資料もないことから、野坂断層帯でごく近い将来にここで評価したような地震が発生する可能性は低いと考えられる。

6 柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯の評価（平成16年1月14日 地震調査研究推進本部 地震調査委員会）

柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯は、丹生（にゅう）山地西方の日本海沿岸から琵琶湖東岸を経て伊吹山地南縁に至る活断層帯である。ここでは、平成4年度及び9年度の地質調査所（現：産業技術総合研究所）による調査や平成7年度の岐阜県、平成8 - 9年度の福井県による調査をはじめ、これまでに行われた調査研究成果に基づいて、この断層帯の特性を次のように評価した。

(1) 柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯の位置及び形状

柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯は、日本海沿岸の福井県福井市鮎川から福井市（旧越廼（こしの）村）越前岬沖の若狭湾東縁を通り、滋賀県長浜市木之本町を経て、岐阜県不破郡垂井町に至る柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯主部と、福井県敦賀市の立石岬付近から敦賀湾を横切り、滋賀県長浜市余呉町に至る「浦底 - 柳ヶ瀬山断層帯」からなる。

柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯主部は、全体の長さは約100kmで、屈曲点を境に北部では北北東 - 南南西方向、南部では北西 - 南東方向に延びる。本断層帯は過去の活動時期から、断層帯北端の福井県福井市鮎川から山中峠南東付近までの北部、山中峠南東付近から椿坂峠付近までの中部、及び椿坂峠から断層帯南端の岐阜県不破郡垂井町に至る南部の3つの区間に細分される。北部は断層の東側が西側に対して相対的に隆起する逆断層で、南半部は左横ずれ成分を伴う。中部は左横ずれ断層である。南部は左横ずれを主体とし、一部、断層の北東ないし東側が西側に対して相対的に隆起する逆断層からなる（図1、2及び表1）。

浦底 - 柳ヶ瀬山断層帯は、長さが約25kmで、北西 - 南東方向に延びる左横ずれを主体とする断層である（図1、2及び表3）。

(2) 断層帯の過去の活動

柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯主部

断層帯主部は、過去の活動時期の違いから、北部、中部、南部の3つに区分される。

北部の平均的な上下方向のずれの速度は0.6-0.8m/千年もしくはそれ以上、最新の活動は17世紀頃であったと推定される。活動時には、断層の東側が西側に対して概ね4 - 6m程度隆起したと推定される。また、平均的な活動間隔は約2,300 - 2,700年であった可能性がある（表1）。

中部の最新活動は約7,200年前以後、約7,000年前以前であったと考えられる。平均的な活動間隔は不明であるが、地形的特徴からB級の活動度を有している可能性がある（表1、注1）。

南部の最新活動は約4,900年前以後、15世紀以前であったと推定される。平均的な活動間隔は不明であるが、地形的特徴からB級の活動度を有している可能性がある（表1）。

浦底 - 柳ヶ瀬山断層帯

浦底 - 柳ヶ瀬山断層帯はその地形的特徴から、B - C級の活動度を有している可能性がある。過去の活動時期や平均的な活動間隔に関する資料は得られていない（表3）。

(3) 断層帯の将来の活動

柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯主部

断層帯主部は、最新活動と同様に3つの区間に分かれて活動すると推定されるが、北部と中部または中部と南部を合わせた区間（以下、北中部及び中南部とする）が活動する可能性や断層帯全体が1つの区間として同時に活動する可能性もある。北部、中部、南部の3つに分かれて活動する場合、北部ではM7.6程度の地震が発生する可能性があり、その際には断層の東側が相対的に4 - 6m程度隆起すると推定される。中部ではM6.6程度の地震が発生すると推定され、その際には1m程度の左横ずれが生じる可能性がある。南部では、M7.6程度の地震が発生し、その際には3 - 4m程度の左横ずれが生じる可能性がある。

北中部または中南部が活動する場合は、それぞれM7.8程度の地震が発生する可能

性がある。

断層帯全体が活動する場合は、M8.2 程度の地震が発生する可能性がある。

北部の最新活動後の経過率及び将来このような地震が発生する長期確率は表 2 に示すとおりである。中部及び南部は平均活動間隔が不明なため、将来の地震発生確率を求めることはできない。

北中部が活動する場合及び主部全体が活動する場合の地震発生確率は、北部が単独で活動する場合の確率を超えないものと考えられる。また、中南部が活動する場合の確率は、中部及び南部における平均活動間隔が不明なため、求めることができない。

浦底 - 柳ヶ瀬山断層帯

浦底 - 柳ヶ瀬山断層帯では、M7.2 程度の地震が発生すると推定され、その際には 2 m 程度の左横ずれが生じる可能性がある（表 3）。過去の活動が明らかでないため、将来このような地震が発生する長期確率を求めることはできない。

(4) 今後に向けて

断層帯主部では、平均活動間隔について信頼度の高い数値が得られていないため、平均的なずれの速度や 1 回のずれの量などを精度よく求める必要がある。また、断層帯主部は過去の最新活動時期の違いから、将来においても北部、中部、南部が別々に活動すると推定されるが、断層の形状などから北部と中部または中部と南部を合わせた区間が活動する場合や断層帯全体が 1 つの区間として活動する可能性も否定できない。したがって、それぞれの区間において過去の活動に関するより一層の資料を得る必要がある。特に南部の鍛冶屋断層以南では、活動時期に関する資料がほとんど得られておらず、今後十分な調査を行う必要がある。中部と南部の境界位置や、南部の活動区間についてもさらに明らかにする必要がある。

また、断層帯主部とその西側を並走する浦底 - 柳ヶ瀬山断層帯は非常に近接して分布していることから、断層帯主部の一部と浦底 - 柳ヶ瀬山断層帯との活動に関連がある可能性もあり、両断層帯の地下の断層面の形状等を明らかにする必要がある。

浦底 - 柳ヶ瀬山断層帯では過去の活動に関してほとんど資料が得られていない。したがって、過去の活動履歴を明らかにする必要がある。



図1 柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯の概略位置図
(長方形は図2の範囲)

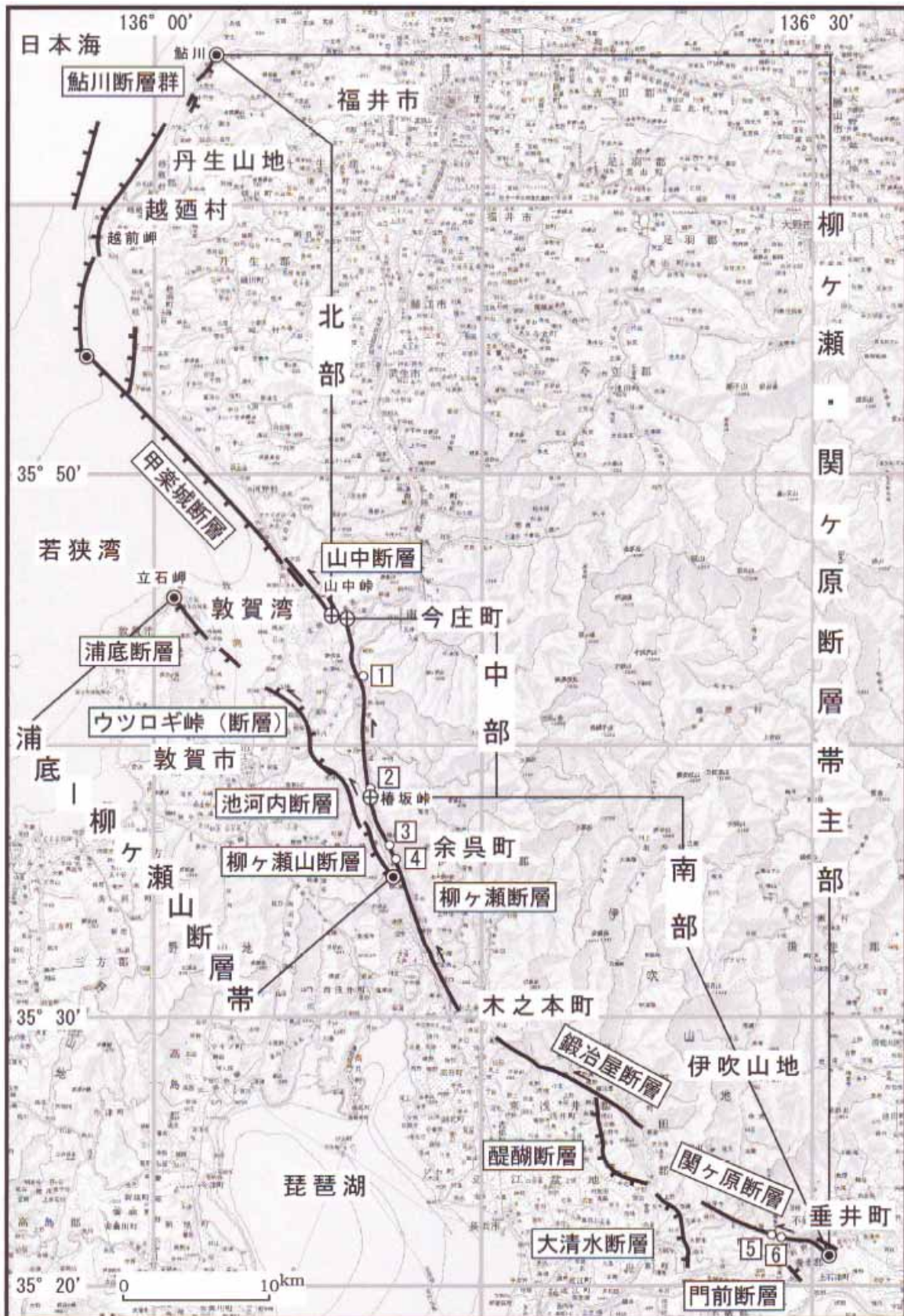


図2 柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯の活断層位置と主な調査地点

1：清水洞地点 2：椿坂峠地点 3：椿坂地点

4：雁ヶ谷口地点 5：丸山地点 6：秋葉地点

活断層の位置は文献2, 3, 5, 6及び11に基づく。

◎：断層帯の両端と屈曲点 ⊕：断層帯の北部・中部・南部の境界

基図は国土地理院発行数値地図200000「金沢」「岐阜」「名古屋」

「宮津」及び「京都及大阪」を使用。

表1 柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯主部の特性

項目	特 性	信頼度 (注2)	根 拠 (注3)
1. 断層帯の位置・形状			
(1) 柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯主部を構成する断層	北部：鮎川断層群、甲楽城（かぶらぎ）断層、山中断層 中部：柳ヶ瀬断層 南部：柳ヶ瀬断層、鍛冶屋断層、醍醐断層、大清水断層、関ヶ原断層、門前断層		文献3、6による。
(2) 断層帯の位置・形状	<p>地表における断層帯の位置・形状</p> <p>断層帯の位置</p> <p>全体：（北端）北緯 36° 06 東経 136° 03 （屈曲点）北緯 35° 54 東経 135° 57 （南東端）北緯 35° 21 東経 136° 31</p> <p>北部：（北端）北緯 36° 06 東経 136° 03 （屈曲点）北緯 35° 54 東経 135° 57 （南端）北緯 35° 45 東経 136° 08</p> <p>中部：（北端）北緯 35° 45 東経 136° 09 （南端）北緯 35° 38 東経 136° 10</p> <p>南部：（北西端）北緯 35° 38 東経 136° 10 （南東端）北緯 35° 21 東経 136° 31</p> <p>長さ 全体：約 100km 北部：約 48km 中部：約 12km 南部：約 45km</p> <p>地下における断層帯の位置・形状</p> <p>長さ及び上端の位置</p> <p>地表での長さ・位置と同じ</p> <p>上端の深さ 北部、中部、南部とも 0 km</p> <p>一般走向 全体：N20° E、N40° W 北部：N20° E、N50° W 中部：N10° W 南部：N50° W</p> <p>傾斜 北部：東傾斜（北半部） 約 40° 北東傾斜（南半部） 中部：ほぼ垂直（地表近傍） 南部：ほぼ垂直（地表近傍） 北東ないし東傾斜</p> <p>幅 北部：約 25km 中部：約 15km 南部：約 15km</p>		<p>断層帯の位置は、文献3、5、11による。数値は図2から計測、形状は図2を参照。</p> <p>上端の深さが 0 km であることから推定。</p> <p>一般走向は断層帯の北端、（屈曲点）及び南端を折れ線で結んだ方向。（図2参照）。</p> <p>傾斜は文献1などに示された音波探査結果、地形の特徴及び断層露頭から推定。</p> <p>幅は、断層面の傾斜と地震発生層の深さから推定。地震発生層の深さの下限は 15km 程度。</p>

(3) 断層のずれの向きと種類	北部：東側隆起の逆断層（北半部） 北東側隆起の逆断層（南半部：左横ずれ成分を伴う） 中部：左横ずれ断層 南部：左横ずれ断層 北東ないし東側隆起の逆断層	ずれの向きと種類は、文献1、5などに示された音波探査結果、地形・地質の特徴による。
2 断層帯の過去の活動		
(1) 平均的なずれの速度	北部：0.6-0.8m/千年もしくはそれ以上（上下成分） 中部：不明（活動度はB級） 南部：不明（活動度はB級）	文献10に示された資料から推定。中部・南部の括弧内の活動度は、文献3、6による。
(2) 過去の活動時期	北部：活動1（最新活動）17世紀頃 ：活動2（1つ前の活動） 約3,000年前以後、約2,700年前以前 中部：活動1（最新活動） 約7,200年前以後、約7,000年前以前 南部：活動1（最新活動） 約4,900年前以後、15世紀以前	活動時期は、文献4、7、9、12などに示された資料から推定。
(3) 1回のずれの量と平均活動間隔	1回のずれの量 北部：4 - 6m程度（上下成分） 中部：1m程度（左横ずれ成分） 南部：3 - 4m程度（左横ずれ成分） 平均活動間隔 北部：約2,300 - 2,700年 中部：不明 南部：不明	文献9に示された資料から推定。断層の長さから推定。断層の長さから推定。 文献9に示された資料から推定。
(4) 過去の活動区間	北部、中部及び南部の3区間	過去の活動時期から推定。
3 断層帯の将来の活動		
(1) 将来の活動区間及び活動時の地震の規模	活動区間 3区間（過去の活動区間と同じ） 北部と中部または中部と南部が同時に活動する可能性もある。 断層帯全体が同時に活動する可能性もある。 地震の規模及びずれの量 北部：地震規模 M7.6程度 ずれの量 4 - 6m程度 中部：地震規模 M6.6程度 ずれの量 1m程度 南部：地震規模 M7.6程度 ずれの量 3 - 4m程度 北中部：地震規模 M7.8程度 中南部：地震規模 M7.8程度 断層帯全体が活動する場合 ：地震規模 M8.2程度	過去の活動などから推定。 地震の規模は断層の長さから推定。ずれの量は、北部を過去の活動から推定した以外は、断層の長さから推定。

表2 柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯主部（北部）の将来の地震発生確率等

項 目	将来の地震発生確率等 (注4)	信頼度 (注5)	備 考
地震後経過率(注6)	0.1-0.2	b	発生確率及び集積確率は文献13による。
今後30年以内の地震発生確率	ほぼ0%		
今後50年以内の地震発生確率	ほぼ0%		
今後100年以内の地震発生確率	ほぼ0%		
今後300年以内の地震発生確率	ほぼ0%		
集積確率(注7)	ほぼ0%		

表3 浦底 - 柳ヶ瀬山断層帯の特性

項 目	特 性	信頼度 (注2)	根 拠 (注3)
1 断層帯の位置・形状			
(1) 浦底 - 柳ヶ瀬山断層帯を構成する断層	浦底断層、ウツロギ峠(断層)、池河内断層、柳ヶ瀬山断層		文献2, 6による。
(2) 断層帯の位置・形状	<p>地表における断層帯の位置・形状</p> <p>断層帯の位置 (北端) 北緯 35° 45 東経 136° 01 (南端) 北緯 35° 35 東経 136° 11 長さ 約 25km</p> <p>地下における断層帯の位置・形状</p> <p>長さ及び上端の位置 地表での長さ・位置と同じ</p> <p>上端の深さ 0 km 一般走向 N50° W</p> <p>傾斜 ほぼ垂直(地表近傍)</p> <p>幅 約 15km</p>		<p>文献6による。数値は図2から計測。形状は図2を参照。</p> <p>上端の深さが0 kmであることから推定。 一般走向は断層帯の北端と南端を直線で結んだ方向(図2参照)。</p> <p>傾斜は、文献2、6などに示された音波探査結果、地形の特徴及び断層露頭から推定。</p> <p>幅は、断層面の傾斜と地震発生層の深さから推定。地震発生層の深さの下限は15km程度。</p>
(3) 断層のずれの向きと種類	左横ずれ断層		文献2、6などに示された音波探査結果、地形・地質の特徴による。

2 断層帯の過去の活動			
(1) 平均的なずれの速度	平均変位速度	不明 (活動度 B - C 級)	括弧内の活動度は文献 3、6 による。
(2) 過去の活動時期	最新活動時期	不明 本断層付近では、いくつかの被害地震の記録があるが、いずれも本断層帯の活動との関係は不明。	文献 8 による。
(3) 1 回のずれの量と平均活動間隔	1 回のずれの量	2 m 程度 (左横ずれ成分)	断層の長さから推定。
	平均活動間隔	不明	
(4) 過去の活動区間	活動区間	断層帯全体で 1 区間	断層の位置関係・形状などから推定。
3 断層帯の将来の活動			
(1) 将来の活動区間及び活動時の地震の規模	活動区間	断層帯全体で 1 区間	断層の位置関係・形状などから推定。 断層の長さから推定。 断層の長さから推定。
	地震の規模及びずれの量	地震規模 M7.2 程度	
	ずれの量	2 m 程度 (左横ずれ成分)	

(注 1)

柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯主部 (中部・南部) 及び浦底 - 柳ヶ瀬山断層帯では、平均的なずれの速度を具体的に示すことはできないが、活断層の活動の活発さの程度、すなわち活動度 (松田, 1975) は推定できるので、それを示した。

- ・ 活動度が A の活断層
1 千年あたりの平均的なずれの量が 1 m 以上、10m 未満であるものをいう。
- ・ 活動度が B の活断層
1 千年あたりの平均的なずれの量が 0.1m 以上、1 m 未満であるものをいう。
- ・ 活動度が C の活断層
1 千年あたりの平均的なずれの量が 0.01m 以上、0.1m 未満であるものをいう。

(注 2)

信頼度は、特性欄に記載されたデータの相対的な信頼性を表すもので、記号の意味は次のとおり。

：高い、 ：中程度、 ：低い

(注 3)

文献については、本文末尾に示す以下の文献。

- 文献 1 : 福井県 (1997)
- 文献 2 : 海上保安庁 (1980)
- 文献 3 : 活断層研究会編 (1991)
- 文献 4 : 武藤ほか (1981)
- 文献 5 : 中田・今泉編 (2002)
- 文献 6 : 岡田・東郷編 (2000)
- 文献 7 : 杉山ほか (1993)
- 文献 8 : 宇佐美 (2003)
- 文献 9 : 山本・木下 (私信)
- 文献 10 : 山本ほか (1996)
- 文献 11 : 山本ほか (2000)
- 文献 12 : 吉岡ほか (1998)
- 文献 13 : 地震調査研究推進本部地震調査委員会 (2001)

(注 4)

評価時点はすべて 2004 年 1 月 1 日現在。「ほぼ 0%」は $10^{-3}\%$ 未満の確率値を示す。なお、計算に当たって用いた平均活動間隔の信頼度は低い()ことに留意されたい。

(注5)

地震後経過率、発生確率及び現在までの集積確率(以下、発生確率等)の信頼度は、評価に用いた信頼できるデータの充足性から、評価の確からしさを相対的にランク分けしたもので、a から d の 4 段階で表す。各ランクの一般的な意味は次のとおりである。

a: (信頼度が)高い b: 中程度 c: やや低い d: 低い

(注6)

最新活動(地震発生)時期から評価時点までの経過時間を、平均活動間隔で割った値。

(注7)

前回の地震発生から評価時点までに地震が発生しているはずの確率。

7 鈴鹿西縁断層帯の評価

鈴鹿西縁断層帯は、滋賀県東部の鈴鹿山脈西縁に分布する活断層帯である。ここでは、平成 11 年度に地質調査所（現：産業技術総合研究所）によって行われた調査をはじめ、これまでに行われた調査研究成果に基づいて、この断層帯の諸特性を次のように評価した。

(1) 断層帯の位置及び形態

鈴鹿西縁断層帯は、滋賀県米原市（旧米原町）から、甲賀市土山町に至る断層帯である。長さは約 44 km で、ほぼ南北方向に延びる、東側が相対的に隆起する逆断層である（図 1、2 及び表 1）。

(2) 断層帯の過去の活動

鈴鹿西縁断層帯の最新活動時期は明らかになっていない。既往の調査研究成果による直接的なデータではないが、本断層帯の長さをもとに経験則で求めた 1 回のずれの量と平均的な上下方向のずれの速度に基づくと、平均的な活動間隔は約 18,000 - 36,000 年であった可能性がある（表 1）。

(3) 断層帯の将来の活動

鈴鹿西縁断層帯は、全体が 1 つの区間として活動すると推定され、マグニチュード 7.6 程度の地震が発生すると推定される。この場合、断層の東側が西側に対して相対的に 3 - 4 m 程度高くなる段差を生じる可能性がある（表 1）。

本断層帯では、過去の活動が十分明らかではなく、最新活動時期が特定できていないことから、通常の活断層評価とは異なる手法により地震発生 of 長期確率を求めている。そのため信頼度は低いですが、将来このような地震が発生する長期確率を算出すると、表 2 に示すとおりであり、本断層帯は今後 30 年の間に地震が発生する可能性が我が国の主な活断層の中ではやや高いグループに属することになる（注 1）。

(4) 今後に向けて

鈴鹿西縁断層帯では、過去の活動時期や平均活動間隔に関するデータが得られていないなど、断層帯の特性が精度よく求められていない。このため、本断層帯については、活動時期や平均的なずれの速度及び 1 回のずれの量など、過去の活動に関する精度のよい資料を得る必要がある。

図1 鈴鹿西縁断層帯の概略位置図



図1 鈴鹿西縁断層帯の概略位置図
(長方形は図2の範囲)

図2 鈴鹿西縁断層帯の位置と主な調査地点

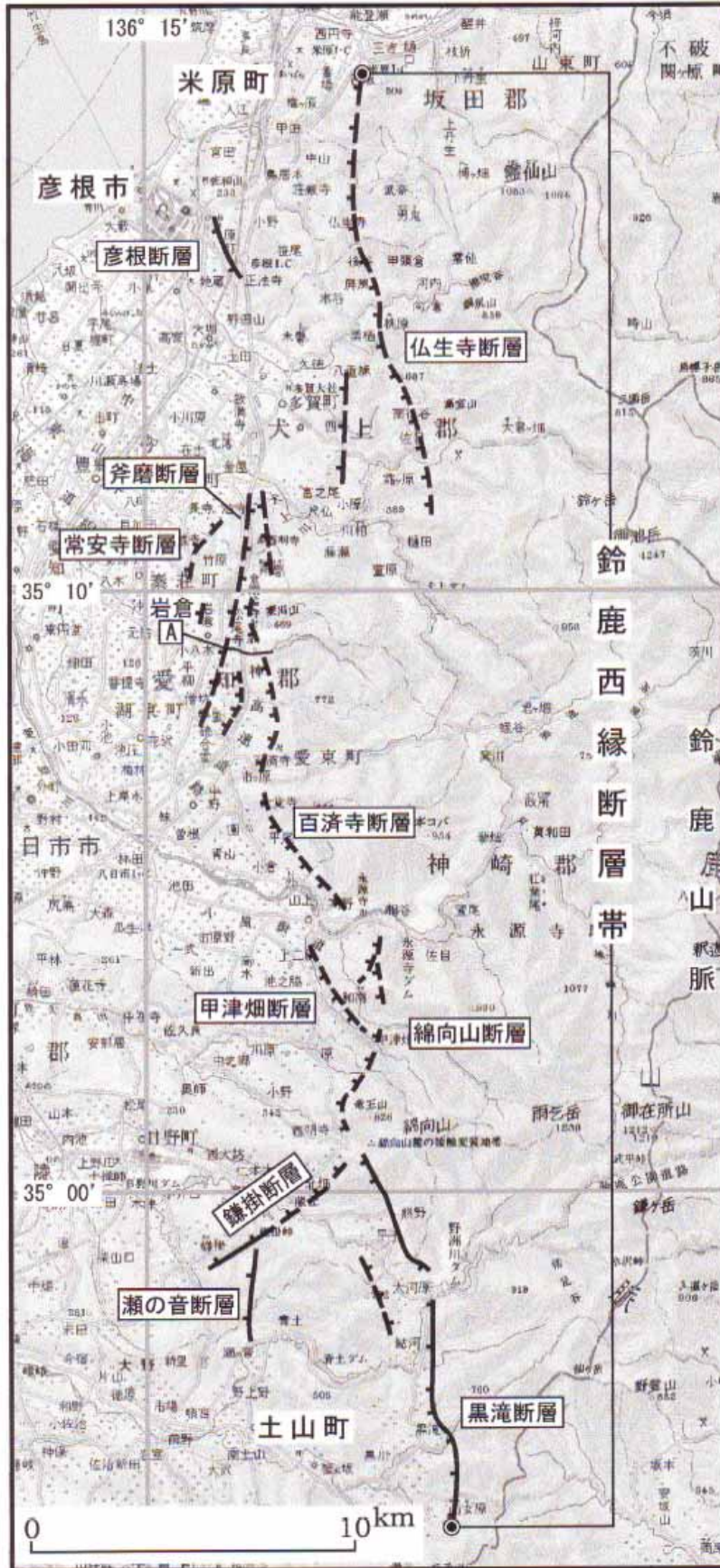


図2 鈴鹿西縁断層帯の位置と主な調査地点

A : 反射法弾性波探査測線 (文献1)

◎ : 断層帯の北端と南端

断層の位置は文献3-5に基づく。

基図は国土地理院発行数値地図200000「名古屋」を使用。

表1 鈴鹿西縁断層帯の特性

項目	特性	信頼度 (注2)	根拠 (注3)
1 断層帯の位置・形態			
(1) 断層帯を構成する断層	仏生寺断層、彦根断層、常安寺断層、斧磨(よきとぎ)断層、百済寺断層、甲津畑断層、綿向山断層、鎌掛(かいがけ)断層、瀬の音断層、黒滝断層		文献3、4及び5による
(2) 断層帯の位置・形状	地表における断層の位置・形状 断層の位置 (北端)北緯 35° 19 東経 136° 20 (南端)北緯 34° 55 東経 136° 21 長さ 約 44 km		文献3、4及び5による。数値は図2から計測。
	地下における断層面の位置・形状 長さ及び上端の位置 地表での長さ・位置と同じ 上端の深さ 0km 一般走向 ほぼ南北 傾斜 30 - 40° 東傾斜 (深さ 400m 以浅) 幅 約 30 - 40 km		上端の深さが 0km であることから推定。 一般走向は断層帯の北東端と南西端を直線で結んだ方向(図2参照)。傾斜は、地形の特徴や反射法弾性波探査結果から推定(文献1)。 傾斜と地震発生層の深さの下限から推定。
(3) 断層のずれの向きと種類	東側隆起の逆断層		地形の特徴などによる。
2 断層帯の過去の活動			
(1) 平均的なずれの速度	約 0.1 - 0.2 m / 千年 (上下成分)		文献2、3による。
(2) 過去の活動時期	不明		
(3) 1回のずれの量と平均活動間隔	1回のずれの量 3 - 4 m 程度 (上下成分) 平均活動間隔 約 18,000 - 36,000 年		断層の長さから推定。 平均的なずれの速度と1回のずれの量から推定。
(4) 過去の活動区間	断層帯全体で1区間		断層の地表形態から推定。
3 断層帯の将来の活動			
(1) 将来の活動区間及び活動時の地震の規模	活動区間 断層帯全体で1区間 地震の規模 マグニチュード 7.6 程度 ずれの量 3 - 4 m 程度 (上下成分)		断層の長さから推定。 断層の長さから推定。

表2 鈴鹿西縁断層帯の将来の地震発生確率等（ポアソン過程を適用）

項 目	将来の地震発生確率等 (注4)	信頼度 (注5)	備 考
今後30年以内の地震発生確率	0.08% - 0.2%	d	最新活動時期が不明のため、平均活動間隔をもとにポアソン過程で推測した。
今後50年以内の地震発生確率	0.1% - 0.3%		
今後100年以内の地震発生確率	0.3% - 0.6%		
今後300年以内の地震発生確率	0.8% - 2%		

(注1)

鈴鹿西縁断層帯では、最新活動時期が特定できていないため、通常の活断層評価で用いている更新過程（地震の発生確率が時間とともに変動するモデル）により地震発生の長期確率を求めることができない。地震調査研究推進本部地震調査委員会（2001）は、このような更新過程が適用できない場合には、特殊な更新過程であるポアソン過程（地震の発生時期に規則性を考えないモデル）を適用せざるを得ないとしていることから、ここでは、ポアソン過程を適用して鈴鹿西縁断層帯の将来の地震発生確率を求めた。

(注2)

信頼度は、特性欄に記載されたデータの相対的な信頼性を表すもので、記号の意味は次のとおり。

：高い、：中程度、：低い

(注3)

文献については、本文末尾に示す以下の文献。

文献1：吾妻ほか（2000）

文献2：池田ほか（2002）

文献3：活断層研究会編（1991）

文献4：中田・今泉編（2002）

文献5：岡田・東郷編（2000）

(注4)

鈴鹿西縁断層帯は最新活動時期を特定できていないため、通常の手法による確率の値は推定できない。そのかわりとして、長期間の確率の平均値を示した。

(注5)

地震後経過率、発生確率及び現在までの集積確率（以下、発生確率等）の信頼度は、評価に用いた信頼できるデータの充足性から、評価の確からしさを相対的にランク分けしたもので、aからdの4段階で表す。各ランクの一般的な意味は次のとおりである。

a：（信頼度が）高い b：中程度 c：やや低い d：低い

8 頓宮断層の評価

頓宮（とんぐう）断層は、滋賀県南部から三重県西部に分布する活断層である。ここでは、平成 11 年度に地質調査所（現：産業技術総合研究所）によって行われた調査をはじめ、これまでに行われた調査研究成果に基づいて、この断層帯の諸特性を次のように評価した。

(1) 断層の位置及び形態

頓宮断層は、滋賀県甲賀市水口町から三重県伊賀市（旧伊賀町、旧上野市を経て旧旧青山町）に至る断層である。長さは約 31 km で、ほぼ南北方向に延びる、相対的に東側が隆起する逆断層である（図 1、2 及び表 1）。本断層の中央部付近のすぐ西側には、木津川断層帯がほぼ東西方向に分布する。

(2) 断層の過去の活動

頓宮断層の最新活動時期は、約 1 万年前以後、7 世紀以前の可能性があり、平均的な活動間隔は約 1 万年以上であった可能性がある（表 1）。

(3) 断層の将来の活動

頓宮断層は、全体が 1 つの区間として活動すると推定され、M7.3 程度の地震が発生すると推定される。この場合、断層の東側が西側に対して相対的に 2 - 3 m 程度高くなる段差や撓みを生じる可能性がある（表 1）。本断層の最新活動後の経過率及び将来このような地震が発生する長期確率を算出すると表 2 に示すとおりとなる。本評価で得られた地震発生率の長期確率には幅があるが、その最大値をとると、今後 30 年の間に地震が発生する可能性が我が国の主な活断層の中ではやや高いグループに属することになる。

(4) 今後に向けて

頓宮断層では、平均的なずれの速度が得られておらず、最新活動時期や平均活動間隔に関する信頼度の高いデータも得られていないなど、断層の特性が精度よく求められていない。このため、本断層について、過去の活動に関する精度のよい資料を得る必要がある。

図 1 - 1 頓宮断層の概略位置図



図 1 - 1 頓宮断層の概略位置図
(長方形は図 2 の範囲)

図2 頓宮断層の位置と主な調査地点

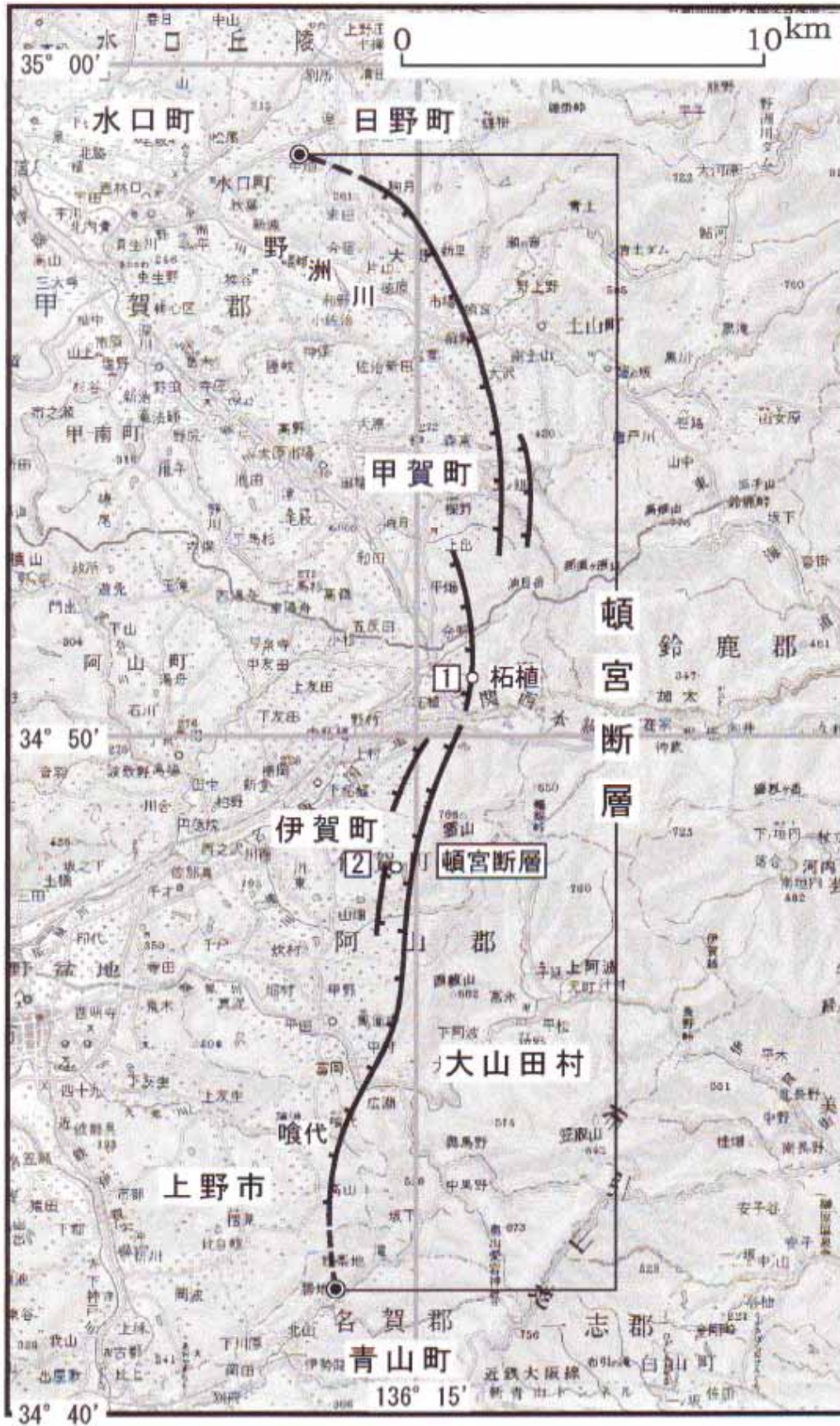


図2 頓宮断層の位置と主な調査地点

1 : 柘植地点 2 : 蛇喰池地点

● : 断層の北端と南端

断層の位置は文献3に基づく。

基図は国土地理院発行数値地図200000「名古屋」を使用。

表1 頓宮断層の特性

項目	特性	信頼度 (注1)	根拠 (注2)
1 断層の位置・形態			
(1) 構成する断層	頓宮(とんぐう)断層		文献3による
(2) 断層の位置・形状	地表における断層の位置・形状 断層の位置 (北端)北緯 34° 58 東経 136° 12 (南端)北緯 34° 42 東経 136° 13 長さ 約 31 km		文献3による。数値は図2から計測。
	地下における断層面の位置・形状 長さ及び上端の位置 地表での長さ・位置と同じ 上端の深さ 0 km 一般走向 ほぼ南北 傾斜 50 - 80° 東傾斜 (地表付近) 幅 不明		上端の深さが 0 km であることから推定。 一般走向は断層の北東端と南西端を直線で結んだ方向(図2参照)。傾斜は、断層露頭で認められた角度から推定。地震発生層の深さの下限は約 15 km。
(3) 断層のずれの向きと種類	東側隆起の逆断層		地形の特徴などによる。
2 断層の過去の活動			
(1) 平均的なずれの速度	不明 (活動度はB級)		括弧内の活動度(注3)は文献3による。
(2) 過去の活動時期	活動1(最新活動時期) 約 10,000 年前以後、7 世紀以前		文献2に示された資料などから推定(説明文 2.2.(2)参照)。
(3) 1回のずれの量と平均活動間隔	1回のずれの量: 2 - 3m 程度 (上下成分) 平均活動間隔: 約 10,000 年以上		断層の長さから推定。文献2と1回のずれの量から推定(説明文 2.2.(4)参照)。
(4) 過去の活動区間	断層全体で1区間		断層の地表形態から推定。

3 断層の将来の活動				
(1) 将来の活動区 間及び活動時の 地震の規模	活動区間	断層全体で1区間		断層の地表形 態から推定。 断層の長さか ら推定。 断層の長さか ら推定。
	地震の規模	M7.3程度		
	ずれの量	2 - 3m程度 (上下成分)		

表2 頓宮断層の将来の地震発生確率等

項 目	将来の地震発生確率等 (注4)	信頼度 (注5)	備 考
地震後経過率(注6)	1.0以下		
今後30年以内の地震発生確率	1%以下	c	発生確率及び集 積確率は、文献 1による。
今後50年以内の地震発生確率	2%以下		
今後100年以内の地震発生確率	4%以下		
今後300年以内の地震発生確率	10%以下		
集積確率(注7)	50%以下		

(注1)

信頼度は、特性欄に記載されたデータの相対的な信頼性を表すもので、記号の意味は次のとおり。

：高い、：中程度、：低い

(注2)

文献については、本文末尾に示す以下の文献。

文献1：地震調査研究推進本部地震調査委員会(2001)

文献2：苅谷ほか(2000)

文献3：活断層研究会編(1991)

(注3)

頓宮断層では、平均的なずれの速度を具体的に示すことはできないが、活断層の活動の活発さの程度、すなわち活動度(松田, 1975)は推定できるので、それを示した。

- ・ 活動度がAの活断層
1千年あたりの平均的なずれの量が1m以上、10m未満であるものをいう。
- ・ 活動度がBの活断層
1千年あたりの平均的なずれの量が0.1m以上、1m未満であるものをいう。
- ・ 活動度がCの活断層
1千年あたりの平均的なずれの量が0.01m以上、0.1m未満であるものをいう。

(注4)

評価時点はすべて2004年1月1日現在。「ほぼ0%」は $10^{-3}\%$ 未満の確率値を示す。

(注5)

地震後経過率、発生確率及び現在までの集積確率(以下、発生確率等)の信頼度は、評価に用いた信頼できるデータの充足性から、評価の確からしさを相対的にランク分けしたもので、aからdの4段階で表す。各ランクの一般的な意味は次のとおりである。

a: (信頼度が)高い b: 中程度 c: やや低い d: 低い

(注6)

最新活動(地震発生)時期から評価時点までの経過時間を、平均活動間隔で割った値。

(注7)

前回の地震発生から評価時点までに地震が発生しているはずの確率。

9 南海トラフの地震の長期評価

四国から駿河湾までの太平洋沿岸を含む南海トラフ沿いの地域では、ここを震源域として大地震が繰り返し発生していることが知られている。本報告書は、南海トラフ沿いのうち図1に示す四国沖から浜名湖沖までの領域X及び領域Yを対象とし、長期的な観点で地震発生の可能性、震源域の形態等について評価してとりまとめたものである。評価に当たっては、これらの領域に発生した地震について行われた調査研究の成果を参考にした。

ここでは、便宜上、領域X付近を中心にして発生する地震を南海地震、領域Y付近を中心にして発生する地震を東南海地震と呼ぶ。なお、図1の領域Zは、1944年の東南海地震（昭和東南海地震）の際に破壊せずに残ってしまった部分を含む領域であり、想定東海地震はこの領域を概ね震源域とするとされている（中央防災会議東海地震に関する専門調査会,2001）。地理的には、領域Xは足摺岬（高知県）沖～潮岬（和歌山県）沖、領域Yは潮岬沖～浜名湖（静岡県）沖、領域Zは浜名湖沖～駿河湾にそれぞれ概ね該当する。

この報告書では、想定東海地震の発生が懸念されていることを前提とした。

(1) 地震の発生位置及び震源域の形態

南海トラフに発生する地震は、主に、四国や紀伊半島が乗っている陸のプレートの下へ太平洋側からフィリピン海プレートが沈み込むことに伴って、これら2つのプレートの境界面（以下「プレート境界面」という。）が破壊する（ずれる）ことによって発生する。また、時によってはプレート境界面から枝分かれした陸のプレート内の高角の断層（以下「分岐断層」という。）も含めて破壊し（図2参照）、海底での上下地殻変動を大きくすることや局地的に強い揺れを生じさせる可能性もある。

過去の震源域について

過去の南海地震の震源域については、次のとおり（表1参照）。西端は、足摺岬の東で止まった可能性が高い事例（1946年）及び足摺岬の西にまで及んだ可能性がある事例（1707年）がある。東端は、潮岬の東で止まった事例（1854年、1946年）及びY領域にまで及んだ（東南海地震が同時発生した）可能性が高い事例（1605年、1707年）がある。

過去の東南海地震の震源域については、次のとおり（表1参照）。西端は、潮岬の東で止まった事例（1854年、1944年）及びX領域にまで及んだ（南海地震が同時発生した）可能性が高い事例（1605年、1707年）がある。東端は、浜名湖の沖合で止まった可能性が高い事例（1944年）及び領域Zまで及んだ可能性がある事例（1707年、1854年等）がある。

次の地震の発生位置及び震源域の形態について

次の地震の発生位置（領域）及び震源域の形態は、過去の地震のうち資料が十分揃っている1498年の東南海地震（明応東海地震）以降に発生した地震の状況、プレート境界面の深さの推定結果、地殻変動の現状、及び地殻構造等の調査結果から総合的に判断して、図3のようになる可能性が高いと考えられる（表3-1及び表3-2参照）。また、南海地震及び東南海地震が同時発生した場合にも図3の領域が両者の震源域となると考えられる。

(2) 地震活動

歴史地震の記録や観測成果の中に記述された、津波の記録、震度分布等に基づく調査研究の成果を吟味し、南海地震及び東南海地震に該当すると評価（同定）した結果及びそれを踏まえた次の地震の評価結果は次のとおりである。

過去の地震について

南海トラフ沿いに発生した大地震については、684年の地震まで遡って確認された研究成果がある。しかし、1498年より前については、資料の不足により、地震の見落としの可能性が高い。以下ではこのことを考慮した。

過去の南海地震については、1498 年以降現在までの約 500 年間に 5 回発生した可能性があると考えた。但し、1498 年の頃については、南海地震がこの時期に発生した可能性が高いと判断したものの、史料に記述されている特定の地震を同定できなかったことから同定できたのは 4 回であった。1605 年以降の 4 回の地震は、その発生間隔は 92.0 年から 147.2 年までの範囲にあり、平均発生（活動）間隔は 114.0 年となる。最新の発生が 1946 年 12 月 21 日であることから、最新発生からの経過時間は 2001 年 1 月 1 日現在で 54.0 年となり、平均発生間隔の約半分が経過したことになる。また、南海地震については、高知県室戸半島先端の室津港の地震時の隆起のデータ及び地震発生間隔からの研究成果等を踏まえると、限界応力値に達すると地震が発生するモデル（時間予測モデル）が適用可能と考えた。

過去の東南海地震については、1498 年以降現在までの約 500 年間に 5 回発生したと同定した。これら 5 回の地震は、その発生間隔は 89.9 年から 147.2 年までの範囲にあり、平均発生（活動）間隔は 111.6 年となる。最新の発生が 1944 年 12 月 7 日であることから、最新発生からの経過時間は 2001 年 1 月 1 日現在で 56.1 年となり、平均発生間隔の約半分が経過したことになる。

南海地震と東南海地震の発生時期の関係は、次のとおり（表 2 参照）である。1605 年以降については、上述のとおりどちらについても 4 回の発生を同定したが、この全ての場合について、両者の発生間隔が 2 年以内であった（同時 2 例、32 時間 1 例、2 年 1 例）。発生に時間的にずれがあった 2 例は、ともに東南海地震が先に発生した。

1498 年より前については、1096 年～1099 年頃（表 1 備考参照）について、東南海地震が 1096 年 12 月（畿内・東海道の地震）に、南海地震が 1099 年 2 月（南海道・畿内の地震）にそれぞれ発生したと同定した。これらの発生の時間的ずれは 2 年 2 か月であった。

過去の地震の規模は、次のとおり（表 2 参照）である。東南海地震については M7.9～8.4 (Mt*18.1～8.5)、南海地震については M8.0～8.4 (Mt8.1～8.3)、両者が同時発生の場合には M7.9*2～8.6 (Mt8.2～8.4) であったと考えた。

南海トラフにおける大地震の発生様式は多様であった可能性がある。1605 年の地震（慶長地震）では、津波による被害については多くの記述があるものの、強震動による建物の倒壊などの被害は知られておらず、この地震についてはいわゆる津波地震*3 であったと考えた。なお、684 年以降現在までの間に、南海地震は東南海地震との同時発生も含めて、少なくとも 9 回 M7.9～8.6 (1498 年は M 不明) の地震が発生した可能性があり、東南海地震は南海地震との同時発生も含めて、少なくとも 7 回 M7.8～8.6 の地震が発生した可能性がある、とそれぞれ考えた。

次の地震について

次の南海地震と東南海地震の発生時期の関係は、過去の事例（発生時期のずれは 2 年程度以内）を踏まえ、同時又は相互に近接して発生するかのどちらかである可能性が高いと考えられる。後者の場合には、東南海地震、南海地震の順番で発生する可能性が高いと考えられる。

また、次の南海地震発生までの 1946 年の地震からの間隔は、1946 年の地震における応力の解放量が過去の南海地震の平均的なそれに比べ小さいと考えられることから、時間予測モデルに基づき、過去の平均発生間隔 114.0 年よりは短いと推定される。

一方、次の東南海地震発生までの 1944 年の地震からの間隔は、過去の東南海地震が南海地震の発生と同時又は相互に近接して発生してきていること、次の南海地震発生までの間隔が 114.0 年よりは短いと推定したこと、及び昭和東南海地震のマグニチュードがそれ以前のものより小さめであったことから、過去の平均発生間隔 111.6 年よりは短い可能性が高いと推定される。

時間予測モデルによると、次の南海地震及び東南海地震の発生の可能性は年々高まっており、今後 30 年以内の発生確率は、南海地震で 60%程度、東南海地震で 70-80%程度に達すると推定される。今後 10 年以内から今後 50 年以内の長期発生確率は、表 4-1 及び表 4-2 のとおりである。なお、南海地震に比べ東南海地震は、応力の解放量の推定の信頼度が低いことから、これらの確率の値は南海地震のものを基準にして理

解することが適当である。

地震の規模は、個別に発生した場合では、南海地震はM8.4 前後*1 となると考えられる。また、東南海地震はM8.1 前後となると考えられる。さらに、同時に発生した場合は、M8.5 前後となる可能性が高いと考えられる。さらに、津波地震となる可能性もあると考えられる。なお、1946 年の南海地震は過去の事例の中でもマグニチュードが小さかったことに注意する必要がある。

今後に向けて

強震動予測に必要な震源の特性の評価は別途早急に行うことにしている。

また、仮に想定東海地震が発生せずに推移した場合には、領域 Z は次の東南海地震発生の際に同時に破壊する可能性も出てくるが、この点については、適当な時期に再検討する必要がある。

一方、南海トラフ沿いの大地震の発生の前後に、中部圏を含む西日本で地震活動が活発化した事実やそのことを示す調査研究成果が複数あることに注意しておく必要がある。

表 1 南海トラフ沿いの大地震の震源域の目安

(凡例：○=ほぼ全域が震源域：△=一部が震源域。)

発生年月日 グレゴリオ暦(ユリウス暦)	地震名 (通称)	領域 X	領域 Y	領域 Z	備考
1498年9月20日(9月11日)	明応東海地震		○	△	南海地震では1605年より前、東南海地震については1498年より前について、それぞれ発生した地震の検討に利用しうる資料が不足し、地震の見落としの可能性が高いと判断。 領域 X 付近を中心とした領域では、1605年より前については、1498年、1361年、1099年、887年、684年に地震が発生。 領域 Y 付近を中心とした領域では、1498年より前については、1360年、1096年に地震が発生。
1605年2月3日	慶長地震	○	○	△	
1707年10月28日	宝永地震	○	○	△~○	
1854年12月23日 1854年12月24日	安政東海地震 安政南海地震	○	○	○	
1944年12月7日 1946年12月21日	昭和東南海地震 昭和南海地震	○	○	(想定東海地震)	

表2 南海地震及び東南海地震の震源域で発生した地震のマグニチュード等

地震発生年	南海地震					東南海地震					同時発生	
	地震発生年/月/日 (津波地震: その旨明記)	前回の地震からの 経過年数 (年)	地震規模			地震発生年/月/日 (津波地震: その旨明記)	前回の地震からの 経過年数 (年)	地震規模			地震規模	
			M ^{注2}	Mt ^{注3}	Mw ^{注4}			M ^{注2}	Mt ^{注3}	Mw ^{注4}	M ^{注2}	Mt ^{注3}
1498(明応)	(データセットに含めなかった)					1498/9/20 ^{注1} (1498/9/11)	/	8.3	8.5	/	/	/
1605(慶長)	1605/2/3 (津波地震)	/	/			(南海地震と同時発生)	106.4	/			7.9	8.2
1707(宝永) ^{注5}	1707/10/28	102.7	/			(南海地震と同時発生)	102.7	/			8.6	8.4
1854(安政)	1854/12/24	147.2	8.4	8.3	/	1854/12/23	147.2	8.4	8.3	/	/	/
1944~1946(昭和)	1946/12/21	92.0	8.0	8.1	8.2 ~ 8.5	1944/12/7	89.9	7.9	8.1	8.1 ~ 8.2	/	/

注1:天正十年九月十八日〔1582年10月4日〕まではユリウス暦で表現し、その翌日の天正十年九月十九日〔1582年10月15日〕以降は現行のグレゴリオ暦で表現することが推奨されている(早川・小山,1997)。ここでは発生年の間隔を計算する上での便宜を考慮して、グレゴリオ暦で示したものの、ユリウス暦による月日を括弧に入れて示した。

注2:Mの欄は宇津(1999)の表に記述されたMを採用することとした。1884年以前のMの値は近代観測が行われる前の時点のものであり、1885年以降のものに比べ信頼性が劣る。宇津(1999)は、「1884年以前の震央の緯度・経度とマグニチュードは宇佐美(1996)の書物によるが、同書に範囲として示されているものは範囲の中央値を記入し、また分数は小数に直し小数点以下1桁で打ち切った。」としている。また、宇津(1999)は、「1885~1980年の震源とマグニチュードは宇津の表による。」としている。但し、1707年10月28日の地震については宇佐美(1996)ではM8.4とされ、宇津(1999)はM8.6としつつもその根拠を示していない。この地震は、1854年の南海地震(安政南海地震)と東南海地震(安政東海地震)が同時に起こったと同程度以上の大きさであることを示唆する研究成果(相田,1981a,1981b)があり、これらの地震のマグニチュードから得られるエネルギーを足し合わせ、それをマグニチュードに換算したものと考えた。

注3:Mtは津波マグニチュード(前出)。

注4:Mwはモーメントマグニチュード(前出)。昭和南海地震及び昭和東南海地震のMwは、各種研究成果(例えば、相田,1979; Ishibashi,1981; Kato,1983; 相田,1981b)を踏まえ、地震モーメント等を利用して推定し、それらの最大値と最小値を採用することとしてそれを示した。なお、菊地・山中(2001)を踏まえると、Mw7.9となるが、検討範囲が利用可能なデータの制約から限定されていることから、この値は参照するにとどめた。

注5:1707年の地震については、2つの地震が1~2時間の差で発生したという見方もある(例えば、飯田,1981)。その場合、一方は南海地震(宝永南海地震)であり、M8.4・Mt8.4とされ、他方は東南海地震(宝永東海地震)であり、M8.3・Mt8.1であるとされている(Mは震度分布に基づく飯田,1981による。Mtは阿部,1999による。)。しかし、各地における地震動の発現時代からは2つの地震であるとの断定は困難とされている(宇佐美,1996)ことから、ここでは同時発生の扱いとした。

表3-1 南海地震の発生位置、震源域の形態、発生間隔等

項目	特性	根拠
(1) 地震の発生位置 (領域)の目安 (2) 震源域の形態 (3) 断層面の分布	図3 紀伊半島・四国が乗っている陸のプレートとフィリピン海プレートの境界面(低角逆断層型)。時により高角の分岐断層を含む。 図3(深さは、沿岸寄りでは約30km、トラフ寄りでは約10km。)	フィリピン海プレートの上面の深さが10km~30kmの範囲を各種構造モデルを踏まえて推定し、それを南北の両端とした。 また、1707年以降の南海地震の各種震源モデルの震源域の全体を中心にしつつ、バックスリップモデルや観測された地殻変動も参照して東西端を判断。
(4) (地震時における陸のプレートの震源断層面における)平均的なずれの向き	N125° E~N131° E (北から時計回りに計った角度；図3)	フィリピン海プレートの陸のプレートに対する相対運動方向(Seno <i>et al.</i> , 1993；Miyazaki & Heki, 2001)から算出
(5) 発生間隔等	平均発生間隔 114.0年 昭和南海地震(1946年12月21日)から次回までの標準的な発生間隔 90.1年 最新発生時期から2001年1月1日現在までの経過時間 54.0年	時間予測モデルにおいて、室津港での隆起量に換算した応力蓄積速度として、過去2回の南海地震での室津港のデータから求めた0.01304m/年及び昭和の南海地震の際に1.15mの隆起が観測されていることを用いると、次回までの活動間隔は88.2年となる。同様にして、震源断層長、震源域で推定されるずれ量等からも発生間隔が求まる。これらについて信頼性も考慮して、選択・平均化すると90.1年が求まり、これを採用。
(6) 次の地震の規模	M8.4前後。東南海地震と同時発生した場合にはM8.5前後。	過去発生した地震のMt、Mw等を参考にし、震源域の形態を踏まえて判断。

表3-2 東南海地震の発生位置、震源域の形態、発生間隔等

項目	特性	根拠
(1) 地震の発生位置 (領域)の目安 (2) 震源域の形態 (3) 断層面の分布	図3 本州が乗っている陸のプレートとフィリピン海プレートの境界面(低角逆断層型)。時により高角の分岐断層を含む。 図3(深さは、沿岸寄りでは約30km、トラフ寄りでは約10km。)	フィリピン海プレートの上面の深さが10km~30kmの範囲を各種構造モデルを踏まえて推定し、それを南北の両端とした。 また、1498年以降の東南海地震の各種震源モデルの震源域の全体を中心にしつつ、バックスリップモデルや観測された地殻変動も参照して東西端を判断。
(4) (地震時における陸のプレートの震源断層面における)平均的なずれの向き	N125° E~N131° E (北から時計回りに計った角度；図3)	フィリピン海プレートの陸のプレートに対する相対運動方向(Seno <i>et al.</i> , 1993；Miyazaki & Heki, 2001)から算出
(5) 発生間隔等	平均発生間隔 111.6年 昭和東南海地震(1944年12月7日)から次回までの標準的な発生間隔 86.4年 最新発生時期から2001年1月1日現在までの経過時間 56.1年	時間予測モデルにおいて、震源断層長、震源域で推定されるずれ量等から求めた発生間隔について、それらの信頼性も考慮して、選択・平均化し86.4年が求まり、これを採用。
(6) 次の地震の規模	M8.1前後。南海地震と同時発生した場合にはM8.5前後。	過去発生した地震のMt、Mw等を参考にし、震源域の形態を踏まえて判断。

(3) 将来の地震発生確率

南海地震

項 目	将来の地震発生確率	地震の規模
今後 10年以内	<u>20</u> %程度	M 8 . 4 前後 東南海地震と同時発生した 場合にはM 8 . 5 前後
今後 30年以内	<u>60</u> %程度	
今後 50年以内	<u>90</u> %程度	

東南海地震

項 目	将来の地震発生確率	地震の規模
今後 10年以内	<u>20</u> %程度	M 8 . 1 前後 南海地震と同時発生した 場合にはM 8 . 5 前後
今後 30年以内	<u>70~80</u> %程度	
今後 50年以内	<u>90</u> %程度もしくはそれ以上	

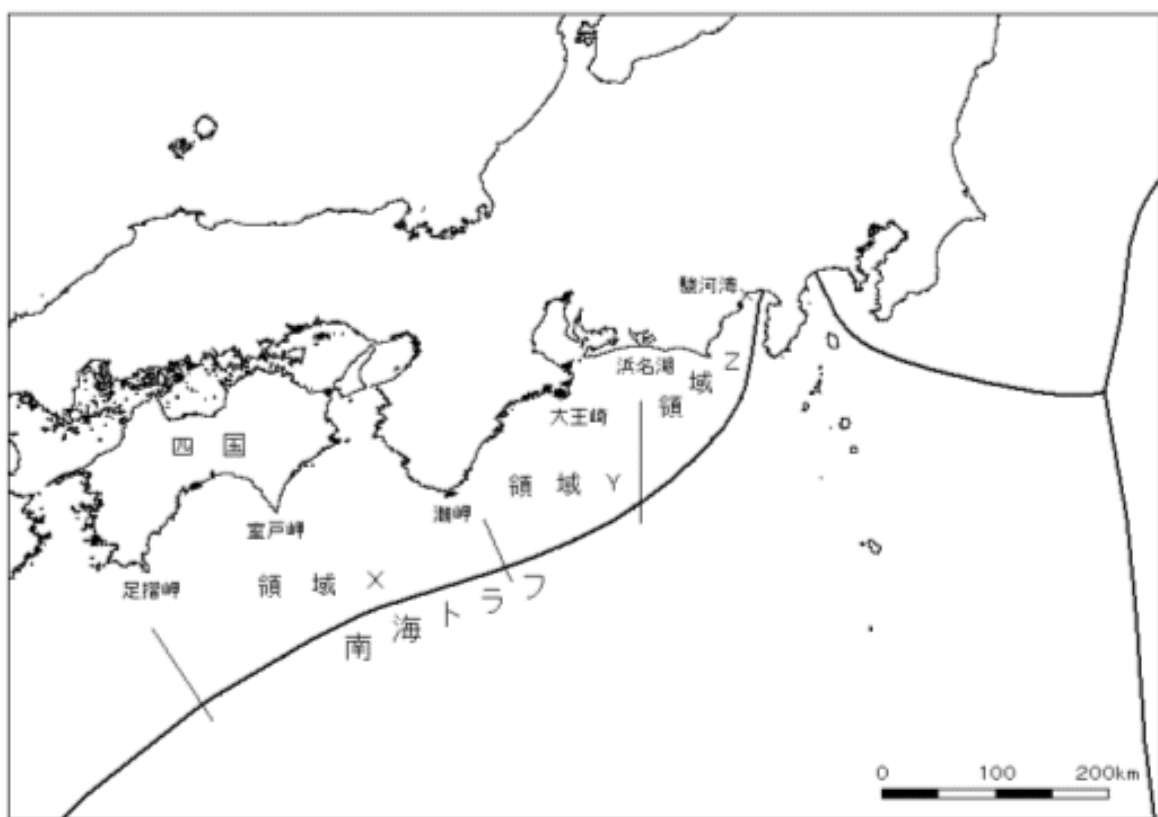


図1 南海トラフ及び本報告が評価対象とした領域の概略位置

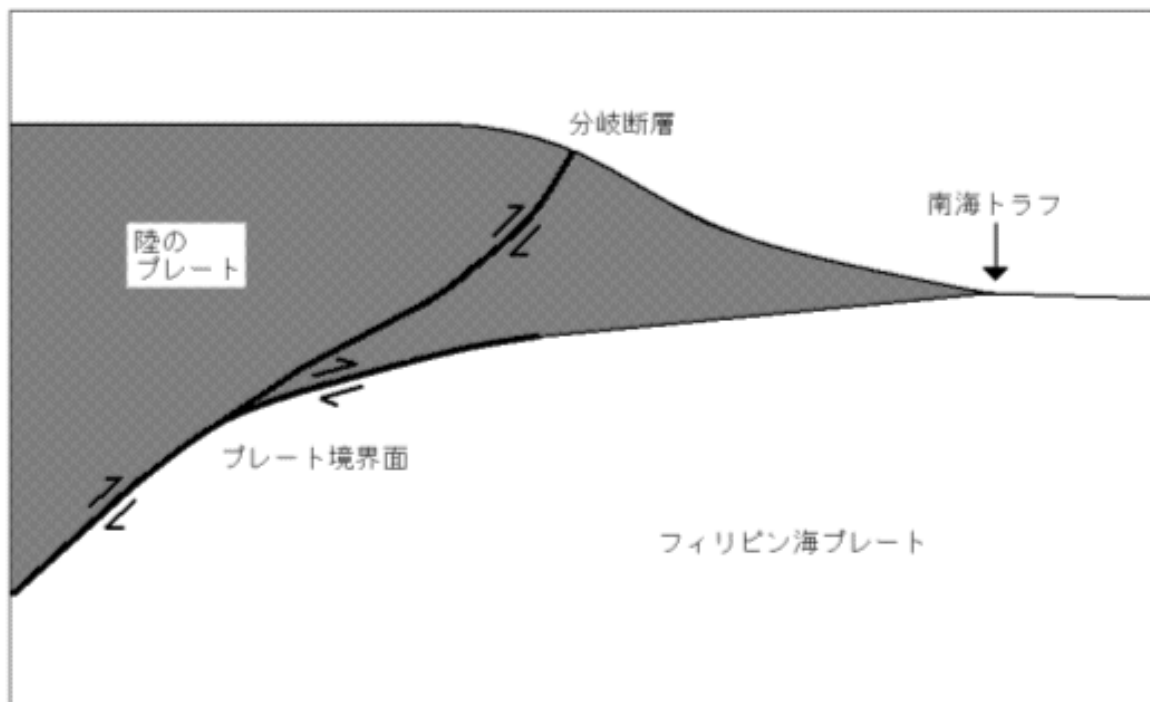


図2 南海トラフに発生した地震の震源域の断面模式図

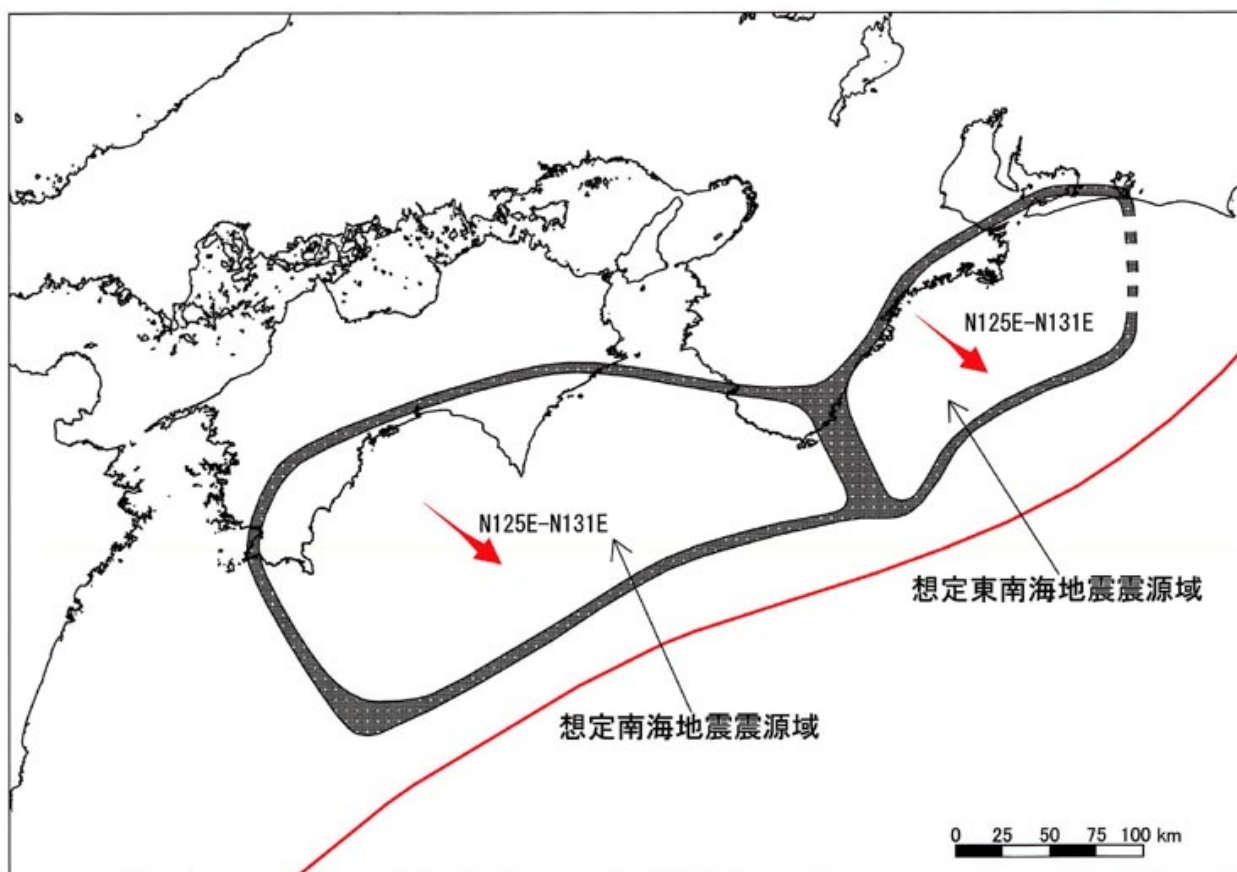


図3 想定南海地震及び想定東南海地震の震源域ならびに想定地震発生時の震源域に想定される平均的なずれの向き

第8節 東南海・南海地震防災対策推進地域

平成15年12月の中央防災会議において、「東南海、南海地震等に関する専門調査会」（平成13年6月の中央防災会議において設置が決定）から示された以下の基準に基づき、東南海・南海法第3条第1項の規定に基づき、東南海・南海地震により著しい被害が生じるおそれがあるため、防災対策を推進する必要がある地域として、21都府県の652市町村の区域が指定された。

1 震度に関する基準について

震度6弱以上となる地域を基準とする。

2 津波に関する基準について

海岸での津波の高さ、陸上での津波の浸水深、海岸堤防の整備状況を考慮し、次の条件を満たす地域とする。

「大津波」（3m以上）もしくは満潮時に陸上の浸水深が2m（漂流物が多いと見込まれる地域*については1.2m）以上の津波が予想される地域のうち、これらの水位よりも高い海岸堤防がない地域

* 「漂流物が多いと見込まれる地域」は、特定重要港湾および人口集中(DID)地区とする。

3 推進地域の指定単位について

防災対策の基本単位でもある市町村単位とする。

なお、市町村の一部地域について、著しい被害が生ずるおそれがある場合については、指定の単位は市町村単位とするが、対策については、各市町村の中で予想される被害に合わせた対応とすることも必要である。

(1) 防災体制の確保等の観点からの指定について

周辺の市町村が連携することによって初めての的確な防災体制をとれる地域については、防災体制等の観点からこれを配慮した地域とする。

また、過去に発生した東南海・南海地震等で、特殊な地形の条件等により実際に大きな被害を受けた地域については、次の東南海・南海地震でも同様の被害を受けないとはいえないため、これを配慮した地域とする。

本県においては、平成15年12月17日に24市町の区域が指定されており、その後の市町村合併に伴い、平成24年4月1日現在で次の13市町の区域が改めて推進地域に指定されている。

彦根市、長浜市、近江八幡市、甲賀市、野洲市、東近江市、米原市、日野町、竜王町、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町

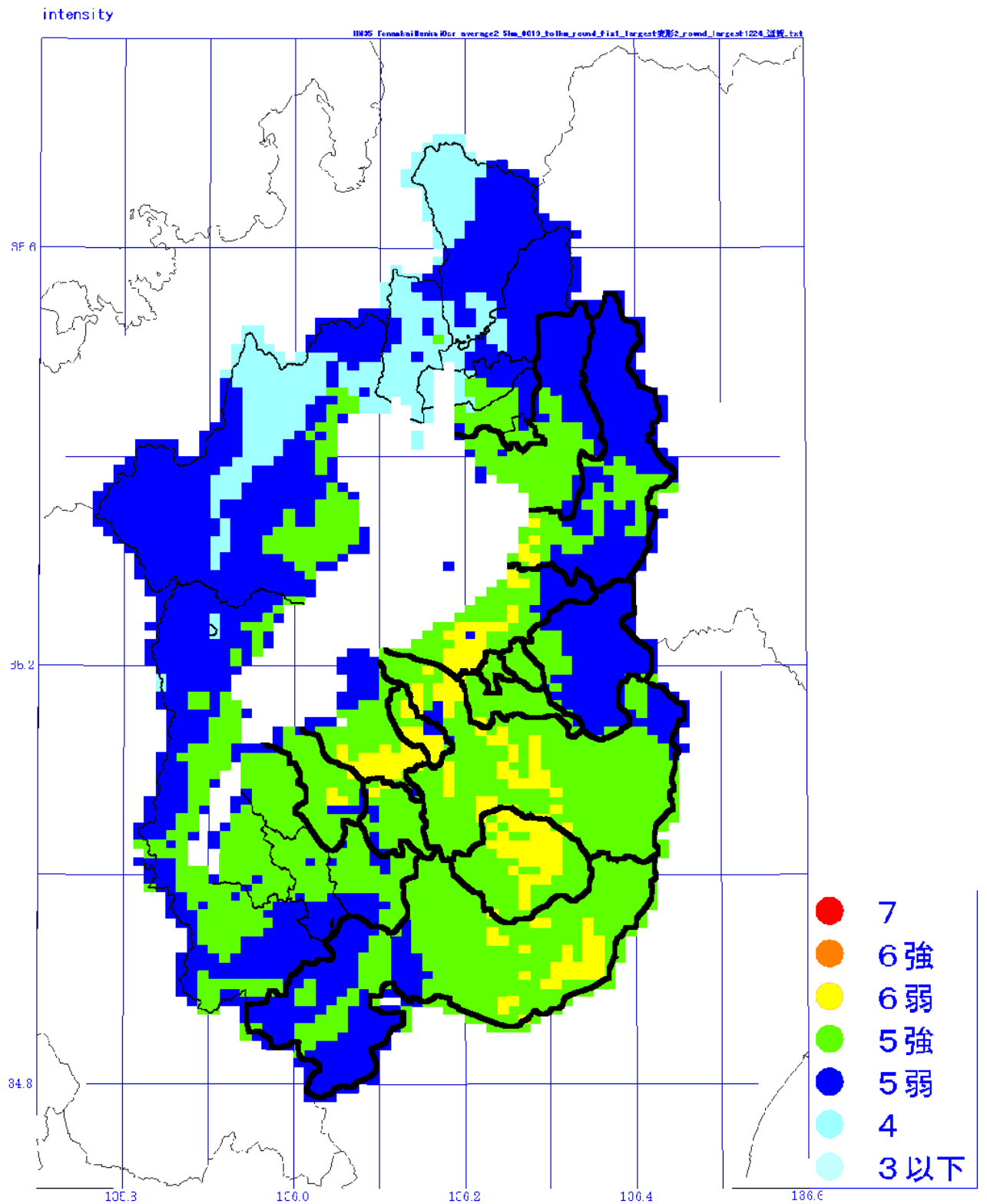


図1 想定される震度分布および推進地域（東南海、南海地震同時発生の場合）
 （出典 中央防災会議「東南海、南海地震等に関する専門調査会」
 推進地域の太枠線は加筆）

【参考】

内閣府の「南海トラフによる巨大地震モデル検討会」第一次報告（平成 24 年 3 月 31 日公表）にて示された、最大震度分布および県内の最大推定震度は図 1、表 1 のとおり。

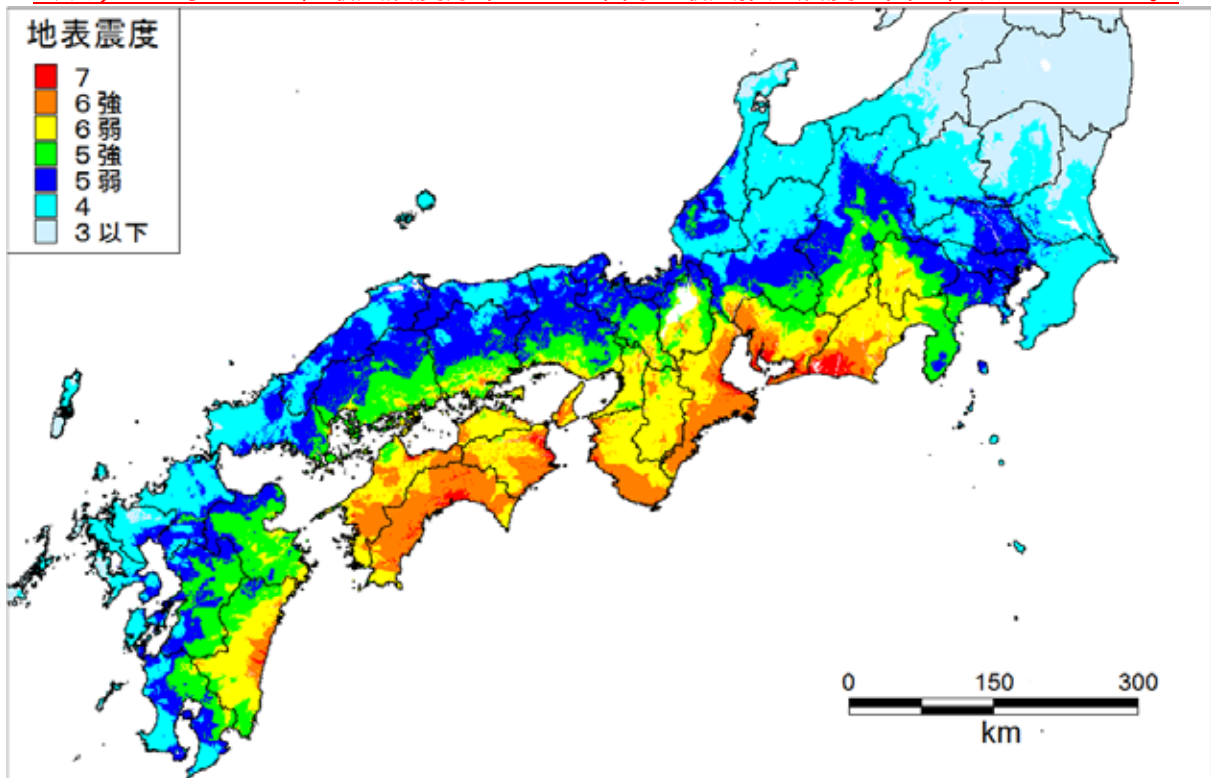


図 1 南海トラフによる地震 推定震度分布（陸側ケース）

表 1
市町別最大推定震度

	基本 ケース	陸側 ケース	最大 クラス	中央防災 会議 (2003)
大津市	6弱	6強	6強	5強
彦根市	6弱	6強	6強	6弱
長浜市	6弱	6弱	6弱	5強
近江八幡市	6弱	6強	6強	6弱
草津市	6弱	6強	6強	5強
守山市	6弱	6弱	6弱	5強
栗東市	6弱	6弱	6弱	5強
甲賀市	6弱	6弱	6弱	6弱
野洲市	6弱	6強	6強	6弱
湖南市	5強	6弱	6弱	5強
高島市	5強	6弱	6弱	5強
東近江市	6弱	6強	6強	6弱
米原市	6弱	6強	6強	6弱
日野町	5強	6弱	6弱	6弱
童子町	6弱	6強	6強	6弱
愛荘町	6弱	6弱	6弱	6弱
豊郷町	5強	6弱	6弱	6弱
甲良町	5強	6弱	6弱	5強
多賀町	5強	6弱	6弱	5強

また、上記検討会の中間とりまとめを受け、中央防災会議の防災対策推進検討会議「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」から公表（同年 8 月 29 日）された「南海トラフ巨大地震の被害想定について」（第一次報告）による県内の直接的な被害（死者数、全壊棟数）は表 2、表 3 のとおり。

表 2
滋賀県で想定される最大の全壊棟数（陸側ケース）

揺れ	液状化	急傾斜地崩壊	火災	合計
約 7,800	約 2,600	約 80	約 50	約 10,000

表 3
滋賀県で想定される最大の死者数（陸側ケース、冬深夜、風速 8m/秒の場合）

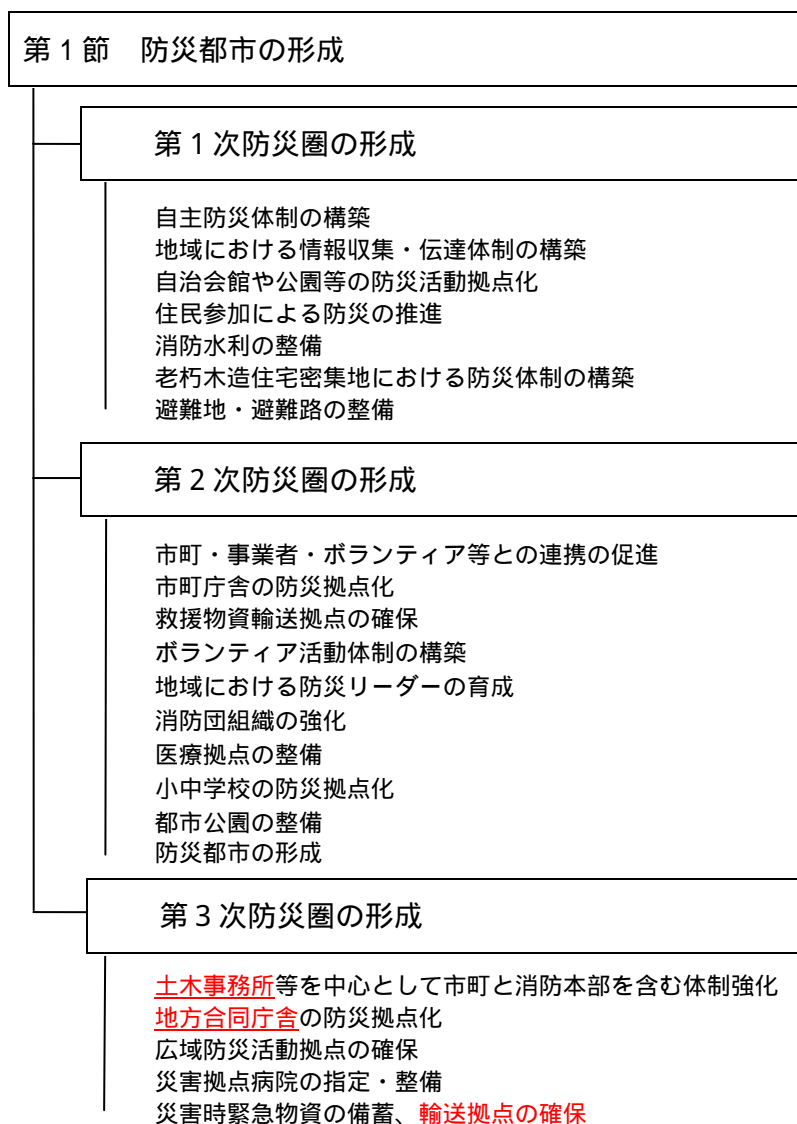
建物倒壊	（うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物）	急傾斜地崩壊	火災	合計
約 500	約 50	—	—	約 500

第2編 災害予防計画

第1章 安心して暮らせる地域づくりの推進

第1節 防災都市の形成

1 施策体系



2 基本方針

地震災害の予防は、地域における自立的な防災活動が重要であることに鑑み、地域の自主的な災害対策を円滑に実施しうる体制の整備を目的として防災圏を設定する（第1次：町（自治会）、第2次：市町、第3次：土木事務所等管轄地域）。設定された防災圏を基本として防災活動の活性化を図る。また、併せて都市の防災化を推進する。

項目	計画見直し上の課題	施策展開の基本方向	左の主な内容
第1	第1次防災圏の形成 自主防災体制の構築		
	地震が発生した場合、その災害対策の初動時には地域における防災活動が重要である。このため、地域住民や地域の企業によって構成される自主防災組織の活性化が必要である。	市町は、地震災害時の地域における災害対策の重要性に鑑み、自治会を基本単位として、地域住民、地域の企業を含めた自主防災組織を育成する。さらに訓練等によってその活性化を図る。	自主防災組織の育成
地域における情報収集・伝達体制の構築			
	地震に対する災害対策の初動期においては、情報収集が遅れ、それによって、災害対策の実施が遅れることが考えられる。このため、地域からの情報収集・伝達体制の構築が必要である。	市町は、自主防災組織等を活用し、地域の被害・災害等に関する情報が迅速・円滑に市町災害対策本部に報告される体制の構築を図る。	自主防災組織との連絡体制の整備
自治会館や公園等の防災活動拠点化			
	自主防災組織等が、迅速かつ有効な活動を実施しうするためには平常時から災害対策用資機材などを備蓄し、訓練研修の中心となる防災拠点が必要である。	市町は、自治会館や公園等を自主防災活動の活動拠点と位置づけ、防災資機材の備蓄や防災訓練の実施を促進する。	自治会館等における防災資機材の備蓄の促進 自治会館等における防災訓練等の促進
住民参加による防災の推進			
	都市地域においては、土地区画整理事業の推進、延焼遮断帯の整備などによる防災基盤形成の推進が必要である。その実現のためには、地域住民のコンセンサスの醸成が欠かせないものである。	市町は、防災基盤形成の推進にあたっては、防災まちづくり活動を促進し、地域住民のコンセンサスの醸成を図ることが望ましい。	防災まちづくり活動の促進
消防水利の整備			
	地震時においては、水道の途絶により消火栓が使用不能となり、そのために消火活動に支障をきたすことが考えられる。このため消火栓を補完する消防水利の整備が必要である。	市町は、都市地域においては、琵琶湖や琵琶湖に流入する河川を自然水利として、また、小中学校のプールを指定水利として活用するほか、耐震性貯水槽の整備を推進する。	耐震性貯水槽の整備 自然水利・指定水利の活用体制の構築

項目	計画見直し上の課題	施策展開の基本方向	左の主な内容
老朽木造住宅密集地における防災体制の構築			
	滋賀県内においても一部の都市地域においては、老朽木造住宅の密集地が存在する。これらの地域においては地震時に大規模火災の発生の恐れがあるため特別な防災体制の構築が必要である。	市町は、土地区画整理事業、市街地再開発事業等により、老朽住宅密集地の改良に努めるほか、地域の自主防災組織における初期消火体制の構築等を図る。	土地区画整理事業、市街地再開発事業等 初期消火体制の構築
避難路、避難地、 <u>避難所等</u> の整備			
	地震時の大規模火災から地域住民が安全に避難するために、十分な広さを持つ避難地と安全を確保できる避難路を整備することが必要である。	市町は、地震時の延焼火災からの地域住民の安全な避難を図るため、避難路や避難地、 <u>避難所等</u> の指定・整備を推進する。	避難路の指定・整備 避難地の指定・整備 <u>避難所等の指定・整備</u>
第2 第2次防災圏の形成 市町・事業者・ボランティア等との連携の促進			
	地震時には、行政の対応力だけでは限界がある。このため市町は、民間の組織と連携を図りつつ、災害対策を実施し得る体制の構築が必要である。	市町は、災害時における各機関の連携の重要性に鑑み消防機関等の防災関係機関、事業者、ボランティア等との間での連携を強化するとともに、各機関の連携による総合的訓練を実施する。	総合的訓練の実施
市町庁舎の防災拠点化			
	地震時には市町庁舎は、市町災害対策本部が設置される市町の災害対策の中核である。このため、その施設においては地震が発生しても機能が維持される程度の耐震性が必要である。	市町は、地震発生時の市町庁舎の重要性に鑑み、耐震性の向上を図る。	市町庁舎の耐震性の向上
救援物資輸送拠点の確保			
	地震時には、市町は、被災者の救援のため、避難所に対して救援物資を円滑に配送することが必要である。	市町は、地震時の救援物資の配送のため、救援物資の積替・ <u>保管</u> ・配送拠点を確保するほか、各避難所に対して救援物資を配送する体制を構築する。	救援物資配送拠点の指定 <u>物流事業者</u> 等との協定の締結

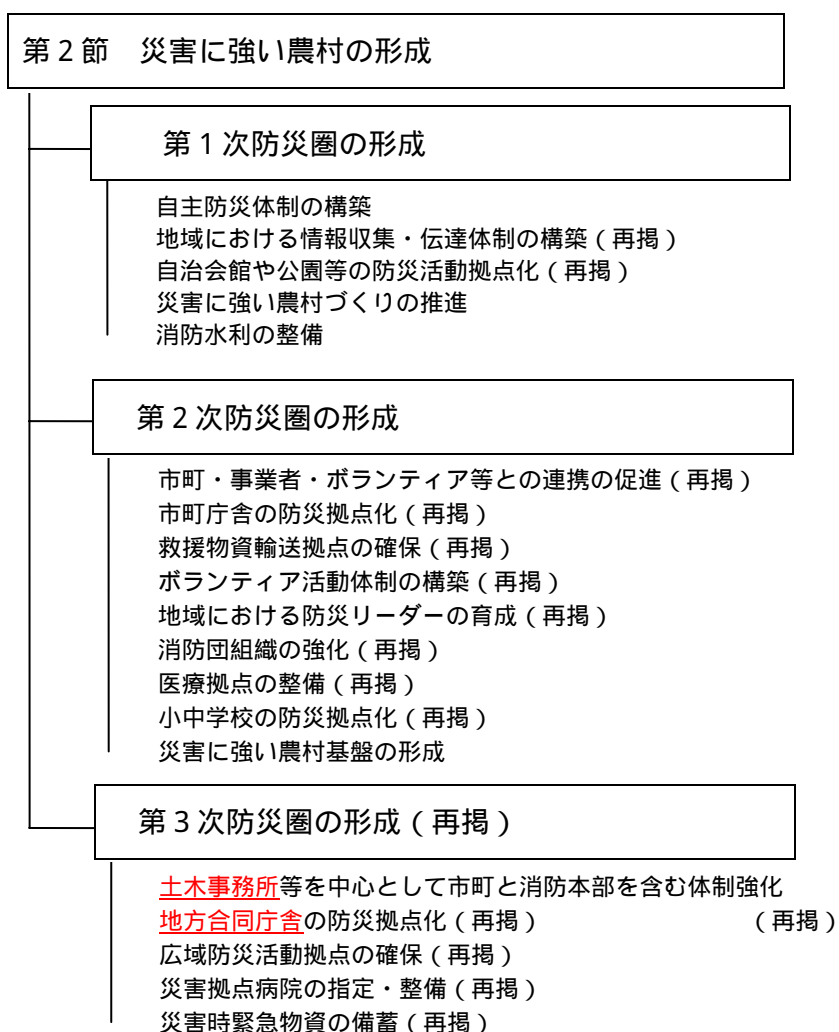
項目	計画見直し上の課題	施策展開の基本方向	左の主な内容
ボランティア活動体制の構築			
	地震時には、災害ボランティアが重要な役割を果たす。このため、ボランティアの活動拠点の確保や、各ボランティア団体間で連絡調整を行うコーディネート能力の育成など、ボランティアの自主的な活動の環境整備が必要である。	市町は、各市町において災害時のボランティア活動の拠点の確保に努め、平常時から地域のボランティア団体との間で密接な連絡を図る。特に災害時にボランティア活動やその支援の中核的な活動を担うボランティア関係団体に対して災害時に備えて協力要請を行う。	災害時のボランティア活動拠点の確保 ボランティア関係団体に対する協力要請
地域における防災リーダーの育成			
	地域における災害対策活動の円滑な実施を図るためには、地域において防災活動のリーダーとなる人材を育成することが必要である。	市町は、地域において自主防災組織の中心的な役割を果たす人材などの防災リーダーの育成を目指した研修等の実施に努める。	防災リーダーの研修
消防団組織の強化			
	地震時においては、常備消防だけでは対策を図ることができない。このため地域住民の有志によって構成される消防団組織の強化が必要である。	市町は、地震時における消防団組織の重要性に鑑み、消防団員の増強および消防団の設備・機材の強化を図る。	消防団員の増強 消防団の設備・機材の強化
医療拠点の整備			
	地震時において、医療活動は最優先に必要とされる活動の一つである。医療機関はライフラインの途絶等によって機能が低下すると考えられるため、災害時に備えた医療拠点の確保が必要である。	市町は、中核的な役割を担う拠点の医療機関を指定するとともに災害時に備えた連携体制の確立に努める。	災害時拠点の医療機関の指定 医療機関との連絡体制の確立
小中学校の防災拠点化			
	地域の防災活動においては避難所ともなる小中学校が中心的な役割を果たす。このため、小中学校においてあらかじめ災害対策用の機材を備蓄する等、防災拠点化を推進することが必要である。	市町は、市町の災害対策活動と被災者の接点となる地域の小中学校において校舎・体育館・プールの耐震化を図るほか、必要な設備等の整備を推進する。	校舎等の耐震化 避難生活用資機材の備蓄（仮設トイレ、飲料水、食料、炊事用品、医薬品、毛布等） 情報伝達設備の整備

項目	計画見直し上の課題	施策展開の基本方向	左の主な内容
都市公園の整備			
	地震が発生した場合には、安全な避難所として、また、延焼遮断帯として都市公園は重要な役割を果たす。このため、都市地域において都市公園の整備が必要である。	市町（県）は、地震災害時における都市公園の重要性に鑑み、防災圏において都市公園の整備を推進する。さらに、その都市公園において、飲料水兼用耐震性貯水槽、備蓄倉庫等の整備を目指す。	都市公園における耐震性貯水槽の整備 都市公園における備蓄倉庫の整備 都市公園における放送設備の整備 都市公園におけるヘリポートの整備 池、井戸等の整備
防災都市の形成			
	都市地域においては、土地区画整理事業の推進、延焼遮断帯の整備などによる防災都市の形成が必要である。その実現のためには市町が防災都市の形成を推進することが必要である。	市町は、各市町の地域特性や地域の問題点に応じて、土地区画整理事業等による老朽木造住宅密集地の改良や緑地帯・都市計画道路等の延焼遮断帯の整備、都市公園等のオープンスペースの確保等、防災都市の形成を推進する。	老朽木造住宅密集地の改良 延焼遮断帯の整備 オープンスペースの確保
第3 第3次防災圏の形成 土木事務所 等を中心として市町と消防本部を含む体制強化			
	第3次防災圏においては、県、消防本部、市町、その他防災関係機関が連携して災害対策に取り組むことが必要である。このため、 土木事務所 等を中心とした連携体制の構築が必要である。	県は、広域的な消防体制の強化とともに各防災関係機関の連携の必要性に鑑み、 土木事務所 等を中心として、消防本部、市町、その他防災関係機関が連携して災害対策に取り組むための連絡協議会を設置する。	連絡協議会の設置
地方合同庁舎 の防災拠点化			
	地震が発生した場合には 地方合同庁舎 が地方本部における中枢となる。このため、 地方合同庁舎 の防災拠点化を図ることが必要である。	県は、地震時の防災拠点としての 地方合同庁舎 の重要性に鑑み、耐震性の向上を図るほか、情報通信設備の強化を図る。	地方合同庁舎 の耐震性の向上

項目	計画見直し上の課題	施策展開の基本方向	左の主な内容
広域防災活動拠点の確保			
	<u>県等による災害応急対策活動を効率的、効果的に実施するためには、広域防災活動拠点が必要である。</u>	<u>県は、広域的な防災活動の拠点となる広場・オープンスペースを既存施設の活用によって確保する。</u>	広域防災活動拠点の確保
災害拠点病院の指定・整備			
	地震時には、大量の負傷者が同時に発生するにもかかわらず、反面、ライフラインの途絶等によって医療機関の機能低下が起こる。このため、災害時に拠点的に活動する病院が必要である。	県は、県域に基幹災害 <u>拠点病院</u> 、二次医療圏域毎に地域災害 <u>拠点病院</u> を指定する。これら災害拠点病院においては、建物の耐震性の向上を図るほか、ライフラインの途絶に備えて電気・水の確保を推進し、救急搬送に備えてヘリポートを整備する。	災害拠点病院の耐震性の確保 自家発電装置、受水槽、備蓄倉庫の整備 ヘリポートの整備 災害拠点病院として必要な設備の整備
災害時緊急物資の備蓄、 <u>救援物資輸送拠点の確保</u>			
	地震発生時の初動期における被災者の生活を安定させるため、県は一定量の食料・生活必需品を備蓄することが必要である <u>とともに、県内外からの救援物資を被災地に確実に届けるための拠点が必要である。</u>	県は、県庁および健康福祉事務所単位に民間倉庫事業者から倉庫を借り上げ、災害時に備えて、県下で被災することが想定される被災者の1日分に相当する食料・生活必需品の備蓄を行う <u>とともに、物資の受入、仕分け、保管等のため物資輸送拠点を確保する。</u>	食料・生活必需品の備蓄 <u>倉庫事業者、物流事業者等との協定の締結</u> <u>物資輸送拠点の選定</u>
<u>基幹的広域防災拠点との連携</u>			
	<u>京阪神都市圏直下地震や南海トラフの巨大地震等の激甚災害の際に立ち上がる国の緊急災害現地対策本部等と連絡を密にし、堺泉北港堺2区基幹的広域防災拠点と連携した活動を行う必要がある。</u>	<u>堺泉北港堺2区基幹的広域防災拠点は、救援物資の中継基地や被災地支援部隊のベースキャンプ、あるいはヘリコプターによる災害医療支援などの機能を有しており、大規模災害時に活用する。</u>	<u>連絡体制の確立</u>

第2節 災害に強い農村の形成

1 施策体系



2 基本方針

地震災害の予防は、地域における自立的な防災活動が重要であることに鑑み、地域の自主的な災害対策を円滑に実施しうる体制の整備を目的として防災圏を設定する（第1次：農村集落、第2次：市町、第3次：土木事務所等管轄地域）。設定された防災圏を基本として防災活動の活性化を図る。また、併せて災害に強い農村の形成を推進する。

項目	計画見直し上の課題	施策展開の基本方向	左の主な内容
第1	第1次防災圏の形成 自主防災体制の構築		
	地震が発生した場合、その災害対策の初動時には地域における防災活動が重要である。このため、地域住民によって構成される自主防災組織の活性化が必要である。	市町は、地震災害時の地域における災害対策の重要性に鑑み農村集落を基本単位として、地域住民などによって構成される自主防災組織を育成する。さらに、訓練等によってその活性化を図る。	自主防災組織の育成
地域における情報収集・伝達体制の構築(再掲)			
	地震に対する災害対策の初動期においては、情報収集が遅れ、それによって、災害対策の実施が遅れることが考えられる。このため、地域からの情報収集・伝達体制の構築が必要である。	市町は、自主防災組織等を活用し、地域の被害・災害等に関する情報が迅速・円滑に市町災害対策本部に報告される体制の構築を図る。	自主防災組織との連絡体制の整備
自治会館や公園等の防災活動拠点化(再掲)			
	自主防災組織等が、迅速かつ有効な活動を実施しうするためには平常時から災害対策用資機材などを備蓄し、訓練研修の中心となる防災拠点が必要である。	市町は、自治会館や公園等を自主防災活動の活動拠点と位置づけ、防災資機材の備蓄や防災訓練の実施を促進する。	自治会館等における防災資機材の備蓄の促進 自治会館等における防災訓練等の促進
災害に強い農村づくりの推進			
	農村地域においては、ため池等の人命に関わる被害が発生する可能性のある農業施設や急傾斜地崩壊危険箇所等の危険箇所が存在する。こうした農業施設や危険箇所を地域住民が把握し、平常時から点検し、異常を施設管理者に報告する体制が必要である。	市町は、人命に関わる被害が発生する可能性のあるため池等の農業施設や土砂災害危険箇所等が地震発生時にも大きな被害を与えないよう、施設管理者に対し、平常時から点検活動を行い、適切な管理に努めるよう指導する。	ため池等の農業施設や危険箇所を地域住民が点検通報する体制の構築

項目	計画見直し上の課題	施策展開の基本方向	左の主な内容
消防水利の整備			
	<p>地震時においては、水道の途絶により消火栓が使用不能となり、消火活動に支障をきたすことが考えられる。 このため、消火栓に頼らない消防水利の整備が必要である。</p>	<p>市町は、農村地域において、小中学校のプールを指定水利として活用するほか、琵琶湖、河川、用水路、ため池等の自然水利の把握に努め、消防水利として指定する、さらに、耐震性貯水槽を整備する等により消火栓を補完する消防水利の活用体制を構築する。</p>	<p>自然水利・指定水利の活用体制の構築 耐震性貯水槽の整備</p>

項目	計画見直し上の課題	施策展開の基本方向	左の主な内容
第2	第2次防災圏の形成 市町・事業者・ボランティア等との連携の促進(再掲)		
	地震時には、行政の対応力だけでは限界がある。このため市町は、民間の組織と連携を図りつつ、災害対策を実施し得る体制の構築が必要である。	市町は、災害時における各機関の連携の重要性に鑑み、消防機関等の防災関係機関、事業者、ボランティア等との間での連携を強化するとともに、各機関の連携による総合的訓練を実施する。	総合的訓練の実施
市町庁舎の防災拠点化(再掲)			
	地震時には市町庁舎は、市町災害対策本部が設置される市町の災害対策の中核である。このため、その施設においては地震が発生しても機能が維持される程度の耐震性が必要である。	市町は、地震発生時の庁舎の重要性に鑑み、市町庁舎の耐震性の向上を図る。	市町庁舎の耐震性の向上
救援物資輸送拠点の確保(再掲)			
	地震時には、市町は、被災者の救援のため、避難所に対して救援物資を円滑に配送することが必要である。	市町は、地震時の救援物資の配送のため救援物資の積替・配送拠点を確保するほか、各避難所に対して救援物資を配送する体制を構築する。	救援物資配送拠点の指定 運送事業者等との協定の締結
ボランティア活動体制の構築(再掲)			
	地震時には、災害ボランティアが重要な役割を果たす。このため、ボランティアの活動拠点の確保や、各ボランティア団体間で連絡調整を行うコーディネート能力の育成など、ボランティアの自主的な活動の環境整備が必要である。	市町は、各市町において災害時のボランティア活動の拠点の確保に努め、平常時から地域のボランティア団体との間で密接な連絡を図る。特に災害時にボランティア活動やその支援の中核的な活動を担うボランティア関係団体に対して災害時に備えて協力要請を行う。	災害時のボランティア活動拠点の確保 ボランティア関係団体に対する協力要請
地域における防災リーダーの育成(再掲)			
	地域における災害対策活動の円滑な実施を図るためには、地域において防災活動のリーダーとなる人材を育成することが必要である。	市町は、地域において自主防災組織の中心的な役割を果たす人材などの防災リーダーの育成を目指した研修等の実施に努める。	防災リーダーの研修

項目	計画見直し上の課題	施策展開の基本方向	左の主な内容
消防団組織の強化(再掲)			
	地震時においては、常備消防だけでは対策を図ることができない。このため地域住民の有志によって構成される消防団組織の強化が必要である。	市町は、地震時における消防団組織の重要性に鑑み、消防団員の増強および消防団の設備・機材の強化を図る。	消防団員の増強 消防団の設備・機材の強化
医療拠点の整備(再掲)			
	地震時において、医療活動は最優先に必要とされる活動の一つである。医療機関はライフラインの途絶等によって機能が低下すると考えられるため、災害時に備えた医療拠点の確保が必要である	市町は、中核的な役割を担う拠点の医療機関を指定し、国・県との連携によってトリアージなどの災害医療技能の研修などの支援を行うとともに医療機関との連絡体制を確立する。	災害時拠点の医療機関の指定 災害医療技術に関する研修の実施 医療機関との連絡体制の確立
小中学校の防災拠点化(再掲)			
	地域の防災活動においては避難所ともなる小中学校が中心的な役割を果たす。このため、小中学校においてあらかじめ災害対策用の機材を備蓄する等、防災拠点化を推進することが必要である。	市町は、市町の災害対策活動と被災者の接点となる地域の小中学校において校舎・体育館・プールの耐震化を図るほか、必要な設備等の整備を推進する。	校舎等の耐震化 避難生活用資機材の備蓄（仮設トイレ、飲料水、食料、炊事用品、医薬品、毛布等） 情報伝達設備の整備
災害に強い農村基盤の形成			
	地震が発生した場合には、ため池等の農業施設や急傾斜地崩壊危険箇所等で被害が発生し農業や住民の生活に支障をきたすことが考えられる。特にため池の被害は人命に関わる災害に拡大することも考えられる。 ため池等の農業施設や急傾斜地崩壊危険箇所等の防災対策を強化し災害予防に努めることが必要である。	市町は、各市町の地域特性や地域の問題点に応じて被害が人命に関わる可能性があるためため池等の農業施設を中心とした防災対策の実施や地すべりおよび急傾斜地崩壊危険箇所等の防災対策を県との連携を図りながら推進する。	被害が人命に関わる可能性があるためため池等の農業施設の防災対策 急傾斜地崩壊危険箇所等の防災対策 地すべり区域の防災対策

<p>第3 第3次防災圏の形成(再掲) <u>土木事務所</u>等を中心として市町と消防本部を含む体制強化(再掲)</p>		
<p>第3次防災圏においては、県、消防本部、市町、その他防災関係機関が連携して災害対策に取り組むことが必要である。このため、<u>土木事務所</u>等を中心とした連携体制の構築が必要である。</p>	<p>県は、広域的な消防体制の強化とともに各防災関係機関の連携の必要性に鑑み、<u>土木事務所</u>等を中心として、消防本部、市町、その他防災関係機関が連携して災害対策に取り組むための連絡協議会を設置する。</p>	<p>連絡協議会の設置</p>
<p><u>地方合同庁舎</u>の防災拠点化(再掲)</p>		
<p>地震が発生した場合には<u>地方合同庁舎</u>が地方本部における中枢となる。このため<u>地方合同庁舎</u>の防災拠点化を図ることが必要である。</p>	<p>県は、地震時の<u>地方合同庁舎</u>の重要性に鑑み、耐震性の向上を図るほか、情報通信設備の強化を図る。</p>	<p><u>地方合同庁舎</u>の耐震性の向上</p>
<p><u>広域防災活動拠点</u>の確保(再掲)</p>		
<p>県の実施する災害対策活動の中では、緊急輸送活動が極めて重要である。このため、広域的な救援物資の集積・積替・配送を行う<u>広域防災活動拠点</u>が必要である。</p>	<p>県は、地震時の緊急輸送活動の重要性に鑑み、広域的な防災活動の拠点となる<u>広場・オープンスペース</u>を既存施設の活用によって確保する。</p>	<p><u>広域防災活動拠点</u>の確保</p>
<p>災害拠点病院の指定・整備(再掲)</p>		
<p>地震時には、大量の負傷者が同時に発生するにもかかわらず、反面、ライフラインの途絶等によって医療機関の機能低下が起こる。このため、災害時に拠点的に活動する病院が必要である。</p>	<p>県は、県域に基幹災害<u>拠点病院</u>、二次医療圏域毎に地域災害<u>拠点病院</u>を指定する。これら災害拠点病院においては、建物の耐震性の向上を図るほか、ライフラインの途絶に備えて電気・水の確保を推進し、救急搬送に備えてヘリポートを整備する。</p>	<p>災害拠点病院の耐震性の確保 自家発電装置、受水槽、備蓄倉庫の整備 ヘリポートの整備 災害拠点病院として必要な設備の整備</p>
<p>災害時緊急物資の備蓄(再掲)</p>		
<p>地震発生時の初動期において食料・生活必需品を確保することによって被災者に対して安心感を与えることができる。このため、県は災害時に備えて食料・生活必需品を備蓄することが必要である。</p>	<p>県は、県庁および健康福祉事務所単位に民間倉庫事業者から倉庫を借り上げ、災害時に備えて、県下で被災することが想定される被災者の1日分に相当する食料・生活必需品の備蓄を行う。</p>	<p>食料・生活必需品の備蓄</p>

第2章 災害に強い基盤づくりの推進

第3節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画（各部局）

1 施策体系

第3節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

2 基本方針

地震が発生した場合の直接的被害を極力軽減することや災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため、県および推進地域内市町は、東南海・南海法第6条第1項第1号および同法施行令第1条の規定に基づく避難地、避難路、消防用施設等、地震防災上緊急に整備すべき施設等について、年次計画を定めその整備に努める。

これらの整備に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序および方法について考慮するものとし、また災害応急対策等の内容と十分調整のとれたものとする。

3 具体的な施策の展開

県および市町等は、次に掲げる施設等について、地震防災緊急事業五箇年計画において年次計画を定め、その整備に努めるものとする。

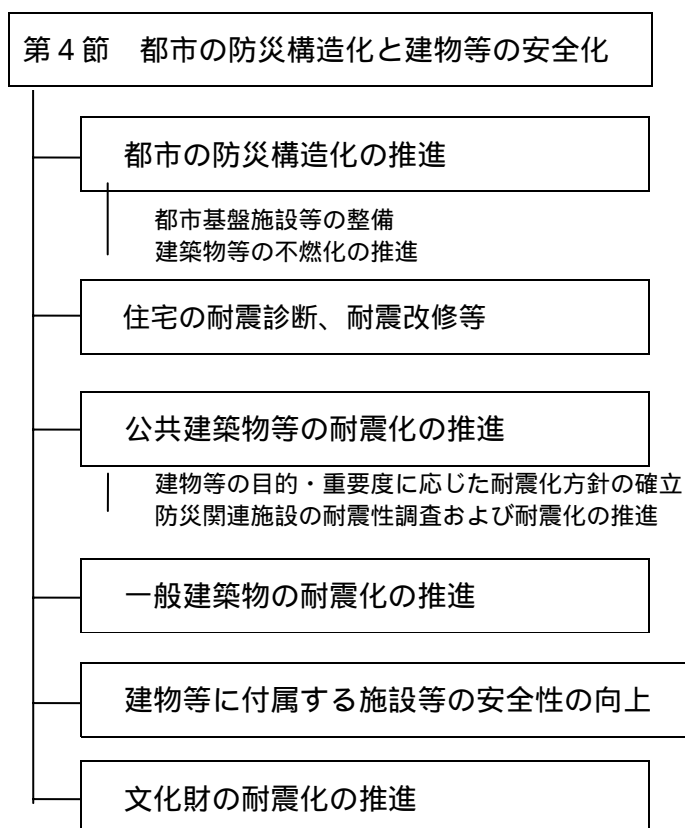
- (1) 避難地、避難路（琵琶湖環境部、農政水産部、土木交通部）
- (2) 消防用施設および消防活動が困難である区域の解消に資する道路
（知事直轄組織、農政水産部）
- (3) 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾施設又は漁港施設
（農政水産部、土木交通部、県警察）
- (4) 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公共物件を収容するための施設
（土木交通部）
- (5) 次に掲げる施設で、地震防災上改築または補強を要するもの
（健康福祉部、教育委員会）
医療機関、社会福祉施設
公立の幼稚園、小学校、中学校
および に掲げるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物
- (6) 海岸保全施設または河川管理施設
- (7) 砂防施設、森林法に規定する保安施設事業に係る保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設または農業用排水施設であるため池で地震防災上必要なもの
（琵琶湖環境部、農政水産部、土木交通部）
- (8) 地域防災拠点施設（知事直轄組織）
- (9) 防災行政無線設備（知事直轄組織）
- (10) 飲料水、電源等の確保等により被災者の安全を確保するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設または設備
（健康福祉部、土木交通部、教育委員会）
- (11) 非常用食糧、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
（知事直轄組織、土木交通部）
- (12) 老朽住宅密集市街地にかかる地震防災対策
（土木交通部）

【地震防災緊急事業五箇年計画総括表（平成23～27年度）】

事業項目	事業量	事業費 (百万円)	備考
避難地	<u>34.6ha</u> <u>5箇所</u>	<u>1,651</u>	<u>都市公園</u>
避難路	<u>22.7 km</u> <u>26箇所</u>	<u>21,186</u>	都市計画道路 林道、農道等
消防用施設	<u>408箇所</u>	<u>7,772</u>	<u>消防水利、消防車両等</u>
緊急輸送道路等			
緊急輸送道路	<u>2.8 km</u> <u>12箇所</u>	<u>2,198</u>	道路狭隘部の改良 橋梁補強、災害防除等
緊急輸送交通管制施設	<u>77箇所</u>	<u>287</u>	交通管制施設 交通安全施設等
共同溝等	<u>4.0 km</u> <u>8箇所</u>	<u>639</u>	<u>電線共同溝等</u>
医療機関	<u>6施設</u>	<u>47,715</u>	病院改築、補強
社会福祉施設	<u>13施設</u>	<u>3,530</u>	社会福祉施設改築、補強
公立幼稚園	<u>43園</u>	<u>3,967</u>	幼稚園改築、補強
公立小中学校			
<u>校舎</u>	<u>44 学校</u> <u>142 棟</u>	<u>14,336</u>	小中学校改築、補強
<u>屋内運動場</u>	<u>27 学校</u> <u>28 棟</u>	<u>3,989</u>	小中学校改築、補強
<u>公的建造物</u>	<u>38 施設</u>	<u>22,672</u>	<u>公共施設等の耐震</u>
砂防施設等			
砂防設備	<u>38 箇所</u>	<u>7,971</u>	砂防施設
保安施設	<u>65 箇所</u>	<u>1,910</u>	保安施設
地すべり防止施設	<u>4 箇所</u>	<u>688</u>	地すべり防止施設
急傾斜地崩壊防止施設	<u>15 箇所</u>	<u>3,485</u>	急傾斜地崩壊防止施設
ため池	<u>14 箇所</u>	<u>655</u>	ため池整備
<u>地域防災拠点施設</u>	<u>2 施設</u>	<u>463</u>	地域防災拠点施設整備
防災行政無線	<u>8 箇所</u>	<u>3,302</u>	防災行政無線整備
水・自家発電設備等	<u>17 箇所</u>	<u>300</u>	<u>浄水型プール</u> 貯水池
備蓄倉庫	<u>17 箇所</u>	<u>300</u>	備蓄倉庫
老朽住宅密集対策	<u>0.3ha</u> <u>1 箇所</u>	<u>5,495</u>	市街地再開発
合 計		<u>158,988</u>	

第4節 都市の防災構造化と建物等の安全化 (県土木交通部・教育委員会)

1 施策体系



2 基本方針

県、市町、防災関係機関は、防災空間の整備や市街地の面的整備、土木構造物・施設の耐震対策を推進することにより都市の防災機能の強化に努める。

また各防災圏における安全性を向上させるため、県で策定した「滋賀県既存建築物耐震改修促進計画」等を踏まえ、東南海・南海地震をはじめ、琵琶湖西岸断層帯等の内陸型活断層による地震を考慮し、防災上特に重要な建築物や公共施設の耐震化・不燃化を計画的かつ重点的に推進するとともに、耐震性向上の必要性に関する知識の普及・啓発を図り、耐震診断・耐震改修を促進する。

3 具体的な施策の展開

(1) 都市の防災構造化の推進

都市基盤施設等の整備

県・市町は、避難場所の確保や延焼による被害防止に向けて、土地区画整理事業や市街地再開発事業、密集住宅市街地整備促進事業等を活用して、市街地の面的な整備、幹線道路や都市公園など地域構造の骨格となる基盤施設や防災安全街区、十分なオープンスペースの確保に努める。

また、液状化の可能性が高いと判断された地域については過度の集積を避け、オープンスペースの確保等の対策を講ずるよう努める。

建築物等の不燃化の推進

火災による被害の拡大を防止するため、防火・準防火地域を指定し建築基準法の構造制限による耐火建築物、準耐火建築物等の火災に強い建築物の整備を推進する。

なお、公共建築物の整備に際しては、周囲の状況を考慮し建築物不燃化、敷地周囲の緑

地化等による防火遮断帯の形成に努める。

(2) 住宅の耐震診断、耐震改修等

県および市町は、住宅の耐震化の促進にあたっては、地域住民の意識が極めて重要であることから、住宅の新築やリフォーム等の機会を積極的に活用した住宅の耐震化に関する意識啓発を実施するよう努めるものとする。

県および市町は、地震ハザードマップの整備や耐震診断の実施、さらには効果的な耐震補強の普及等、住宅補強や建て替えを促進する対策を実施するよう努めるものとする。

県、市町等は、国が定める耐震診断方法および耐震化促進に資する耐震化工法について、より広く普及に努めるものとする。

県および市町は、耐震性の高い住宅ストックの形成の促進に努めるものとする。

(3) 公共建築物等の耐震化の推進

建物等の目的・重要度に応じた耐震化方針の確立

建物等の耐震化の推進にあたっては、すべてに一定一律の構造安全基準を適用するのではなく、災害応急対策活動や医療活動の拠点となる施設、避難や緊急物資輸送のための施設等について、その目的や重要度に応じた分類により耐震安全性を確保することが必要である。

このため県では、国土交通省が定めた「官庁施設総合耐震計画基準」を受けて策定された「地方公共団体施設の標準的な耐震安全性の目標と分類例」に準じ、耐震性を確保した公共建築物の整備を促進する。

公共施設等の耐震診断および耐震改修等（該当施設所管部局）

県、市町等は、学校、病院等多数の者が利用する施設や、災害時の拠点となる施設の耐震診断、耐震改修等を早急に推進するものとする。

ア 防災上特に重要な県有施設

県は、次に掲げる防災上特に重要な県有施設について、計画的かつ速やかに耐震診断を実施するものとする。

耐震改修等の耐震化については、東南海・南海地震や活断層地震により想定される震度予想および被害想定結果ならびにその施設の利用の状況等を総合的に勘案して優先順位を付けて実施するものとする。

また、県は、これらの施設リストおよび必要となる耐震化実施の方針について、公表するよう努めるものとする。

() 医療機関施設

() 社会福祉施設

() 学校関係施設

() 県民の利用の多い施設

() 防災拠点施設（主要な県関係庁舎や警察関係庁舎（交番・駐在所を含む））

イ その他の重要な県有施設

県は、上記アに掲げた施設以外の防災上重要な施設について、利用の状況等を勘案し、計画的な耐震診断および耐震改修等の耐震化に努めるものとする。

ウ 市町および民間の防災上重要な施設の耐震化

市町等は、学校、病院、社会福祉施設等の防災上重要な施設について、耐震診断、耐震改修等の耐震化に努めるものとする。

また、市町は、所有する施設のリストを作成し、必要となる耐震化実施の方針と合わせて公表するよう努めるものとする。

県は、これらの耐震化が速やかに図られるよう、市町等に対し必要な助言等を行うものとする。

(4) 一般建築物の耐震化の推進

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年12月施行）（以下「促進法」という。）に基づき、促進法に規定する建築物の所有者に対し、耐震性向上の必要性に関する知識の普及・啓発に努め、耐震診断・耐震改修を促進する。

このため、対象建築物の台帳の整備を行う。

昭和 56 年以前の建築物に対して「民間既存建築物の耐震診断補助制度」を設け耐震化の促進を図る。

(5) 建物等に付属する施設等の安全性の向上

市街地においては、震災時に煙突、看板、屋外広告塔など建物に付属する構造物の落下により人的な被害が生じる恐れがあることから、耐震改修においては付属物、工作物の安全対策を指導する。

また、ブロック塀の安全性確保についても、建築基準法による施工基準の啓発に努める。

(6) 文化財の耐震化の推進

文化財の耐震化等

本県の国指定有形文化財は 811 件で、これは東京、京都、奈良に次ぐ全国で四番目の保有数であり、これら文化財を地震から守るため、以下の対策を推進する。

ア 建造物は、老朽化や腐朽、破損度合の大きい順に耐震補強、解体修理等を実施する。

イ 建造物、美術工芸品とも防災施設整備事業を推進する。

ウ 美術工芸品は耐震保有施設の設置等を推進する。

エ 公益財団法人 滋賀県文化財保護協会の融資制度を活用し修理や防災施設の整備を推進する。

オ 文化財の所有者または管理団体に対する防災措置等の指導を行う。

文化財周辺の環境整備

県および市町は、文化財保護対策の観点にも留意し、緑地の保全、オープンスペースの確保などの延焼防止対策や崖崩れ防止対策などを進め、文化財周辺の環境整備の推進に努めるものとする。

【滋賀県の文化財の状況】

(平成 25 年 1 月末現在)

文化財の種類別	文化財指定種別			文化財構造種別		
	国指定	県指定	合計	木造	石造	合計
指定建造物	<u>182</u>	<u>75</u>	257	231	26	257
指定美術工芸品	<u>629</u>	239	<u>868</u>	-	-	-
合計	<u>811</u>	<u>314</u>	<u>1,125</u>	-	-	-

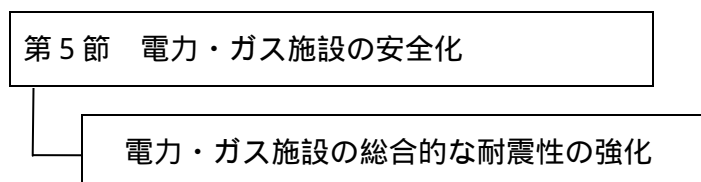
重要伝統的建造物群 3 地区

登録有形文化財（建造物） 315 件

第5節 電力・ガス施設の安全化

(関西電力(株)、大阪ガス(株)、大津市企業局、滋賀県エルピーガス協会)

1 施策体系



2 基本方針

電力・ガス施設は、県民生活に不可欠の施設であり、災害時にもその機能を確保できるような安全性の一層の向上を図るための対策を推進する。

このため、平常時から防災施設や工作物の設置および維持管理の適正化、教育訓練、防災知識の普及等に努める。

3 具体的な施策の展開

(1) 電力施設の総合的な耐震性の強化（関西電力株式会社）

現況

電力施設の防災については、平常時から保安関係規程、支達等に基づき、施設の維持管理や改良を行うとともに、計画的に巡視点検、測定を実施している。

大地震により電力施設に被災の恐れがある場合には、関係情報に留意し、電力供給に支障を及ぼさないよう措置するとともに、関西電力防災業務計画、同滋賀支店非常災害対策支達に基づき、各部門ごとに重点的な予防対策を実施する。

また、災害発生時における応急復旧態勢を整えている。

(2) 計画目標

地震に対しては、各設備ごとに十分な検討と分析を行うとともに、従来 of 経験を生かして万全の予防措置を講ずる。

(3) 実施計画

施設の耐震性の強化等

ア 水力発電設備

ダムについては発電用水力設備の技術基準、河川管理施設等構造令およびダム設計基準に基づき、堤体に作用する地盤振動に耐えるよう必要な箇所の整備を行う。

水路工作物ならびに基礎構造が建物基礎と一体である水車および発電機については、地域別に定められた地盤震度を基準として構造物の応答特性を考慮した修正震度法に基づき必要な箇所の整備を行う。

その他の電気工作物は、発電所設備の重要度、その地域の予想される地震動等を勘案するほか、発電用水力設備の技術基準に基づいて必要な箇所の整備を行う。

建物については、建築基準法に基づき必要な箇所の整備を行う。

イ 送電設備

() 架空電線路

電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき整備を行う。

() 地中電線路

終端接続箱、給油装置については「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づき整備を行う。洞道は土木学会「トンネル標準示法書」等に基づき整備を行う。

また、地盤条件に応じて、可とう継手や可とう性のある管路を採用する等、耐震性

に配慮した設備とする。

ウ 変電設備

機器の耐震は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案するほか、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づいて整備を行う。建物は、建築基準法による耐震整備を行う。

エ 配電設備

() 架空配電線路

電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づいた設備とする。

() 地中配電線路

地盤条件に応じて、可とう性のある継手や可とう性のある管路を採用する等、耐震性を配慮した設備とする。

オ 通信設備

屋内配置装置については、構造物の設置階を考慮した設備とする。

通信設備対策

ア 主要通信システムの2ルート化

イ 健全回線への切り替えによる応急連絡回線の確保

ウ 無停電電源、予備電源の強化

エ 移動無線応援体制の強化

オ 近畿地方非常通信協議会組織による各機関との相互協力

電力施設予防点検

電力設備技術基準に適合するよう定期的に工作物を巡視、点検（災害発生の恐れがある場合は直前の巡視点検）等を実施するほか、自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査を行う。

災害対策用資材の確保および輸送力確保の体制確立

ア 所要資材需給計画の策定

イ 在庫、流用を含む資材の調達

ウ 運搬業者および道路状況の把握

防災訓練

防災意識の高揚を図り、円滑に防災対策を推進するための防災訓練を実施する。

ア 訓練の種類

() 災害対策情報連絡

() 災害対策復旧計画訓練

() 災害対策実施作業訓練

イ 訓練の方法

() 会社規模における総合または部門別訓練

() 支店規模における総合または部門別訓練

() 各防災機関の実施する総合訓練への参加

(2) ガス施設の総合的な耐震性の強化（大阪ガス株式会社、大津市企業局）

現況

製造設備、ホルダー、貯槽類は、諸法規に基づき十分な耐震設計を実施している。

また、ガス導管は、耐震性の高い溶接鋼管、メカニカル継手のダクタイト管・鋼管およびポリエチレン管を採用している。

屋内のガス設備は、建物の倒壊などによる損壊が発生すると思われる。

現在滋賀県下においては、次表に示す都市ガス事業が行われている。

事業者		所在地	供給区域	供給ガス
大津市企業局		大津市御陵町3番1号 TEL 077(523)1234	大津市の一部	天然ガス 一部 エルピーガス
大阪ガス株式会社	京滋導管部	京都市下京区中堂寺 栗田町93番地 TEL 075(315)8942 ・ 緊急時・・・(導管事業部中央指令部) TEL 06(6205)5811	大津市・近江八幡市・草津市・守山市・栗東市・野洲市・東近江市・湖南市・甲賀市・竜王町・湖南市・東近江市・彦根市・長浜市・ <u>米原市</u> ・愛荘町・多賀町の一部	天然ガス

計画目標

被災地域でのガス供給の確保とガスによる二次災害防止を目的として、ガスの製造供給に係る設備面および運用面について総合的な震災予防対策を推進する。

実施計画

ア 耐震性の確保

() 定期点検による機能維持

ガス事業法に基づく保安規程に従って、ガス施設の定期点検を行い、耐震上重要な部分の状況を把握し、所与の機能を維持する。

() 耐震性の強化

導管は、耐震性の高い溶接鋼管、メカニカル継手のダクタイト管・鋼管、ポリエチレン管を採用する。

二次災害防止のための設備

ア 供給区域のブロック化

地震による家屋被害、ガス導管被害、広域災害等に起因するガスによる二次災害を防止するため、被害集中地区のガス供給を面的に停止できるよう供給区域のブロック化を行う。

イ ブロックの供給停止システム

地震発生時に被害集中地区のブロックを迅速にガス供給停止するため、一定以上の地震動になると自動的に遮断する感震遮断装置の設置を推進する。

ウ 屋内ガス設備対策

地震発生時に使用中のガス器具による二次災害発生防止や屋内ガス管の被害によるガス漏れ等を防止するため、一定以上の地震動になった場合に、ガスメーターでガスを遮断するマイコンメーターの導入を図っている。

情報収集設備

ア 地震計の設置

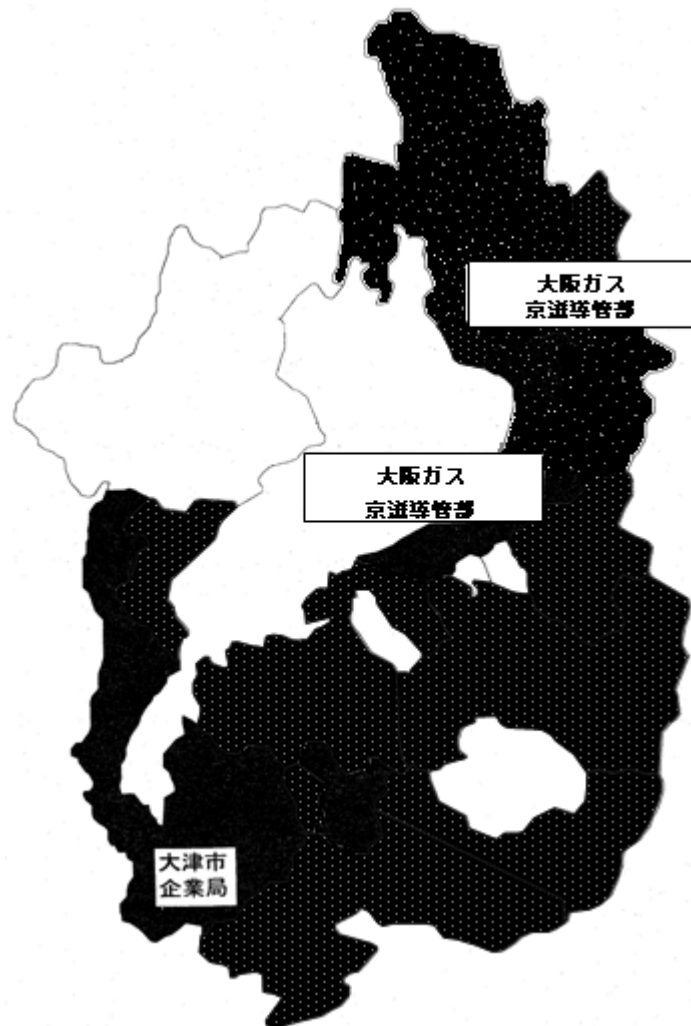
地震発生時の応急対策活動を効果的に行うために、各事業所の主要な地点に地震計を設置しており、さらに増設を進めている。

イ 無線通信網の拡充

各事業所間の回線を無線化するとともに、運用面について下記項目を推進して行く。

- () 移動無線系による通信体制の強化
 - () 滋賀県非常通信協議会および各地方機関との相互協力体制の充実
 - () 緊急時の通信統制のルール化
- ウ 災害対策体制の強化
- 地震発生時の対策本部設置など、組織体制および初期活動要領を定める。
- 震災訓練の実施
- 地震発生時の災害応急活動を迅速確実に遂行するため、通信連絡体制の確立、要員の動員体制の確認等を目的とした地震対策訓練を毎年実施する。
- また各事業所においては、応援体制、設備の応急修理など、日常業務を通じて訓練を実施するとともに、緊急事故対策要領に従って各種事故処理訓練（関係機関との合同訓練を含む）を行う。
- 広報活動の充実
- ガスによる二次災害を防止するため、平素から需要家に対し次の事項について周知を図る。
- ア 元栓の閉止等、地震が発生した場合にガス器具に関してとるべき措置
 - イ ガス漏れ等の異常に気付いた場合の措置
 - ウ その他災害予防に必要な事項
- 各事業者間の協力体制
- 大津市企業局と大阪ガス株式会社は、地震発生時の相互協力体制について日頃から連絡強化を図る。

図 滋賀県下における都市ガス供給区域(1)



(3) L Pガス供給施設災害予防計画（一般社団法人滋賀県エルピーガス協会）

計画方針

L Pガス供給設備等において、災害発生の未然防止に努めることは当然であるが、災害時における被害を最小限に止めるため、平常時においても、L Pガス供給設備の維持管理および教育訓練と併せて防災知識の高揚を図る。

実施計画

ア 保安体制

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液化石油ガス法」という。）に基づき「ガス漏れ時における緊急出動体制」の充実を図るため、液化石油ガス販売事業者に保安体制および非常体制の具体的措置を確立する。

イ L Pガス施設対策

() L Pガス製造設備

新設設備は、高圧ガス製造設備の技術上の基準及び製造設備等耐震設計指針に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設設備については、耐震性を維持するため設備の重要度に応じて定期点検を行い補強等必要に応じた対策を講じる。

() L Pガス供給設備

液化石油ガス販売業者は、液化石油ガス法に基づき供給設備の定期点検を実施するとともに、災害防止のため震度5以上で遮断機能を搭載したマイコンメーターでガスの自動遮断を行う。

() L Pガス消費設備

液化石油ガス販売業者は、液化石油ガス法に基づき消費設備の定期調査を実施するとともに、災害防止のためガス漏れ警報器の設置促進とヒューズコック等への取り替え促進を行いガス漏れの未然防止を行う。

ウ 連絡・通報

災害時の情報連絡を迅速に行えるよう整備するとともに、大型供給設備については遠隔監視ができるよう連絡通信設備を整備する。

エ 資機材の整備

被災地の使用者に対し早急に復旧もしくは応急措置ができるよう緊急用資機材を保有し、その点検を行う。

オ 教育訓練

液化石油ガス販売事業者の防災意識の高揚を図り、L Pガスに係る災害発生の防止に努めるため災害措置に関する専門知識、関係法令、保安技術について液化石油ガス販売事業者に対する教育を実施する。

地震発生時の災害対策を円滑に進めるため、年1回以上被害想定を明確にした実践的な防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認する。また県および地域が実施する防災訓練に積極的に参加する。

カ 広報活動

()消費者に対する周知

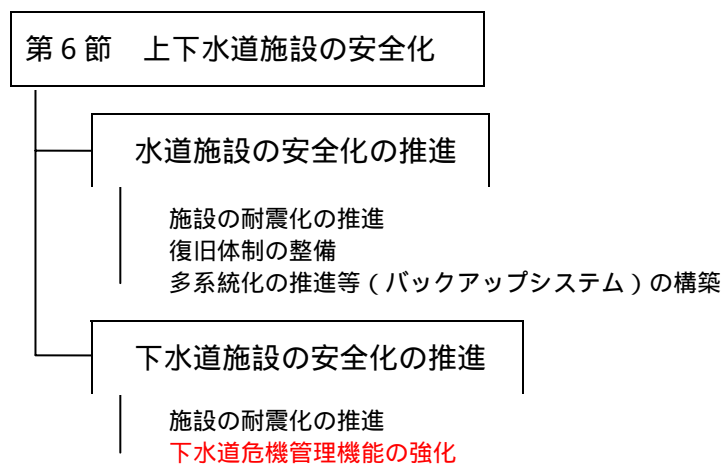
パンフレット等を利用して、L Pガスの性質、正しい使い方、ガス漏れの際の注意事項等について周知する。

()液化石油ガス設備士に対する周知

液化石油ガス設備工事の際、ガス設備の損傷による災害を防止するため、L Pガス供給設備ならびにL Pガス消費設備の損傷防止に関する知識の普及を図るほか、L Pガス事故防止についての注意事項を周知する。

第6節 上下水道施設の安全化 (県琵琶湖環境部・健康福祉部・企業庁)

1 施策体系



2 基本方針

水は生命を維持する上で不可欠なものである。地震発生時における水道施設の被害を最小限にとどめるため、施設の耐震化の推進や迅速な復旧・給水を可能とする水道事業体間の相互応援体制を整備するとともに管路や水源の多系統化に代表されるバックアップシステムの構築を行う。

また、下水道施設は、他のライフラインのように代替機能がないため、被災した場合は、社会全体の復旧活動、県民の生活に与える影響が大きい。さらに琵琶湖への影響も考慮しつつ、施設の耐震化とともに下水道における危機管理機能の強化を図る。

3 具体的な施策の展開

(1) 水道施設の安全化の推進

施設の耐震化の推進

水道施設の耐震化等の安全対策については、平成 20 年 3 月に厚生労働省で作成された「水道の耐震化計画等策定指針」を参考に、既存水道施設の構造形式、立地場所の地質、地形条件、過去の被害状況を踏まえ、飲料水確保の観点から配水池の整備・耐震補強や給水重要施設（医療機関、福祉施設、避難所となる施設等）への基幹配水管路の耐震化を優先的に行う等、効果的、効率的な対策を推進する。

また、県では、災害時の支援体制を強化するため、「滋賀県水道水健康危機管理実施要綱」を定め、応急給水を必要とする場合の県内事業体間の「相互応援体制」の整備を図っている。

復旧体制の整備

水道事業体は、被災時における速やかな復旧活動を行うため、指揮命令系統、外部支援者の受入体制、資機材の備蓄や図面等の整備、住民への広報内容等を定めた震災時の行動指針を策定する。

また、応急給水量や復旧期間等の目標を明確にし、迅速確実な対応が図れる体制を整備する。

多系統化の推進等(バックアップシステム)の構築

緊急時の給水能力を確保するため、隣接する水道事業体間との連絡管はもとより、広域的バックアップ機能を充実強化するとともに、井戸等の既存小規模水源の維持・保全により緊急時用水源の確保を図る。

また、大口径配水管、大容量送水管などの整備や配水池容量の拡大等により貯水能力の強化を図る。

(2) 下水道施設の安全化の推進

施設の耐震化の推進

阪神・淡路大震災を契機に管理用橋梁の落橋防止をはじめ緊急に対策が必要な施設の耐震化をすすめてきた。さらに、既存の下水道施設について、耐震診断を実施し、耐震上弱点となる施設を抽出し、重要度等を勘案しつつ滋賀県地震防災プログラムに盛り込み、実施してきた。今後は各処理区事業継続計画の事前対策計画に盛り込む耐震対策について検討し、実施する。

また、今後設計する施設は「下水道施設の耐震対策指針と解説」（公益社団法人日本下水道協会）に基づき耐震性に優れた施設の建設に努める。

下水道危機管理機能の強化

下水道施設等が被災した場合でも、従来よりも速やかに、かつ高いレベルで下水道が果たすべき機能を維持・回復することを目的として 次の事項について下水道業務継続計画（BCP）の策定及び定期的な見直しを行う。

ア 基本的事項の整理（体制、被害想定、対象範囲・業務）

イ 優先実施業務

ウ 訓練、維持改善計画

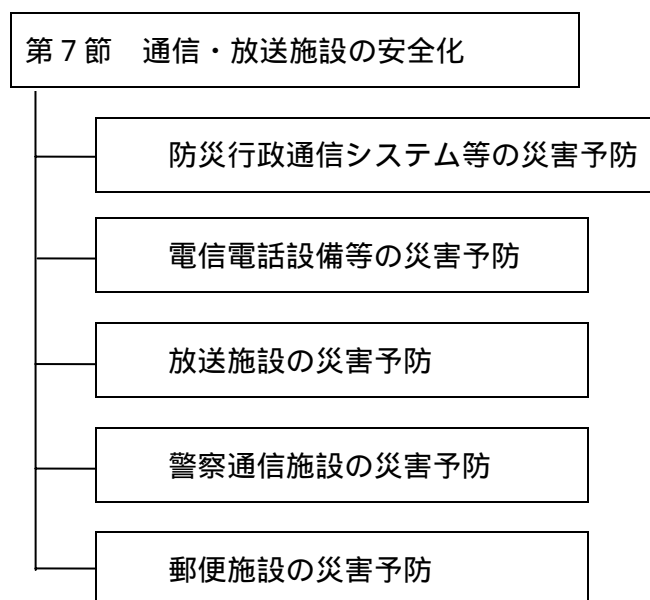
エ 非常時対応計画

オ 事前対策計画

第7節 通信・放送施設の安全化

(県知事直轄組織、県警察、日本郵便(株)大津中央郵便局、西日本電信電話(株)、各放送事業者)

1 施策体系



2 基本方針

災害時の情報収集・伝達の重要性に鑑み、県および通信・放送事業者等は、保有する通信放送施設や設備の耐震性向上を図るなど災害予防対策に努める。

3 具体的な施策の展開

(1) 防災行政通信システム等の災害予防

建物

滋賀県防災行政無線の統制局である県庁本館は、平成 10 年度に補強工事を行い耐震構造としている。

また、岩根山中継局、箱館山中継局に関しても同様に耐震構造としている。

設備

県では平成 6 年度から 3 ヶ年計画で、県と市町、防災関係機関相互の迅速・的確な情報収集・伝達体制を確立するため、衛星系と地上系の 2 ルートで構成する防災行政通信網の整備を行った。

衛星系については、県庁・市町・防災関係機関および県出先機関を結び、各種情報の収集・伝達や気象予警報等の一斉通報を行うほか、地域衛星通信ネットワークに参画する全国の自治体間とも電話、ファックス、映像での情報交換が可能である。

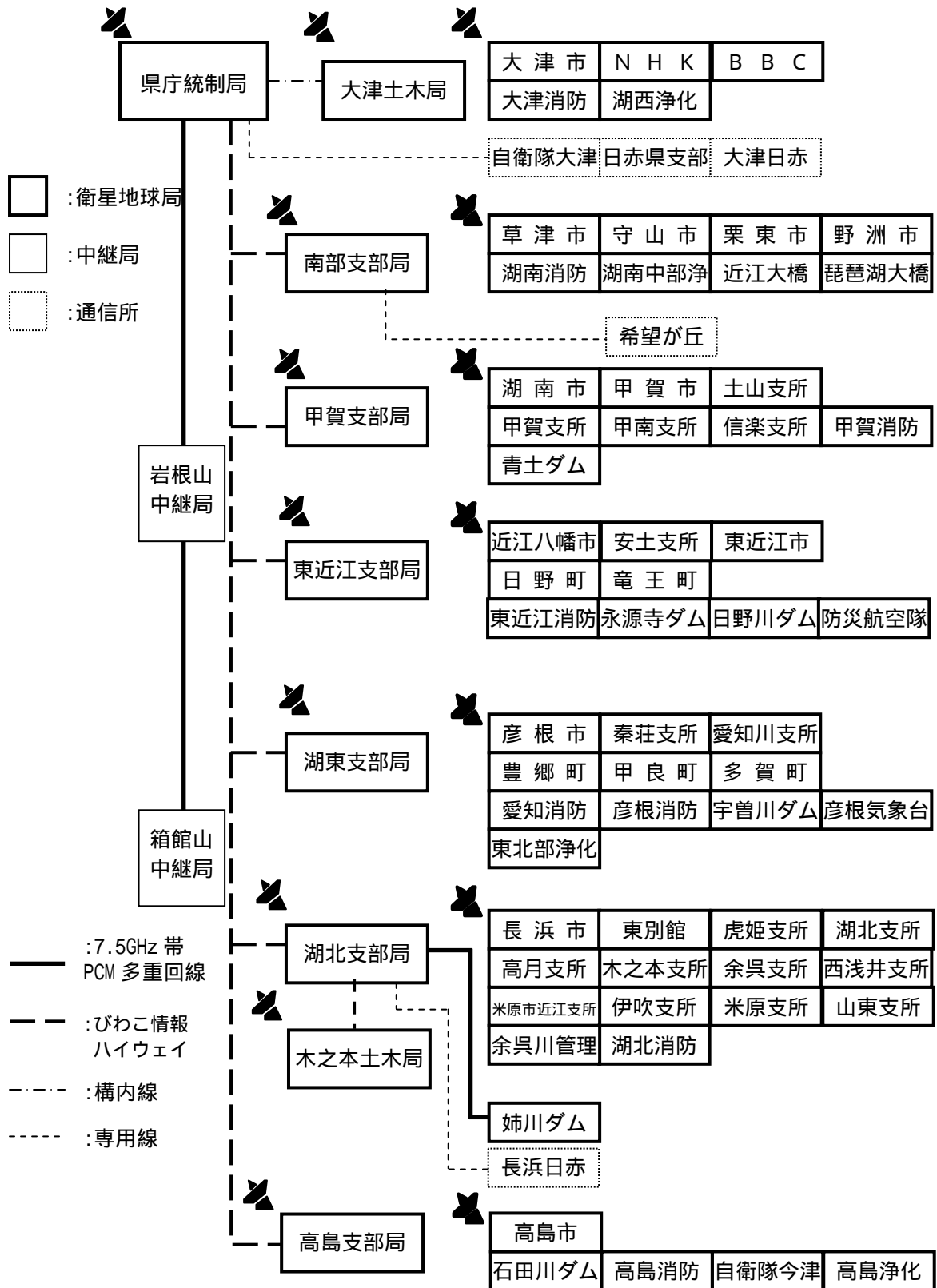
また、地上系として、INS ネット 64 回線を衛星地球局設備設置の機関やライフライン事業者を中心とする防災関係機関、県の出先機関に設置しており、災害時における通信回線の信頼性を確保している。

さらに県庁統制局の電源設備は、庁舎発電機と防災発電機の二重化を図り、無停電電源装置の設置と併せて災害に強いシステムを整備している。

また、平成 23 年度に更新した県防災ヘリコプター「琵琶」にはヘリコプターテレビが搭載されており、災害時には可搬型受信機等と組み合わせ、上空からの映像を受信できる体制も整備している。

こうしたシステムや機器が災害時に有効に機能するよう、平常時から通信訓練等を通じて関係機関との連携強化を図るとともに、設備機器の保守点検等を推進する。

【滋賀県防災行政通信システム回線系統図】



(2) 電信電話設備等の災害予防（西日本電信電話株式会社）

現況

ア 建物

建物や無線鉄塔は震度 6 程度の大地震にも耐えられる耐震構造としている。

イ 所外設備

() 主要な N T T ビル間を専用トンネルで結ぶと道内は、難燃性ケーブルの使用や防火壁の設置等により、出火、延焼が起こりにくい構造としている。

() 地下管路は、地盤沈下対策、耐震対策、液状化対策等を実施している。

() N T T ビル間を結ぶ中継伝送路は多ルート、2 ルート化により複数のルートを確保している。

ウ 所内設備

() 交換機や電力設備等に耐震対策を実施している。

() 中継交換機等を設置している N T T ビルを分散し、危険回避を図っている。

() 電力設備は非常用の予備電源として、蓄電池、発電機を設置しており、商用電源が停電しても瞬断なく自動切り替えし電力を供給する。

エ 災害対策用機器

() 通信途絶の回避と避難所等の通信を確保するため、ポータブル衛星、超小型衛星通信装置、移動無線車等を配備している。

() 交換機設備が被災した場合、重要な通信を確保するための代替交換機として、非常用交換機を主要地域に配備している。

実施計画

ア 地震災害による被害を回避または最小限にするために、下記の措置を実施する。

() 情報連絡体制の強化・充実

() 関係設備の監視強化・充実

() 関係設備の点検整備

() 応急復旧用機器・資材等の把握および防御

() 回線等の応急措置の準備

() 災害発生危険設備の補強および防御

() 工事中設備の防御、二次災害防止策の実施

() 社員等の非常呼び出し、出動体制の確立

イ 災害救助機関等における重要な通信を確保するため、ネットワークのトラフィックコントロールを実施する。

ウ 輻輳緩和のため「全国利用型災害用伝言ダイヤル（171）」サービスを提供する。

エ 公衆電話の無料化（災害救助法適用地域に限定）を実施する。

オ 「被災地情報ネットワーク」の構築・運用の支援に努める。

(3) 放送施設の災害予防

日本放送協会 大阪放送局

ア 現況

地震災害に際して放送の送出および受信を確保するため、災害対策規定を策定し、放送設備の被害を最小限にとどめるとともに被害が発生したときは、迅速適切な応急措置により施設の機能維持に努めるほか、早期完全復旧、被害原因の調査に基づく施設改良に最善の努力を払っている。

なお、県内の放送設備は想定される非常災害に対して対策措置を実施済みである。

イ 計画目標、実施計画

想定を超える被害事例が生じた場合は、随時施設の改良を実施する。

びわ湖放送株式会社

ア 現況

放送施設については、できるだけ予備システムを設け、被災時でも放送送出ができるよう図っている。

() 電源設備について

自家発電設備により停電時の対応に備えている。また、無停電装置も設置している。

()放送設備

災害時、最小限の放送送出を確保するため、無停電電源により「お知らせ、アナウンス等」災害情報の放送が可能な設備となっている。

()その他、びわ湖放送制定の「災害対策要項」により、災害対策の万全を図っている。

イ 計画目標

非常事態が発生した場合、状況に応じ非常災害対策本部を設け、放送の継続、機器施設の保守等に万全を期し、避難者に必要な情報・告知等を遅滞なく放送できるよう努める。

ウ 実施計画

放送機器の倒壊、落下防止、その他諸設備については、全面的に補強整備が完了しているが、引続き放送設備の防災化構造の推進を図る。

なお、社屋については、耐震性調査を行い必要な措置を講ずる。

株式会社京都放送

ア 現況

地震災害に際し放送業務を確保するため、非常災害対策要領を策定し、これに基づき放送施設の防災ならびに緊急取材体制の充実を図っている。演奏所、送信所においては、非常電源設備を設置し、予備送信機、臨時空中線、予備回線、重量機器の固定、燃料確保、動員計画等を配し有事に備えている。

イ 計画目標

人身、設備の被災を最小限に留めるための防護施策に万全の措置を講じ、有事における放送電波の確保を行い、民心の安全に寄与する。また、平常時から定期的に訓練等を実施し、動員配備体制の整備に努める。

ウ 実施計画

()放送局舎および施設の補修・補強を実施する。

()中継用移動無線機の伝播試験、機能向上に努める。

()非常用発電機の点検、エンジンの整備、燃料の備蓄等を行う。

()空中線の安全確保のため、点検補強を行う。

株式会社エフエム滋賀

ア 現況

地震災害発生時においても放送の送出が継続できるよう、放送系の予備系統、放送設備の耐震補強、自家発電装置、無停電設備を演奏所と送信所の両方に設置している。

イ 計画目標

非常災害時、または発生の恐れがある場合における放送電波の確保、施設の防護策に万全の措置を講じ、平常時から「非常事態対策要項」に従い定期的に訓練等の実施や動員配備体制の整備に努める。

ウ 実施計画

()仮設スタジオにおける放送機材の整備

()演奏所事務部門の耐震補強対策の推進

()緊急時の交通路の事前把握

()食料や消耗品等の一定量の備蓄

その他各放送事業者

上記 から のほか、県と災害時応援協定を締結する在阪テレビ局（朝日放送株式会社、関西テレビ株式会社、株式会社毎日放送、讀賣テレビ株式会社）および県内の各ケーブルテレビ局、各コミュニティFM局においても、地震災害発生時に放送業務を確保し、速やかに災害情報等の送出ができるよう、施設や機器等の耐震化等を進めるとともに、平常時から定期的に訓練等を実施するよう努める。

(4) 警察通信施設の災害予防（県警察、近畿管区警察局滋賀県情報通信部）

警察通信施設にあっては、あらゆる災害に対処できるよう、県警察、各警察署、交番・駐在所および無線中継所における通信施設の耐震対策を進めているが、今後とも、警察通信施設の新設や更新時により一層の耐震性の向上に努める。

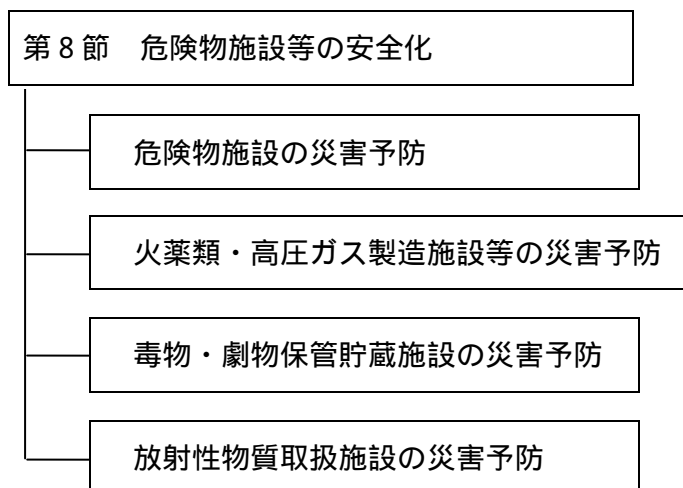
(5) 郵便施設の災害予防（[日本郵便株式会社大津中央郵便局](#)）

郵便物の運送、取集および配達の確保を図るため、車両等の運送、集配施設用具の整備に努めるとともに、郵便局舎における防災設備の整備および災害時における応急復旧に必要な資料・用品の備蓄等の整備に努める。

第8節 危険物施設等の安全化

(県知事直轄組織・健康福祉部、**県警察**、
中部近畿産業保安監督部近畿支部)

1 施策体系



2 基本方針

危険物施設等が地震発生時に火災等の被害を受けた場合、周辺地域に多大な影響を与える可能性がある。こうした被害を防止するため、危険物施設等の実態把握を進めるとともに、地震発生時にこれらの施設から危険物等による災害が発生しないよう、施設自体の耐震性強化と、管理体制に関する指導・啓発を推進し安全性の向上を図る。

3 具体的な施策の展開

(1) 危険物施設の災害予防

危険物による災害の発生および拡大を防止するため、市町や消防本部と連携し、保安体制の強化、法令に定める適正な措置を講ずるとともに、施設の耐震性強化、保安教育および訓練の徹底、自衛消防組織の育成、防災思想の啓発普及を徹底する。

実施計画

ア 保安教育および訓練の実施

保安管理の向上を図るため、危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者等に対し、消防機関等と協力して、講習会、研修会等の保安教育を推進する。

また、危険物安全週間や防災週間等の機会に、事業所、自衛消防組織、地域住民を含めた訓練を実施する。

イ 指導の強化

県は、危険物施設の立入検査等が適切に行われるよう、市町等に対し必要な指導、助言等を行う。

- () 危険物施設の位置、構造および設備の維持管理に関する指導の強化
- () 危険物の運搬および積載の方法についての指導の強化
- () 危険物施設の管理者、危険物取扱者等に対する指導の強化
- () 予防規程の作成および貯蔵取扱い等、安全管理についての指導の強化

ウ 自衛消防組織の強化促進

- () 自衛消防隊の組織化を推進し、自主的な災害予防体制の確立を図る。
- () 隣接する危険物取扱事業所との相互応援に関する協定の締結を促進する。

エ 科学消防資機材の設備

- () 市町に化学消防車等の整備を図り、科学消防力の強化を促進する。
- () 危険物事業所における化学消火薬剤および必要器材の備蓄を促進する。

(2) 火薬類・高圧ガス製造施設等の災害予防

火薬類の製造施設、火薬庫等の施設について、立入検査および保安検査を毎年実施し、経済産業省令で定める施設の構造等に係る技術上の基準の適否を現地確認し、地震等の災害時の安全が確保できるよう指導するとともに、保安講習会等の機会を通じ保安意識の高揚に努める。

また、高圧ガス製造施設等については、完成検査時における耐震設計構造物の安全確認や保安検査時における設備の不同沈下の有無の確認等を通じ、施設等の適正管理や自主保安体制の徹底を図る。

実施計画

ア 保安意識の高揚

県は、保安意識の高揚を図るため以下の対策を推進する。

- () 火薬類取締法、高圧ガス保安法等関係法令の周知徹底を図るため保安教育講習、検査結果講評会等の実施
- () 事業者、取扱者、従事者等への技術講習の実施
- () 高圧ガス保安活動促進週間等の機会をとらえての保安意識の啓発
- () 火薬類危害予防週間等の機会をとらえての保安意識の啓発

イ 指導の推進

県は、施設等の安全管理を徹底するため関係業者に対して以下の指導を行う。

- () 施設等に対する保安検査および立入検査の実施
- () 指導取締方針の統一や、関係機関との相互協力による適正な指導の実施
- () 火薬類製造施設等に対する、指導取締の実施と業界選出による指導員の巡回指導の実施
- () 高圧ガス製造施設等に対する指導の実施と業界選出による指導員の巡回指導の実施

ウ 自主保安体制の整備

県は、関係事業者、関係団体の自主保安体制の整備推進のため以下の対策を推進する。

- () 自主保安教育計画に基づく保安教育の実施についての指導
- () 定期自主検査の完全実施と責任体制の確立についての指導
- () 地震時の自主防災対策の策定についての指導
- () 滋賀県高圧ガス地域防災協議会の育成

(3) 毒物・劇物保管貯蔵施設の災害予防

毒物及び劇物取締法に基づく登録を受けている製造業者および販売業者については毒物劇物監視指導の際に、施設の耐震性調査が未実施の施設に対してはその実施について併せて指導する。

また、登録義務のない毒物劇物業務上取扱者については、多量に保管している業者リストを保健所に備えるとともに、消防署、警察署、市町や関係業者に対しても事前に情報提供を行い、災害時に備えるものとする。

(4) 放射性物質取扱施設の災害予防

放射性物質（放射性同位元素、核燃料物質等）による災害の発生および被害の拡大を防止するため、保安意識の高揚、関係法令の遵守、自主保安体制の確立等、予防対策の整備を図る。

実施計画

ア 施設等の防災対策

放射性物質取扱事業者は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律、医療および薬事法等関係法令を遵守するとともに、放射性物質に係る安全管理に万全を期する。

- () 施設の不燃化等の推進
- () 放射線による被ばくの予防対策の推進
- () 施設等における放射線量の把握
- () 自衛防災対策の充実
- () 通報体制の整備

- ()放射性物質取扱業務関係者への教育・訓練の実施
 - ()放射線防護資機材の整備
 - イ 県、市町およびその他の関係機関の防災体制の整備
- 県、市町およびその他の関係機関は、放射性物質に対する防災対策を円滑に実施するため、放射性物質取扱事業所等の把握および安全管理の指導等に努める。

第9節 鉄道施設の安全化

(近畿運輸局、西日本旅客鉄道(株)、東海旅客鉄道(株)、京阪電気鉄道(株)、近江鉄道(株)、信楽高原鐵道(株))

1 施策体系

第9節 鉄道施設の安全化

2 基本方針

地震発生による鉄道運行時の被災が甚大な人命被害につながる事、および震災後の鉄道の迅速な運行再開が被災地の復旧・復興対策推進に極めて重要であることに鑑み、各鉄道事業者は、常に列車運行の安全確保を図るため鉄道施設の耐震化等を推進し、総合的な防災性の向上を図る。

3 具体的な施策の展開

(1) 西日本旅客鉄道株式会社

現況

在来線の状況は次のとおりである。

種別名 \ 線	東海道本線	湖西線	北陸本線	草津線	計
営業キロ	79.1km	73.1km	37.6km	35.3km	225.1km
橋りょう	318箇所 (5.0km)	332箇所 (6.0km)	128箇所 (1.04km)	59箇所 (0.6km)	837箇所 (12.64km)
高架橋	2箇所 (0.17km)	118箇所 (27.0km)	-	4箇所 (0.9km)	124箇所 (28.07km)
トンネル	7箇所 (3.7km)	16箇所 (14.1km)	8箇所 (6.2km)	1箇所 (0.02km)	32箇所 (24.02km)

東海旅客鉄道株式会社(東海道本線 米原～関ヶ原)含む。

実施計画

地震災害の発生に備え、各種施設の機能が外力および環境の変化に耐える防災強度を確保できるよう綿密な計画をたて、その実施を図る。

ア 施設、設備の耐震性確保

() 耐震性を考慮した線区防災強化を推進して耐震構造への改良を促進するとともに、地震時における要注意構造物の点検を実施する。

() 地震計の設置

地震計の設置箇所と警報、ガルは次の二段階とし、地震発生時における早期点検体制の確立を図る。

地震指示警報設置箇所	設置箇所	型式	設定ガル
彦根駅	駅構内	S102WZ型	40、80ガル
能登川駅	〃	S102WZ型	〃
草津駅	野洲駅構内	S102WZ型	〃
瀬田駅	駅構内	S102WZ型	〃
堅田駅	駅構内	S102WZ型	〃
北小松駅	〃	S102WZ型	〃
近江今津駅	〃	S102WZ型	〃
木ノ本駅	〃	S102WZ型	〃

気象庁発表震度を有効活用し、80ガル以上の場合でも震度4のときは、駅間に停車した列車を最寄駅まで徐行で収容する。

- () 防災訓練
災害発生時の初動体制を確立するため、定期的に非常招集等の防災訓練を行う。
- () 防災関係資機材の整備点検および要員の確保
 - ・ クレーン車、モーターカー、トラック、ジャッキ、レール、電線類等を整備する。
 - ・ 重機械類、その他の資機材および要員は、関係の企業等から緊急時に協力が得られるよう平常時から連携体制の構築に努める。

(2) 東海旅客鉄道株式会社

現況

県内に存在する新幹線の鉄道施設は、次のとおりである。

鉄道施設の延長	施設の内訳			
	切取・盛土	橋りょう	高架橋	トンネル
73.6km	44.2km	(464箇所) 7.3km	(98箇所) 17.7km	(5箇所) 4.4km

実施計画

ア 東海道新幹線早期地震警報システム（テラス）

従来の早期地震警報システムを全面的に更新し、平成17年より新しい早期地震警報システム（テラス）を使用開始した。

このテラスは、地震動の初期微動より新幹線への影響度合いを判断して、必要な場合は警報を発信し、列車の速度を低下させるものである。

また、運転再開については、地震強度に応じて安全を確認して、段階的に速度向上を実施する。

今後ともシステムが適切に機能するよう普段から保守管理や機能の向上を目指した取組を推進する。

イ 施設、設備の耐震性確保

新幹線の鉄道施設は、在来線と比較してより耐震性に配慮した設計を行っており、橋りょう等構造物の設計計算上の水平震度は0.2（200ガル）を採っている。

また、安全率を2～3にとっており、関東大地震級の烈震（250～400ガル）には十分耐えられるが、部分的には宮城沖地震の鉄道施設に及ぼした被害を参考にして、比較的被害を受けやすい弱点箇所（軟弱地盤上の盛土、橋けた支承部分等）を抽出し、地震時の動的変形を予防する恒久的対策を検討し今後とも、逐次補強工事を進め強化を図っていく。

ウ 防災訓練

災害発生においても、輸送の安定と旅客公衆の安全を確保するため、防災訓練を適宜実施する。

(3) 京阪電気鉄道株式会社

現況

ア 県内に存在する鉄道施設は、次のとおりである。

区分	トンネル	橋りょう	高架	平地	街路	計
延長距離	(1箇所) 250m	(58箇所) 279m	(1箇所) 20m	17,506 m	996m	19,051 m

イ 地震計の設置箇所は、次のとおりである。

地震計本体設置箇所	遠隔地震警報盤設置箇所	型式	震度
滋賀変電所	運転指令所	S104 型 G バージョン	震度 4 ~ 警報 1 震度 5 弱 ~ 警報 2
四宮変電所	電力指令室	S104 型 G バージョン	震度 5 強以上 警報 3

実施計画

駅舎および諸施設の改良、新設を推進し、交通施設の整備強化を図り安全輸送の確保に努めることとし、以下の対策を推進する。

ア 法面の強化計画

線路法面の防災工事を毎年計画的に実施する。

イ 橋りょう、溝橋、電車線の鉄柱等整備

年 1 回定期的に点検を行い、不良箇所の補強を実施する。

基礎部分の点検を行い、不良橋、不良鉄柱等の調査保守を実施する。

ウ 乗務員の旅客安全誘導教育指導

交通安全対策の一環として、随時訓練を実施する。

(4) 近江鉄道株式会社

現況

県内に存在する鉄道施設は、次のとおりである。

区分	トンネル	橋りょう	高架	平地	計
延長距離	(2 箇所) 488m	(143 箇所) 1,858m	(1 箇所) 320m	56,834 m	59,500 m

実施計画

地震災害時における安全対策として以下の対策を推進する。

ア 緊急地震速報受信システムの設置

運転指令室（CTCセンター）に設置した緊急地震速報受信システムにより、P波を検知した時点で緊急信号を発報し、列車を安全に停止させる。

イ 施設、設備の耐震性の確保

() 線路の設備

- 線路の高盛土部、切取部の調査

線路の高盛土部および線路に隣接する切取法面について、崩壊が予想される箇所を点検調査し、必要に応じて防災対策を実施する。

- 橋りょうの整備

橋りょうについて点検、調査を実施し、補修等の対策工事が必要なものについて、補強等を実施する。

() 救援車両、非常用資機材等の整備

震災等の緊急時における救援車両、自家用トラック、非常用資機材等について、いつでも稼働できるように点検、整備を励行する。

(5) 信楽高原鐵道株式会社

現況

県内に存する鉄道施設は、次のとおりである。

区分	橋りょう	山間地	平地	計
延長距離	(46 箇所) 416m	7,200m	7,084m	14,700m

実施計画

土砂崩壊・落石等の危険箇所については、平常時より注意し、法面防護工事、落石柵の新設補強等を推進し、地震被害の防止に努めるべく以下の対策を推進する。

ア 線路の整備

- () 高築堤、切取部の調査により現地を把握し強化箇所を定める。
- () 調査資料により防災工事が必要な箇所は、その対策工事を実施する。

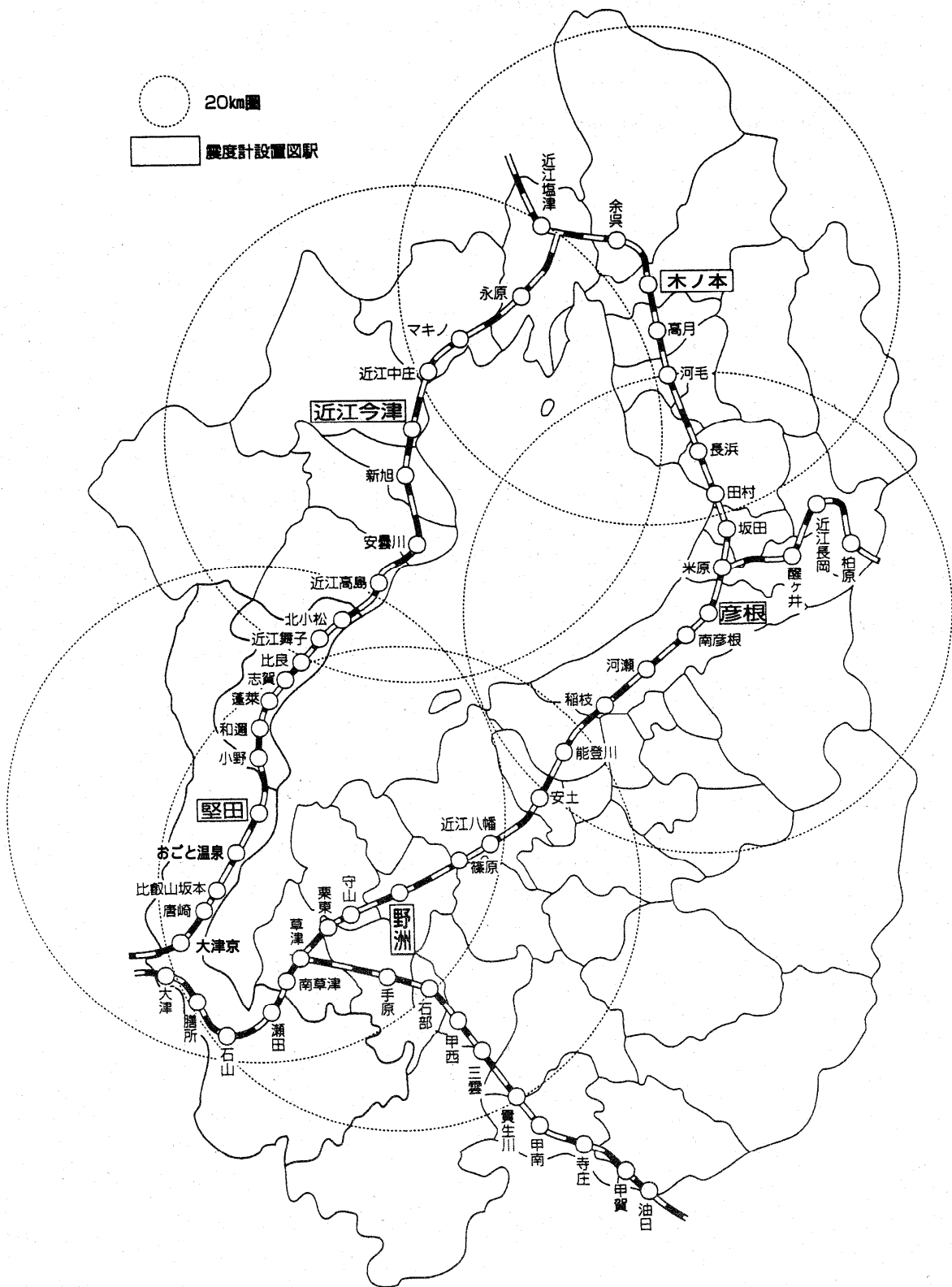
イ 橋りょうの整備

調査の結果により補修が必要な箇所は、補修計画に基づき工事を実施する。

ウ 災害用資機材の整備

軌道車の整備および非常用機器の配置に努める。

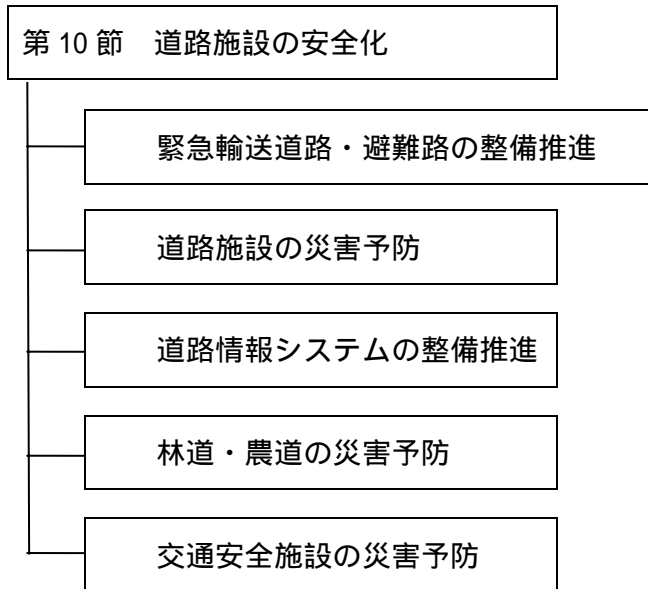
J R 在来線軌道図



第10節 道路施設の安全化

(県農政水産部・琵琶湖環境部・土木交通部、**県警察**、国土交通省近畿地方整備局、西日本高速道路(株)、中日本高速道路(株))

1 施策体系



2 基本方針

震災時の被害を最小限にとどめ、避難活動、応急対策活動を迅速かつ円滑に実施できるよう緊急輸送道路・避難路および道路情報システムの整備推進を図り、併せて橋りょう等道路施設の耐震性強化を図る。

3 具体的な施策の展開

(1) 緊急輸送道路・避難路の整備推進

緊急輸送道路

緊急輸送道路とは、災害対策に必要な物資等を迅速・確実に被災地へ輸送するための道路であり、耐震性の確保とともに主要な防災拠点等を効果的に連絡するネットワークとして機能することが重要である。

このため国、県、市町等の道路管理者は、「滋賀県緊急輸送道路ネットワーク計画(平成25年2月)」に基づき、ネットワークを構成する道路整備を計画的に推進する。

ア 第1次緊急輸送道路

県庁所在地と地方中心拠点および県外とを連絡する広域的な主要幹線道路(高速自動車道および一般国道を基本とする。)

イ 第2次緊急輸送道路

第1次緊急輸送道路と市町役場および主要な防災拠点を相互に連絡する道路。

ウ 第3次緊急輸送道路

その他緊急輸送に必要な道路
(市町地域防災計画において定める)

【緊急輸送道路ネットワーク】

緊急輸送道路区分	路線数	道路延長
第1次緊急輸送道路	35	518.9 km
第2次緊急輸送道路	140	439.2 km
合計(第1次、第2次)	168	958.1 km

(重複指定路線を除く)

避難路

地震直後の同時多発火災などから住民が安全に避難できるよう、市街地を中心に避難路の整備を図る必要がある。

(避難路)

広域避難地またはこれに準ずる安全な場所へ通ずる道路または緑道であって、次のいずれかに該当するものであること。

ア 幅員が 15m 以上の道路または幅員が 10m 以上の緑道

イ 沿道市街地における土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められる道路または緑道（アに該当するものを除く。）

（地震防災対策特別措置法第 3 条第 1 項の規定に基づき主務大臣が定める基準。平成 16 年 6 月 29 日改正 国土交通省告示第 767 号）

このため国、県、市町等の道路管理者は、「市町地域防災計画」等に基づき計画的に避難路の整備を推進する。

なお、整備にあたっては沿道建築物の倒壊落下対策や、電線の地中化を推進する等、避難時の危険要因の除去等についても十分考慮する。

(2) 道路施設の災害予防

道路は本来の交通機能に加え、電気・電話・ガス・水道等のライフラインの収容や防災空間等の多様な機能を有している。

これらを震災時にも確実に機能させるためには、橋りょう等道路施設の耐震性確保が不可欠であり、国、県、市町等の道路管理者は、「道路防災総点検（地震）」（平成 8 年度実施）の結果に基づき必要な施設の耐震補強等を推進する。

橋りょう

新設の橋りょうについては、「道路橋示方書」（平成 24 年 3 月）等の基準に基づき、必要な耐震性を確保する。

既設橋りょうについては、重要度に基づく耐震性能の目標に合わせ適切な工法により順次耐震補強を実施する。

横断歩道橋

横断歩道橋については、落橋により道路を遮断することになるので、新設時には、「道路橋示方書」（平成 14 年 11 月）等の基準に基づき必要な耐震性を確保し、既設のものは落橋防止等の必要な対策を順次実施する。

道路法面

道路の自然斜面や切土・盛土法面については、耐震対策を独立したものとして考えるのではなく、豪雨・豪雪等の地震以外の原因によって生ずる崩壊や地すべり対策と一体的に対策工事を実施する。（道路法面については橋りょう等の構造物と違い現状では明確な耐震設計法が確立されていない。）

擁壁等

背の高い擁壁やロックシェッドについては、新設時には地震力を考慮した設計を行い、既設のものは地震以外の原因による崩壊対策と一体的に対策工事を実施する。

トンネル

山岳トンネルは、坑口部以外は地震時に地山と一体となって変位し被害を受けにくいとされており、坑口部で特に対策が必要な箇所は、周辺部の斜面对策と一体的に対策工事を実施する。

(3) 道路情報システムの整備推進

国、県、市町等の道路管理者や交通管理者は、地震発生後速やかに道路の被害情報を収集し、関係機関と連携して道路利用者等に適切な情報提供を行うため、道路情報板、電波ビーコン、路側放送等の道路情報提供装置の整備を推進する。（資料編参照）

(4) 林道・農道の災害予防

集落関連（防災対策）林道は、緊急避難路や迂回路等として山村集落の生活道路や地震災害時の孤立化を防ぐため重要な役割を有している。

また農道は、農業のみならず日常生活にも密着した活用がなされており、地震災害時にも通行上の安全を確保する必要がある。

このため、以下の対策を重点的に推進する。

林道の保全整備

林道管理者は、法面の土砂崩落、落石等の危険箇所の実態把握を行い、県と協議のうえ事業計画を樹立し、危険度の高い路線・箇所から法面保護施設・防護施設・局部改良等の対策工事を実施し、危険箇所の解消と走行の安全確保に努める。

橋りょうの整備

林道管理者は、林道技術指針に基づき、老朽橋ならびに部分破損している橋等の実態把握を行い、橋りょうの架替え、補強等の必要な対策を講じる。

農道の保全整備

農道管理者は、農道の地震災害時の安全を確保するため、法面崩壊等の危険箇所の解消と橋りょう、トンネル等の構造物の補強、改修等の対策を講じる。

(5) 交通安全施設の災害予防

地震災害時における交通安全を確保するため、以下の事項を中心に、交通安全施設の整備充実を図る。

老朽信号機等の更新整備

老朽信号機、道路標識等の交通安全施設については、交通安全施設整備計画により計画的に更新、整備を行う。

地盤軟弱地帯の調査と補強

施設の設置場所については、必要な調査を行い倒壊の恐れのあるものは、補強、補修を実施する。

トンネル防災信号システム装置の設置

主要トンネルについては道路管理者と協議し、公安委員会の防災信号システム装置の設置を促進する。

交通信号機等電源付加装置の増設

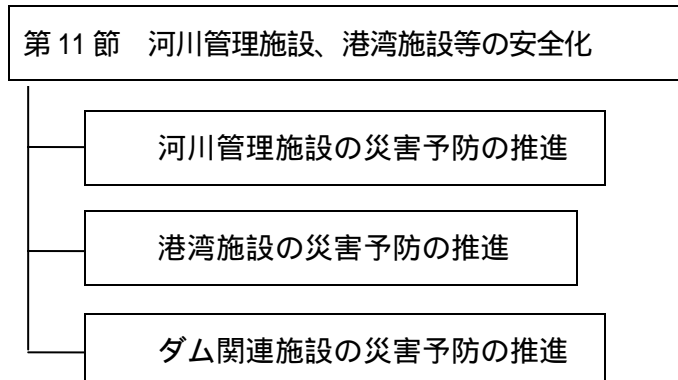
県内の主要交差点に交通信号機等電源付加装置を増設する。

交通情報収集・提供装置の整備

フリーパターン式交通情報板、交通監視カメラ等の交通情報収集・提供装置の整備を推進する。

第11節 河川管理施設、港湾施設等の安全化 (県土木交通部、国土交通省近畿地方整備局、水資源機構)

1 施策体系



2 基本方針

地震時における河川管理施設の出水被害を防止するため、水門等の重要河川構造物の耐震点検や整備等を実施し、耐震性の向上等の安全確保を図る。

また、港湾施設は湖上輸送などの緊急輸送ネットワークとしての機能を確保できるよう施設の耐震性の向上等を図る。

3 具体的な施策の展開

(1) 河川管理施設の災害予防の推進

重要河川構造物の耐震化の促進

重要河川構造物については、平成7年度から耐震診断調査を実施したが、特別な耐震補強対策を要する箇所は認められなかった。

河川施設の災害予防の推進

避難地としての河川空間の整備や、緊急消火・生活用水の確保を容易にする階段護岸の整備等の河川改修事業を推進する。

河川防災施設の設備

河川防災ステーション、側帯、河川ヘリポート、大型水防倉庫を有機的に組み合わせた河川防災施設の整備を推進し、地震発生後の住民の安全な避難地や被災者への物資輸送拠点の確保を進める。

(2) 港湾施設の災害予防の推進

港湾施設の耐震化の促進

港湾管理者は、緊急輸送ネットワーク上必要な施設の耐震診断を進め、改善が必要と認められた施設は、詳細な検討を行った上で、耐震性確保に必要な対策を講じる。

港湾防災施設の整備

耐震強化岸壁背後の緊急物資保管・備蓄ヤード、緊急物資輸送車両の駐車場、ヘリポート等からなる、湖上輸送と連動した港湾防災施設の整備を推進し、湖上輸送拠点としての機能向上を図る。

(3) ダム関連施設の災害予防の推進

ダム管理者は、ダム管理用諸設備の機能維持に努めると共に、諸設備点検・日常管理および地震時臨時点検と併せて、計画的な施設の保全・更新を進める。

【管理中河川管理施設ダム等の
諸施設改良事業実施状況】

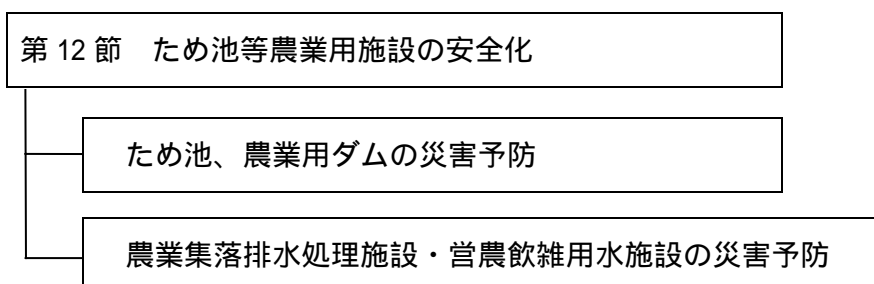
【地震時の堤体挙動を正確に捉えるための
強震観測機器の整備状況】

	竣工年	近年実施年 度		地震計(加速度計)	地震データ伝送システム
余呉湖	S 34	H13~ H15	余呉湖	整備済 H16	整備済 H16
日野川ダム	S 41	H20~ H23	日野川ダム	整備済 H 8 , <u>H23</u>	整備済 <u>H13, H23</u>
石田川ダム	S 45	<u>H24~</u>	石田川ダム	整備済 H 5	整備済 H 9
宇曽川ダム	S 55	H 8 ~ H12	宇曽川ダム	整備済 S 55, H 8	整備済 H 9
青土ダム	S 63	<u>H22~</u>	青土ダム	整備済 H14	<u>整備済 H24</u>
姉川ダム	H14		姉川ダム	整備済 H13	整備済 H13

地上波超短波無線回線による観測最大値の
土木事務所・県庁向け自動伝送設備

第 12 節 ため池等農業用施設の安全化（県農政水産部）

1 施策体系



2 基本方針

ため池や農業用ダムの損壊は、下流域に出水等による大きな被害を及ぼすため、これらの農業用施設の耐震点検を推進し、安全性の向上を図る。

また、農業集落排水処理施設・営農飲雑用水施設は、地域住民の生活に不可欠の施設であり耐震性の向上を図る。

3 具体的な施策の展開

(1) ため池、農業用ダムの災害予防

県内に農業用ため池は大小合わせて約 **1,600** 箇所あるが、これらの情報一元化を図るため、平成 7 年度から順次「ため池防災データベース」への登録化を進めている。

今後、更にため池防災データベースシステムの充実を図り、的確な防災体制を構築する。市町、土地改良区等は、**国庫補助事業**や県単独小規模土地改良事業等を活用して、老朽ため池を緊急度の高いものから改修に努める。

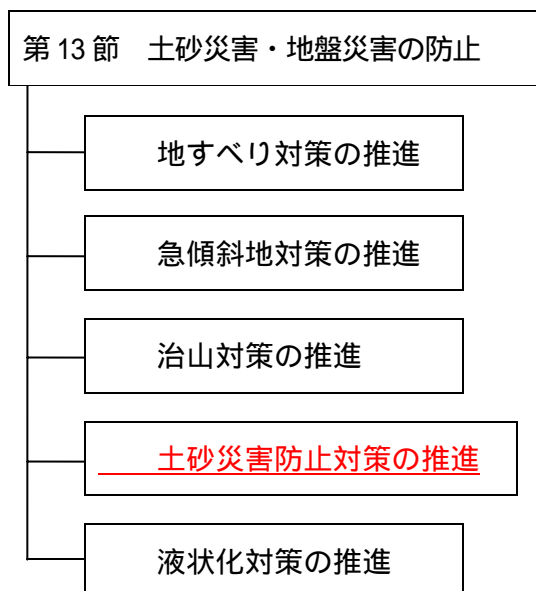
また、農業用ダムは、農林水産業施設等応急対策計画に定める 7 箇所であるが、アセットマネジメントの取組により、国営造成施設県管理費補助事業、基幹水利施設管理事業等における日常管理と併せ、計画的な施設の保全・更新を推進する。

(2) 農業集落排水処理施設・営農飲雑用水施設の災害予防

各施設管理者において実施している保守点検に、施設の安全管理を含める等、管理技術の向上を図るとともに、施設管理者に対し耐震性確保に必要な対策を講じるよう指導する。

第 13 節 土砂災害・地盤災害の防止 (県琵琶湖環境部・農政水産部・土木交通部)

1 施策体系



2 基本方針

地震や地震後の降雨による地すべり、がけ崩れ、土石流等の土砂災害を防止、軽減するため、土砂災害防止施設の整備や治山対策を推進するとともに、住民に対する危険箇所の周知、防災意識の普及・向上に努める。

また、湖岸地域の地盤液状化の発生に備え、液状化の可能性のある地域や対策工法の啓発を推進する。

3 具体的な施策の展開

(1) 地すべり対策の推進

現状

地すべり危険箇所は、以下のとおりである。

地すべり防止区域指定所管	箇所数	面積
国土交通省	10 箇所	165.544ha
農林水産省農村振興局	2 箇所	400.55 ha
農林水産省林野庁	1 箇所	79.95 ha
計	13 箇所	646.044ha

実施計画

地すべり防止区域については、区域内の行為を制限する。

また、地すべり防止工事基本計画を基に、危険度の高い箇所から対策工事を実施するとともに警戒体制を確立する。

ア 国土交通省所管の地すべり防止対策としては、観音寺地区について継続して整備することとし、併せて防止区域や土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定促進および住民への周知を図るなど、土砂災害の防止、被害の軽減に努める。

イ 農林水産省所管の地すべり防止対策としては、大津市雄琴地区および上仰木地区にお

いて継続して防止工事を実施する。

また、地すべり防止の適正な管理を行うため、区域内のパトロール、移動量の観測および宅地造成などの地域開発に対して適正な指導を行う。

(2) 急傾斜地対策の推進

現況

県下で対策が必要な急傾斜地崩壊危険箇所は **2,341** 箇所あり、地形や集落発達の経過から各地に散在している。

このうち急傾斜地崩壊危険区域に指定されたものは、**492** 箇所 **678.254**ha であるが、毎年防災パトロールを実施して状況を把握するとともに、危険性の高いところから、急傾斜地崩壊対策工事等を実施し土砂災害の防止に努めている。

実施計画

急傾斜地崩壊危険区域については、区域内の行為の制限を行う。

また、社会資本整備重点計画法による社会資本整備重点計画を基本に、危険箇所 (**2,341** 箇所) について順次、法面保護、擁壁等による対策工事を実施するとともに危険区域や土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定促進および住民への周知を図るなど、土砂災害の防止、被害の軽減に努める。

(3) 治山対策の推進

現況

山地の災害危険地は山腹崩壊危険地区 **1,296** 箇所、崩壊土砂流出危険地区 **1,050** 箇所となっており、地震時には特に集落や道路等の背後の山腹崩壊危険地における被害が予想される。

実施計画

山腹崩壊地および危険地ならびに荒廃渓流については、森林整備保全事業計画に基づき予防、復旧および防災対策総合治山工事として、危険度の高いものから優先して対策工事を推進し、集落、道路、交通施設等の保全を図る。

また、人家周辺の小規模崩壊等については、林地崩壊防止工事、県単独治山工事等の実施や住民への周知等の必要な対策を講じる。

(4) 土砂災害防止対策の推進

現況

本県を取り巻く山地の稜線は、ほぼ県境と一致し殆どの河川が琵琶湖に流入し、周囲の山々から平地までの距離は極めて短く、河川勾配は急である。さらに地質は、風化花崗岩と古生層非石灰岩地帯であり、特に洪水時に地震が発生した場合には、土石流の流出する危険性が極めて高い。

また、対策が必要な土石流危険渓流は、2,129 渓流ある。

このため **1,392** 箇所、**32,871.933** ha の渓流、山地、丘陵を砂防指定地に編入するとともに砂防ダム、床固工、護岸工事を実施して土砂の扞止、生産抑制、流出土砂の調整等により土砂災害の軽減に努めている。

実施計画

社会資本整備重点計画法による社会資本整備重点計画を基本に、緊急度の高い箇所から砂防ダム、床固工、山腹工、護岸工等を順次整備し、土砂流出の防止、渓床の安定を図る。

併せて砂防指定地や土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定促進および住民への周知を図るなど、土砂災害の防止、被害の軽減に努める。

(5) 液状化対策の推進

湖岸および旧河川敷を中心に軟弱地盤が分布し、大規模地震が発生すると地盤が液状化する危険性がある。県では、昭和 57 年より地震対策研究事業を実施し、既存のボーリングデータを収集しデータベースを構築している。

また、調査研究結果については報告書を関係機関に配付している。

なお、調査の結果、液状化危険度が高いとされた地域においては、具体的な工事実施の際に、より慎重な調査を行い、適切な対策を講じるよう努めるとともに、今後新たな科学的知

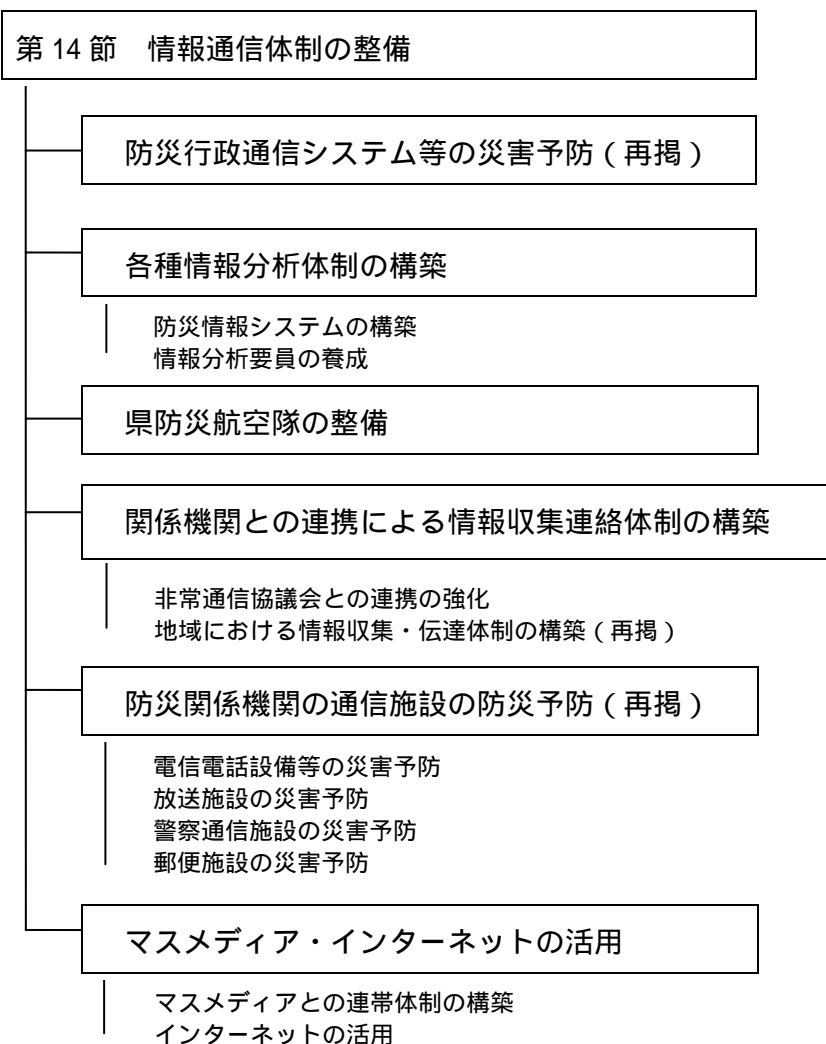
見やデータが得られた場合は適宜見直しを行う。

第3章 災害に備えるしくみづくりの推進

第14節 情報通信体制の整備

(県知事直轄組織、**県警察**、近畿総合通信局、近畿管区警察局、日本郵便(株)大津郵便局、西日本電信電話(株)、日本放送協会大津放送局、びわ湖放送(株)、(株)京都放送、(株)エフエム滋賀)

1 施策体系



2 基本方針

災害時の情報収集・伝達は、各種対策を遂行する上で極めて重要であり、防災行政無線をはじめとする情報通信体制の整備を図る。

さらに、情報通信機能の総合的な耐震性の向上を図るとともに、収集した情報を早期に集約し分析する情報システムの構築を推進する。

3 具体的な施策の展開

(1) 防災行政通信システム等の災害予防(再掲)

第7節第1参照

(2) 各種情報分析体制の構築

防災情報システムの整備

災害時において被害情報等を迅速に収集、整理するとともに、防災関係機関との情報伝

達を円滑に行い、的確な災害対応を図るため、平成 14 年度に防災情報システムを整備した。

(システムの機能概要)

ア 被害情報収集機能

市町、消防本部および県関係機関からの各種被害情報を収集・集計する。

イ 防災基礎情報管理機能

防災対策の基本情報として組織、防災施設等の情報を一括管理する。

ウ 防災関連情報機能

他の防災関連システムからの情報収集を行う。(気象、震度、道路雪、雨量、河川水位、環境放射線)

エ 意思決定支援機能

県地域防災計画、システムの操作マニュアル等を電子化し管理する。

オ 職員参集機能

気象予警報発令時に、予め登録された関係職員に対して音声メッセージを通知し、職員参集を行う。

カ 情報提供機能

被害情報等を、インターネットを通じて県民に情報提供する。

情報分析要員の養成

大規模地震災害が発生した時は、緊急初動対策班等の防災担当職員が各種の情報分析に当たるが、一時に大量の被害情報や措置情報が集中し、分析処理等に混乱が生じる恐れがある。

このため、県では迅速・的確な応急対策業務を処理する能力を養うため、防災担当職員等を対象にした研修の充実を図る。

(3) 県防災航空隊の整備

県では平成 8 年度から滋賀県防災ヘリコプター「淡海」を就航させ、災害時の空からの防災体制を整備、23 年度にはヘリコプターテレビ伝送システムを新たに搭載した「琵琶」に更新した。

今後も機体等の適正な保守管理や練成訓練を積み重ねて運航体制の更なる充実に努める。

(滋賀県防災航空隊の運航体制)

勤務体制

365 日勤務

運航時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで(緊急の場合は、日の出から日没まで)

活動種別

ア 緊急運航

() 救急活動

() 救助活動

() 火災防御活動

() 災害応急対策活動

() 広域応援協定による応援活動

イ 通常運航

() 災害予防対策活動

() 訓練のための活動

() 一般行政のための活動

災害別活動内容

活 動 内 容	
救 急	1 緊急患者の搬送 2 傷病者発生地への医師の搬送および医療機材等の輸送 3 高度医療機関への重篤傷病者の転院搬送 4 移植医療を行うための臓器搬送
救 助	1 水難事故、山岳遭難事故等における捜索・救助 2 高層建築物火災による救助 3 陸上からの救出が困難な場所からの被災者等の救助
火 災 防 御	1 林野火災等における空中からの消火活動 2 大規模火災における状況把握、情報収集 3 交通遠隔地への消火資機材、消火要員等の輸送
災 害 応 急 対 策	1 自然災害、大規模事故等の状況の把握、情報収集 2 被災地等への緊急物資、医薬品等の輸送および応急要員、医師等搬送 3 各種災害時における住民への避難誘導および警報等の伝達
広 域 応 援	1 近隣府縣市との応援協定による応援活動
災 害 予 防 対 策	1 災害危険箇所等の調査 2 各種防災訓練等への参加 3 住民への災害予防の広報

臨時ヘリポートの指定地

県内 115 箇所（平成 24 年 10 月 1 日現在）

大規模災害臨時ヘリポートの指定地

県内 16 箇所（平成 24 年 10 月 1 日現在）

(4) 関係機関との連携による情報収集連絡体制の構築

非常通信協議会との連携の強化

災害の発生時またはその恐れがある場合に、有線通信を利用することができないか、または、その利用が著しく困難な場合に、電波法第52条に規定する非常通信等を有効に活用できるよう、平常時から近畿地方非常通信協議会との連携の強化に努める。

ア 非常通信訓練の実施

県、市町および防災関係機関は、非常通信の円滑かつ効率的な運用と防災関係機関相互の協力体制を確立するため、平常時から非常通報の伝送訓練等を行い、通信方法の習熟と体制の整備充実に努める。

地域における情報収集・伝達体制の構築(再掲)

第 1 節(1)、第 2 節(1)参照

(5) 防災関係機関の通信施設の災害予防 (再掲)

電信電話設備等の災害予防

第 7 節(2)参照

放送施設の災害予防

第 7 節(3)参照

警察通信施設の災害予防

第 7 節(4)参照

郵便施設の災害予防

第 7 節(5)参照

(6) マスメディア・インターネットの活用

マスメディアとの連携体制の構築

災害時には、被災者や県民に対して的確な情報を正確に伝達することが必要であり、平常時からマスメディアとの連携体制を構築する必要がある。

このため県は、日本放送協会大津放送局と民間放送各社との間で「災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定」ならびに、この協定に基づき日本放送協会大津放送局と緊急警報放送の放送要請に関する覚書を締結しているほか、在阪テレビ局4社ならびに新聞10社との間で「災害時等における報道要請に関する協定」を締結している。

インターネットの活用

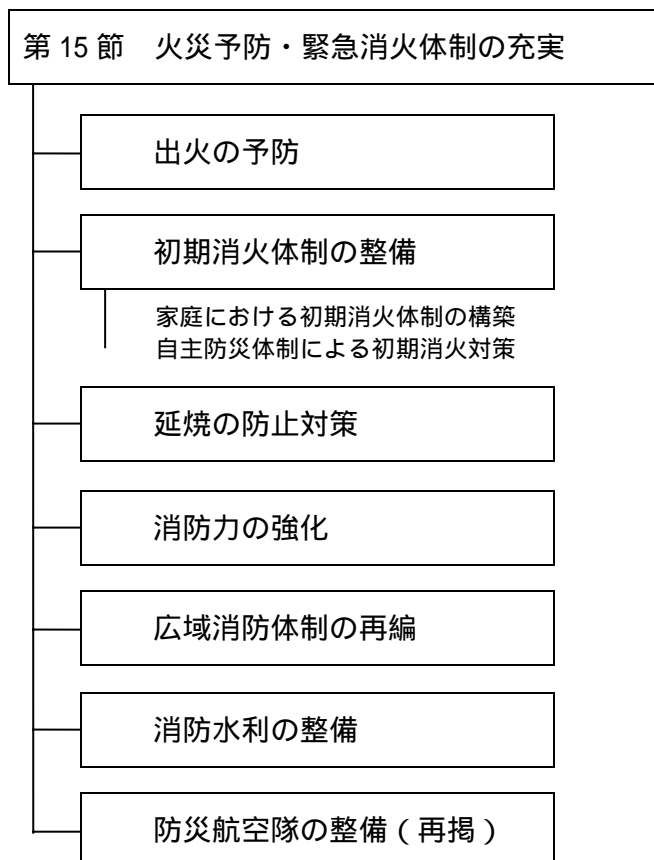
ア 広報計画等に基づき、災害時にインターネットにより発信する情報内容、様式の整備および情報収集システムの整理と情報提供ルールを明確にし、災害発生初期段階から時間の経過に応じて必要な情報を的確に提供できる体制の整備に努める。

イ 機器の転倒防止等の耐震性の向上や電源確保等の防災対策を進めるとともに、県インターネットサーバー機器が被災した場合に備え、県試験研究機関等設置のインターネットサーバーによる情報提供等バックアップ体制の検討を進める。

ウ 機器の設定、情報の入力等ができる人材の育成や確保に努める。

第 15 節 火災予防・緊急消火体制の充実 (県知事直轄組織、消防本部)

1 施策体系



2 基本方針

地震時における大規模火災の発生に備えて、日頃から、出火防止、初期消火の実施体制の構築や消防力の増強、消防水利の整備等を推進する。

3 具体的な施策の展開

(1) 出火の予防

地震時に多発が予想される出火の危険性を排除するため次の対策を推進する。

各種講習会の開催や起震車の活用、広報媒体等を通じた住民への出火防止知識や技術の普及。

耐震安全装置付ストーブやマイコンメーターの普及、LPガスボンベの転倒防止策の実施促進、ストーブ等の周囲にある可燃物除去の励行等の普及徹底。

変電設備、自家発電設備、畜電池等の自家用電気設備に対する点検、整備の励行による安全化対策の推進。

高層建築物、百貨店および多量の火気を使用する特殊建築物等に対する消火設備、警報設備の点検・整備の励行による安全化対策の推進。

(2) 初期消火体制の整備

家庭における初期消火体制の構築

地震時の出火を防止するには、各家庭で迅速・確実に火元の消火を行うことが重要であり、県・市町は、消火器の普及や防災教育・訓練等を通じ、住民による初期消火の徹底を図る。

また、県下消防本部は、春秋の火災予防運動期間等に各家庭や地域を訪問しての防災指導を徹底する。

自主防災体制による初期消火対策

地震時の出火に的確に対処するためには、地域住民の連帯意識に基づく自主防災組織や事業所の自衛消防組織による初期消火体制を確立する必要がある。

このため県・市町は、地域における自主防災組織の育成や資機材の整備を進め、消防団や地域住民と自主防災組織が一体となって活動できる体制づくりを推進する。

(3) 延焼の防止対策

老朽木造住宅密集地等の火災による被害が予想される地域を中心に、人命の安全確保に重点を置いた消防設備の充実や消防水利の確保、耐震性の高い設備・資機材の整備等の延焼防止対策の検討を進め、都市防災化対策や不燃化対策への反映に努める。

(4) 消防力の強化

市町は、国の「消防力の整備指針」（平成 12 年消防庁告示第 1 号）に基づき、火災の予防、警戒および鎮圧ならびに救急業務を行うために必要な施設や人員の整備に努める。

消防力の整備にあたっての留意点

ア 消防団員の増強および消防団の設備、機材の強化。

イ 都市化・高齢化等の変化に対応できる消防施設・設備の計画的な配備。

ウ 消防職員や消防団員、自主防災組織等が、初期消火、延焼防止、救出救護活動、避難者への支援活動、災害時要援護者への対応、復旧活動等に各自の持ち場で最大限に力を発揮できる体制整備と訓練や研修機会の充実。

エ 消防団等による地域住民や自主防災組織への初期消火、救出救護活動等の指導の推進。

(5) 広域消防体制の再編

県内には従来、8 消防本部があったところであるが、平成 24 年 10 月 1 日に愛知郡広域行政組合消防本部が東近江行政組合消防本部と統合され、7 消防本部体制となった。

各消防本部における高度な消防サービスの提供体制の確立や消防総合力を充実させるため、小規模消防本部の広域再編化についての検討を進め、県全体の消防力の向上に努める。

(6) 消防水利の整備

国の「消防水利の基準」（昭和 39 年消防庁告示第 7 号）に基づき、新たな消防水利の整備を推進するとともに既設消防水利の点検や機能維持に努める。

特に阪神・淡路大震災で多くの消火栓が使用不能となった反省から、消火栓以外の消防水利の整備と適正配備に努める。

なお、近年水道施設について、一定の震度以上の地震を感知すると自動的に配水池からの流出を遮断するシステムの導入が進められているので、市町は、地震時において断水情報が速やかに把握できる体制を確立し、その適切な運用を図る。

消防水利の整備にあたっての留意点

ア 耐震性貯水槽・防火水槽の設置

イ 琵琶湖・河川等の自然水利の活用

ウ プール・雨水貯留施設・噴水等の他用途の水源を消防水利に活用

エ 河川改修等の都市整備における消防水利の確保

オ 住宅建設時等における消防水利の確保指導の強化

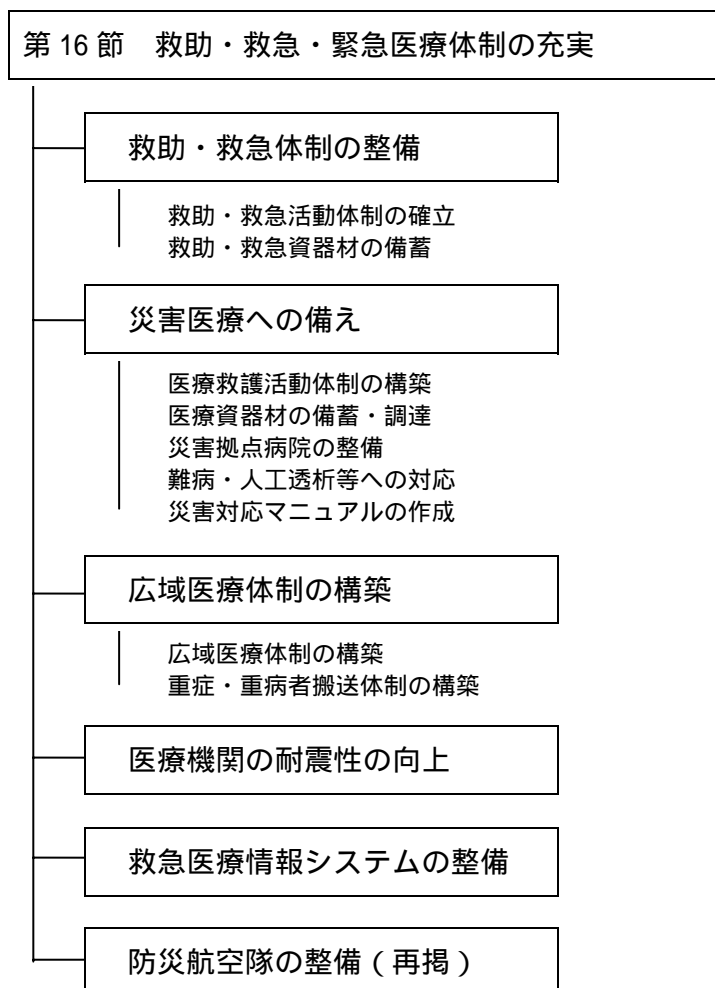
カ 建築物の密集状況に応じた消防水利の適正配置

(7) 防災航空隊の整備

第 14 節(3)参照

第16節 救助・救急、緊急医療体制の充実 (県知事直轄組織・健康福祉部、**県警察**、消防本部、自衛隊)

1 施策体系



2 基本方針

地震時には倒壊家屋などに生き埋めになった被災者が多数発生することが予想される。その迅速な救助・救急のため消防・警察・自衛隊等の機関や自主防災組織において、平素からの備えを行うことが必要である。

また、災害時に適切な医療を供給するため、災害医療体制の構築、資器材の備蓄、広域医療体制の構築、医療機関の耐震性の向上、救急医療情報システムの整備などを推進する。

3 具体的な施策の展開

(1) 救助・救急体制の整備

救助・救急活動体制の確立

市町は、地域における救助・救急体制を充実するため、地域住民や地域内の企業等で組織される自主防災組織の育成と活性化を推進する。

また、日頃から常備消防や消防団と自主防災組織が一体となった救出・救助訓練を実施する等、相互の密接な連携体制の確立に努める。

救助・救急資器材の備蓄

消防、警察、自衛隊、県、市町等は、迅速かつ的確な救急・救助活動を遂行するために必要な資器材の備蓄を推進する。

また県、市町は、地域の自主防災組織の資器材整備のための支援に努める。

(2) 災害医療への備え

医療救護活動体制の構築

ア 日本赤十字社滋賀県支部への委託

県では、災害救助法第 32 条の規定に基づき、昭和 54 年 4 月 1 日に災害救助法による救助等に関する委託契約を日本赤十字社滋賀県支部と締結している。

イ 救急医療連絡協議会

円滑な救急医療を行うため、県内 7 地域に「救急医療連絡協議会」が設置されており、県ではこうした場を通じて災害時の消防機関と医療機関の連携による医療活動体制の確保について指導を強化する。

なお、県立病院においても県内の災害医療を担う救護活動体制の確保に努める。

ウ 災害時の医療救護活動に関する協定

アの委託契約に準じ、「災害時の医療救護活動に関する協定書」を県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県病院協会および県看護協会と締結しており、今後も災害時医療活動の支援や協力活動を確立するため、他の医療関係団体との協定締結について検討する。

エ 災害派遣医療チーム (DMAT)

大規模災害や多傷病者が発生した事故などの現場に、急性期（おおむね 48 時間以内）に活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた医療チームである災害派遣医療チーム (DMAT) の組織を支援するとともに、資器材や活動体制の整備、平時からの訓練の実施等を推進する。

オ ヘリコプターによる支援

ドクターヘリ（救急医療用ヘリコプター）については、関西広域連合による広域的な運航体制の構築を目指すこととしており、災害時には、構成府県等との連携・協力のもと、被災地の患者や医療従事者の搬送活動を行う。

また、自衛隊や消防防災ヘリと一体となった医療支援を実施するため、自衛隊や都道府県等との連携・調整を行う体制の確保に努める。

医療資器材の備蓄・調達

ア 医療資器材等の備蓄

平成 7 年度から、一般社団法人滋賀県病院協会は 7 保健医療圏の災害拠点病院に、地震直後の医療救護活動に必要な医療資器材・衛生材料の備蓄を行っている。

また、滋賀県医師会も同様に、平成 7 年度から地震直後の医療救護活動に必要な医療資器材・衛生材料の備蓄を行っている。

イ 医薬品等の供給に関する協定

県は、滋賀県医薬品卸協会と「医薬品等の供給に関する協定」を締結し、災害時に、医療機関等から要請があった場合は、医薬品等の供給を要請する。

ウ 医療機器、医療ガス等の供給に関する協定

県は、医療機器、医療ガス等について、それぞれ「医療機器等の供給に関する協定」を京都医療機器協会と、「医療ガス等の供給に関する協定」を日本産業・医療ガス協会近畿地域本部滋賀県支部と締結し、災害時には必要な機材の供給を要請する。

医療救護班および医薬品・衛生材料の搬送

県は、災害時に活動する医療救護班および備蓄医薬品・衛生材料を搬送するため、株式会社ノエビアと「ヘリコプターの応援に関する協定」を締結している。

災害拠点病院の整備

地震時に県域または各地域で中核的な医療活動を実施するため、県では平成 8 年度から、災害拠点病院の指定を行い、10 病院を指定している。

ア 基幹災害拠点病院

地域災害**拠点病院**が有する機能をさらに充実強化するため、要員の訓練や研修等の機能を併せもつ中核的な施設で県域に1箇所指定。

イ 地域災害**拠点病院**

災害時に発生する多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の重傷患者を受け入れ、救命医療を行う高度診療機能を有し、また自己完結型の医療救護チームの派遣機能や地域の医療機関への応急資器材の貸し出し機能等を有する医療機関で二次保健医療圏毎に1箇所指定。

【基幹災害**拠点病院**および地域災害**拠点病院**指定病院】

区 分	二次医療圏名	医療機関名	指定年度
基幹災害 拠点病院		大津赤十字病院	平成8年度
地域災害 拠点病院	大津保健医療圏	大津市民病院	平成8年度
〃	〃	滋賀医科大学医学部付属病院	平成21年度
〃	湖南保健医療圏	済生会滋賀県病院	平成8年度
〃	〃	草津総合病院	平成18年度
〃	甲賀保健医療圏	公立甲賀病院	平成21年度
〃	東近江保健医療圏	近江八幡市立総合医療センター	平成8年度
〃	湖東保健医療圏	彦根市立病院	平成8年度
〃	湖北保健医療圏	長浜赤十字病院	平成8年度
〃	湖西保健医療圏	高島市民病院	平成21年度

また、市町は、中核的な役割を担う拠点医療機関を指定し災害時における的確な医療体制の整備を進める。

難病・人工透析等への対応

難病患者に対する救護活動および慢性腎不全による透析患者や外傷等によるクラッシュシンドロームにより人工透析が必要な者の安全確保については、県で平成8年度に策定した「健康福祉部医療・救護初動マニュアル」に基づき、安否確認や重傷者の搬送、地域外の医療機関との連携などの体制整備に努める。

在宅療養者への対応

在宅で人工呼吸器や酸素濃縮装置、たん吸引を使用して療養中の患者は、代替の機器等が確保できず生命に危険が生じる恐れがあり、在宅での療養を継続することが困難となる可能性が極めて高いことから、市町等による在宅療養者の安否確認体制の構築、搬送、地域外の医療機関との連携などの体制整備に努める。

災害対応マニュアル等の作成

大規模災害時に医療救護活動が迅速かつ円滑に実施できるよう、平成18年度に県が策定した「広域災害時医療救護活動マニュアル」を準用して各医療機関・団体で、それぞれの組織実状に合わせて医療救護活動マニュアルを策定し、平時から、体制確保と災害対策に努める。

また、傷病者の緊急度や重症度に応じた処置、搬送等を行うため、トリアージタグを災害拠点病院等で保管し、有効な活用に努める。

医療救護活動マニュアル	医療機関、消防機関、市町等に配付
緊急用医薬品等供給マニュアル	医薬品関係団体、市町等に配付
トリアージタグ	災害拠点病院等に <u>保管</u>

(3) 広域医療体制の構築

広域医療体制の構築

災害時には、多くの傷病者や難病患者に対する医療の提供が必要となり、被災地外の医療機関との連携協力が不可欠となる。

県では、こうした事態に迅速・的確に対応するため、近隣府県との間で相互応援協定を締結している。

なお、近畿2府7県や中部9県1市で締結している震災時等の相互応援に関する協定に基づき、有事に備え医療支援に関し必要となる資料を毎年見直し、各府県相互に交換することとしている。

資料交換	担当課および責任者等名簿 備蓄医薬品の状況 傷病者受入病院の状況(災害拠点病院)
------	--

重症・重病者搬送体制の構築

災害時に重症・重病者を迅速に搬送できるよう、災害拠点病院に離発着が可能となるヘリポートの整備を促進する。

(4) 医療機関の耐震性の向上

大規模地震災害時における医療機関の診療機能を維持し、被災者や入院患者等に適切な医療を提供するために、医療施設近代化整備事業(改築・改修)を促進するなど、必要な耐震性向上のための諸施策の実施を促す。

(5) 救急医療情報システムの整備

救急医療情報システムは、昭和54年度に初期導入し、平常時の救急医療情報の収集・提供を行なうとともに、平成11年度から災害時に迅速・的確な救援・救助が行われるよう、被災地の医療機関の状況、全国の医療機関からの支援申し出状況等の全国共通の災害医療情報を相互に把握する機能を付加したシステム「滋賀県広域災害・救急医療情報システム『救急医療ネットしが』」として運用している。

救急医療情報システム端末機設置箇所数(平成25年1月1日現在)

病院	41箇所(災害拠点病院等)
消防本部	7箇所(県内全消防本部)
保健所	6箇所(県内全保健所)
医務薬務課	1箇所

広域災害救急医療情報システム(EMIS)との接続

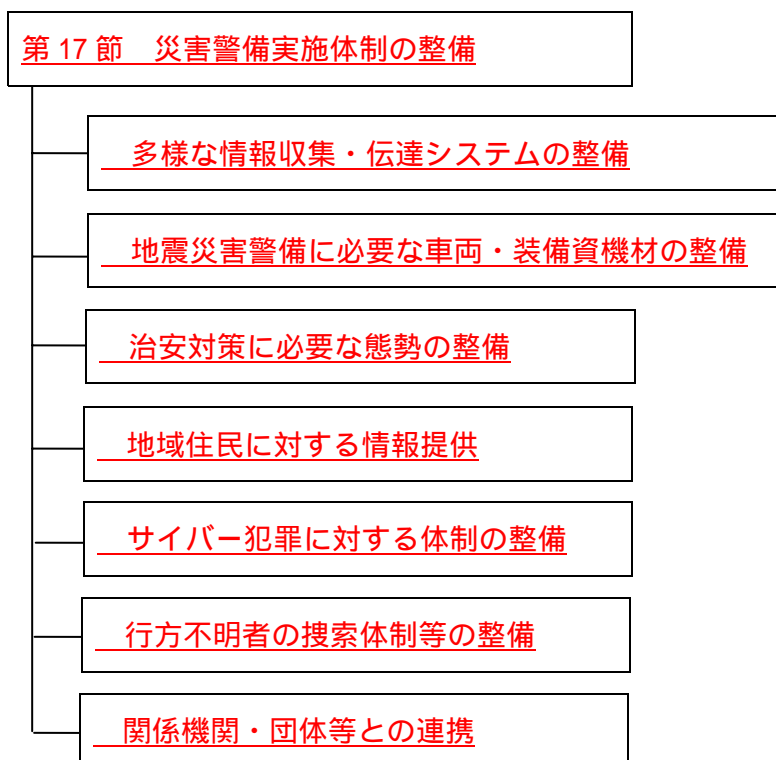
本システムは上記のとおり、災害時に被災した都道府県を越えて医療機関の稼働状況など災害医療に関わる情報を共有し、被災地域での迅速かつ適切な医療・救護に関わる各種情報を集約し、提供することを目的として国が設置運用する「広域災害救急医療情報システム(EMIS)」と接続されている。

(6) 防災航空隊の整備

第14節(3)参照

第17節 災害警備実施体制の整備（県警察）

1 施策体系



2 基本方針

災害時の円滑な警備活動を実施するため、情報収集・伝達システムの整備や必要な車両・装備資機材の整備等を推進する。

3 具体的な施策の展開

(1) 多様な情報収集・伝達システムの整備

県警察は、県内の被災状況を迅速に収集するため、ヘリコプターテレビシステム、ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット）、可搬型カメラ等による画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。

また、収集された画像情報を配信するための通信網の整備を図るものとする。

(2) 地震災害警備に必要な車両・装備資機材の整備

県警察は地震災害警備に必要な次の車両・装備資機材の整備を推進するものとする。

救出救助および避難誘導活動に必要な搬送車両・装備資機材

通行禁止措置に必要な交通用装備資材

犯罪抑止活動に必要な装備資機材

(3) 治安対策に必要な態勢の整備

指揮機能の強化

県警察は、警察署、交番・駐在所等警察活動拠点の堅牢化のほか、移転先となる可能性のある警察施設について、これらの受け入れに必要な設備、整備に努めるものとする。

警察災害派遣隊の受入体制の整備

県警察は、警察庁および他の都道府県警察と協力し、被害拡大防止活動を行うための警察災害派遣隊の受入体制の整備を行うものとする。

知識の普及と人材育成

県警察は、地震対策の円滑な実施を図るため、警察職員の地震災害対応に関する知識の

普及に努めるとともに、避難誘導に不可欠な大型自動車免許や救出救助に必要な装備の資格取得を推進するなど人材育成に努めるものとする。

防災訓練の実施

地震災害に関し、応急対策活動を迅速かつ的確に実施することが重要であることから、県、市町、消防等防災関係機関との連携による防災訓練等を実施し、職員の防災意識の高揚及び地震災害時における対応能力の向上等に努める。

(4) 地域住民に対する情報提供

県警察は、交番・駐在所の警察ワイドエリアネットワーク（WAN）を活用して避難住民を含めた地域住民に犯罪情報等の情報提供を行うため、地震災害に係る情報提供を想定したWAN機能の整備を図るものとする。

(5) サイバー犯罪に対する体制の整備

県警察は、地震災害に乗じたサイバー犯罪等を防止するため、高度な情報技術を有する人材の育成・確保等態勢の整備を図るものとする。

(6) 行方不明者の捜索体制等の整備

県警察は、被災地の行方不明者捜索、検視活動等を適切に行うため、検視、DNA鑑定等に必要な装備資機材等の整備に努めるものとする。

(7) 関係機関・団体等との連携

県警察は、救出救助、避難誘導、部隊輸送、避難路の確保等を円滑に行うため、滋賀県警察OB災害協力員に避難所等での被災者の要望把握活動等の支援を求めるほか、関係機関・団体等との協定の締結等をするなど地震災害発生時の協力確保に備えた連携を図るものとする。

(8) その他

運転者の義務等の周知

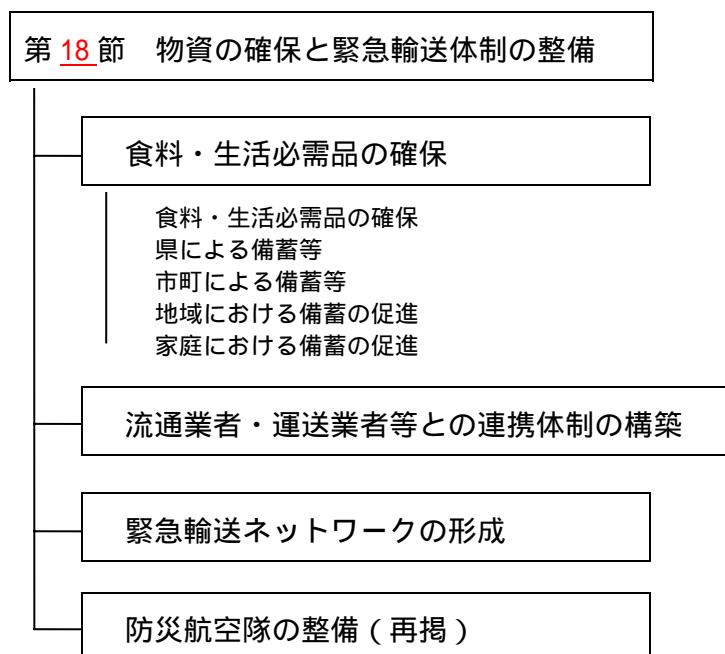
県警察は、緊急時において道路交通規制が実施された場合の運転者の義務等について周知を図る。

広域的な交通管理体制の整備

県警察は、迅速・円滑に輸送を行っていくための広域的な交通管理体制の整備に努める。

第 18 節 物資の確保と緊急輸送体制の整備 (県知事直轄組織・健康福祉部・土木交通部・**県警察**)

1 施策体系



2 基本方針

大規模地震が発生した場合は、輸送ルートの途絶や流通機構の停止等により飲料水、食料、生活必需品等の供給に大きな支障が生じる恐れがあるため、災害発生から概ね 3 日間程度は、これらの物資を被災地内で確保しておく必要がある。

このため、県、市町は県民と一体となった物資の確保体制を構築するとともに、緊急輸送の円滑化を図るため緊急輸送ネットワークの形成を推進する。

また、東南海・南海地震、琵琶湖西岸断層帯を震源とする地震等の被害想定に基づき、食料、飲料水等の必要量をあらかじめ計画し、地震発生に備えるものとする。

3 具体的な施策の展開

(1) 食料・生活必需品の確保

食料・生活必需品の確保

ア 食料の確保

被災者への食料の供給は、炊き出し体制が整うまでの発災後 1～3 日間は、備蓄してある **ビスケットやアルファ化米**等の非常食（以下「非常食」という。）を中心に供給し、概ね 4 日目以降は、米飯、弁当等の炊き出しを実施する。

また、社会福祉施設（入所施設）、医療機関等においては、入所者や患者の実態に応じた非常食の備蓄を推進する。

イ 生活必需品の確保

県・市町は、家屋の倒壊、破損、焼失等による被災者を保護するための寝具類、日用品その他の生活必需品（以下「生活必需品」という。）の備蓄や調達先の確保に努める。

また、県民は、各家庭や自治会、自主防災組織においてこれらの備蓄を推進し、災害時に公的備蓄が到達するまでの生活の確保を図る。

県による備蓄等

県庁ならびに健康福祉事務所単位で民間倉庫を借り上げ、震災時に想定される被災者への食料および寝具の公的備蓄を行っている。

ア 災害時緊急物資の備蓄の考え方

県では、平素から地震時に想定される被災者の概ね1日分に相当する量の食料および生活必需品について、公的備蓄および流通在庫方式によりその確保に努める。

なお、保管は危険分散と発災時の緊急対応を迅速に行うため、県内7箇所の民間倉庫を借り上げて必要量を避難予定者数等に応じ分散保管する。

イ 災害時緊急物資の品目

()食料

保存食料は、調理が不要または簡易であることが求められ、かつその保管も長期にわたり、簡易な方法で保管できることが求められる。

一般的に保存食料とされている**ビスケット**を中心とした備蓄のほか、高齢者等のいわゆる災害時要援護者や**食物アレルギーに配慮した**食料備蓄に努める。

()生活必需品

生活必需品としては、毛布、肌着等が想定されるが避難時の状況を考えた時、まず暖をとり休息をとることが第一と考えられることから毛布の備蓄を行う**とともに、乳児用の紙おむつを備蓄する。**

【県の備蓄物資一覧】（平成25年2月現在）

	本庁	南部	甲賀	東近江	湖東	湖北	高島	合計
乾パン(食)	-	5,760	3,840	-	12,288	11,008	4,992	37,888
ビスケット(食)	37,600	13,640	9,800	18,240	25,740	23,140	11,160	139,320
アルファ化米(食)	5,800	3,600	2,400	2,500	7,100	6,600	3,000	31,000
アルファ化米 [アレルギー対応](食)	2,000	300	300	800	700	600	300	5,000
長期保存食(食)	8,100	3,780	2,700	3,420	7,740	7,020	3,240	36,000
毛布(枚)	6,700	2,800	1,900	2,600	5,700	5,000	2,300	27,000
紙おむつ	12,512	4,968	3,436	4,504	10,168	9,008	4,272	48,868
飲料水(ℓ)	2,580	1,728	864	864	1,728	1,728	852	10,344

【備蓄場所および保管委託業者一覧】

機関名	保管場所	保管委託業者名	電話番号
健康福祉政策課	大津市中庄2丁目1-73	日本通運株式会社大津支店	077-522-6637
南部健康福祉事務所	栗東市手原8丁目1-5	滋賀県陸上輸送協同組合	077-522-2385
甲賀健康福祉事務所	甲賀市水口町北脇1750-1	辻運輸有限公司	0748-62-0836
東近江健康福祉事務所	東近江市小田苅町2004	アヤハ運輸倉庫株式会社	0749-45-0697
湖東健康福祉事務所	彦根市高宮町字上流7-1	キリン物流株式会社関西支社滋賀営業所	0749-27-0366
湖北健康福祉事務所	長浜市山階町253-1	日本通運株式会社長浜支店	0749-63-1610
高島健康福祉事務所	高島市新旭町太田2780-1	滋賀貨物運輸株式会社湖西営業所	0740-25-7200

市町による備蓄等

市町は、避難想定人口に基づき、非常食および生活必需品の備蓄を推進するとともに隣接市町との連携に努める。また、被災時における迅速な対応を図るため、避難所ごとやその近郊における分散備蓄を進める。

ア 食料

市町は、「市町地域防災計画」に備蓄する食料の種類および量、供出方法等を具体的に定めておくものとする。

備蓄にあたっては、粉ミルク等の乳幼児に適した食品や高齢者・障害者等に適した食

品の備蓄にも配慮する。

イ 生活必需品

市町は、「市町地域防災計画」で備蓄する生活必需品の種類および量、調達方法、備蓄している生活必需品の供出方法等を具体的に定めておくものとする。

その際、次に掲げる品目の備蓄に努めるものとする。

- ・ 寝具
- ・ 衣服
- ・ 身回り品
- ・ 炊事用具
- ・ 日用品
- ・ 食器
- ・ 光熱材料
- ・ 衛生用品(紙おむつ、生理用品等)

地域における備蓄の促進

県・市町は、自主防災組織等が中心となって地域の防災活動拠点等に非常食・生活必需品の備蓄を推進するよう啓発に努める。

家庭における備蓄の促進

自らの身の安全は自らの手で守るという防災の基本原則に立って、日頃から各家庭で家族構成に応じた2～3日分の非常食や生活必需品の備蓄に努める。

(2) 燃料の確保

県は、災害応急対策に必要な燃料を確保するため、石油関係団体との間で応援協定を締結するとともに、優先供給を行う対象施設や車両等の選定等、供給体制の構築を図る。また定期的な訓練の実施や燃料不足による県民の混乱を未然に防止するための普及啓発を行う等、実効性を高める。

(3) 事業者等との連携体制の構築

県は、災害時の食料・生活必需品の確保やこれらの物資を迅速に被災地へ輸送するため流通事業者や物流事業者、関係団体との間で応援協定を締結するとともに、定期的に連絡先等の交換や訓練を行い実効性を高めるなど、連携の強化を進める。

第3編災害応急対策計画(第3節「相互協力計画」、第11節「輸送計画」、第15節「飲料水・食料・生活必需品等の供給計画」)および参考編参照

(4) 輸送拠点と緊急輸送ネットワークの形成

地震時における人命の安全確保、被害の拡大防止、物資輸送等を円滑に行うための拠点を多重化や代替性を考慮しつつ選定し指定するとともに、それらを車両、船舶、ヘリコプター等で有機的に結ぶ緊急輸送ネットワークを形成する必要がある。

輸送拠点の考え方と活用

従来、広域陸上輸送拠点(県内15箇所)および広域湖岸輸送拠点(県内10箇所)を指定(平成8年3月)していたところであるが、効果的な輸送体系とするため、次のとおりとする。

ア 物資輸送拠点

県外などからの緊急物資等の受け入れ、整理、積み替え、一時保管等を行う拠点。

()民間物流倉庫の活用

県内外からの支援物資等を被災地に効率的に輸送するためには、大型トラックの発着やフォークリフト等機械力による荷役作業が効率的に行える施設が必要であることから、滋賀県倉庫協会との協定により選定を受けた民間倉庫を物資輸送拠点とする。

災害時には倉庫の空き状況や被災有無、輸送先との地理関係等を考慮したうえで使用する物資輸送拠点を決定する。

また一般社団法人全国物流ネットワーク協会との協定により、加盟事業者のターミナルや配送拠点等も物資輸送拠点として利用する。

()県有施設等の活用

従前、広域陸上輸送拠点として指定している県有施設等については、季節外や余剰等となっている物資の保管場所として活用する。

イ 湖上輸送拠点

琵琶湖が県央にある本県の地理特性を活かし、県有船や民間船舶等を利用した湖上輸

送を行うための拠点。

湖上輸送拠点の指定にあたってはトラックとの積み替え作業等が行える港湾等として、所在地域に偏りを考慮する。

ウ ヘリポート

ヘリコプターによる航空輸送にあたっては、場外離着陸場（県内 128 箇所（内、大規模災害用 16 箇所））を利用し実施することを原則とし、これらの場所を災害時に有効に利用し得るよう、関係機関及び住民等に対する周知徹底を図る。

また、災害時の利用についてあらかじめ施設管理者等と協議しておくほか、燃料等の必要な機材については、必要に応じ、当該候補地に備蓄するよう努める。

なお、希望ヶ丘文化公園については、大規模災害時に応援ヘリコプターの活動拠点とするため、燃料の備蓄や活動資機材の保管を行っている。

エ 環境整備

県は、国や関西広域連合と連携し、物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するよう努める。

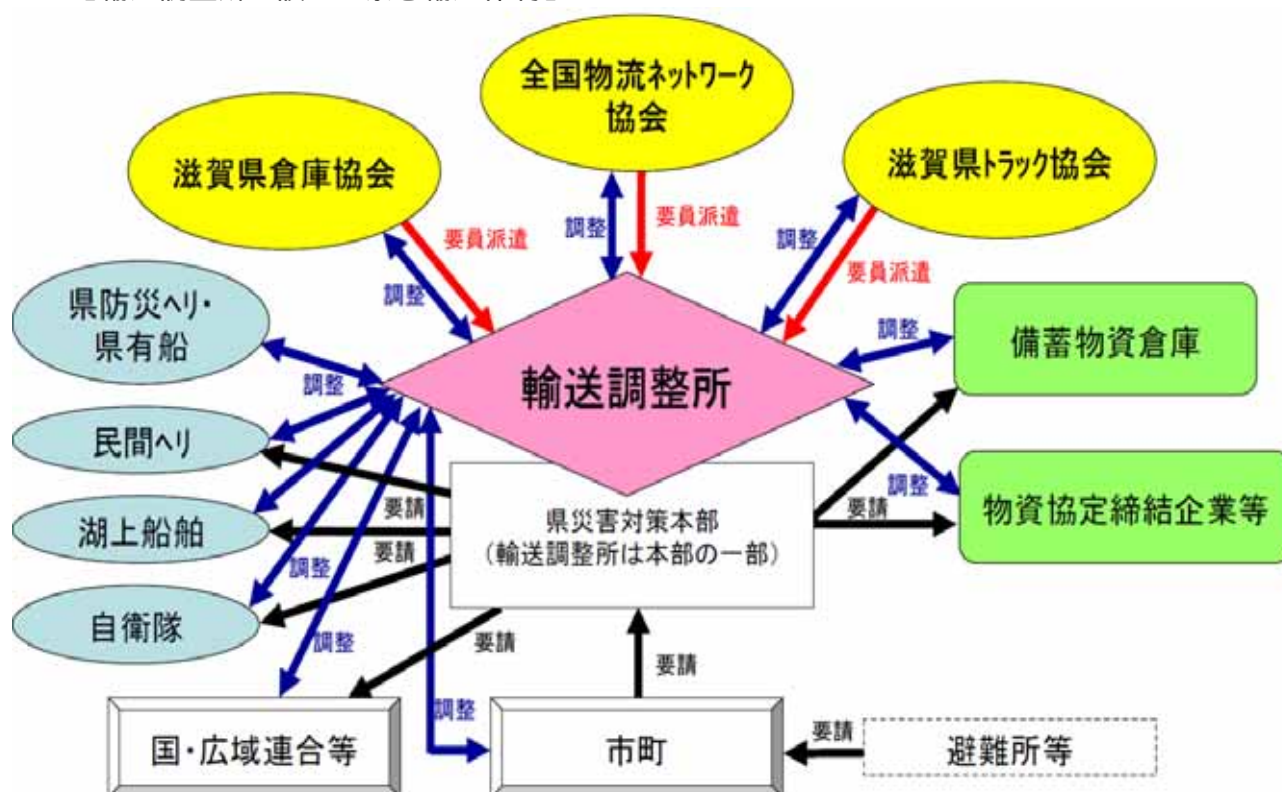
輸送手段の確保

県は、物資や人員の輸送にあたっては、陸上・湖上・航空輸送の特性を鑑み、それらを効果的に組み合わせつつ、(3)の事業者等との連携により、災害時応援協定を締結している事業者や団体、指定公共機関および指定地方公共機関に指定の者に対し輸送の実施を依頼し行う。また、県有船や県防災ヘリコプターの活用も検討する。

輸送調整所の設置と緊急輸送体制の構築

県は、(3)の事業者等と連携した物資の効率的な輸送を図るため、災害時に一般社団法人全国物流ネットワーク協会、滋賀県倉庫協会、一般社団法人滋賀県トラック協会を中核とした輸送調整所を設置することを計画しておくとともに、物資輸送拠点や湖上輸送拠点等を利用し、官民共同による緊急輸送体制の構築を図る。

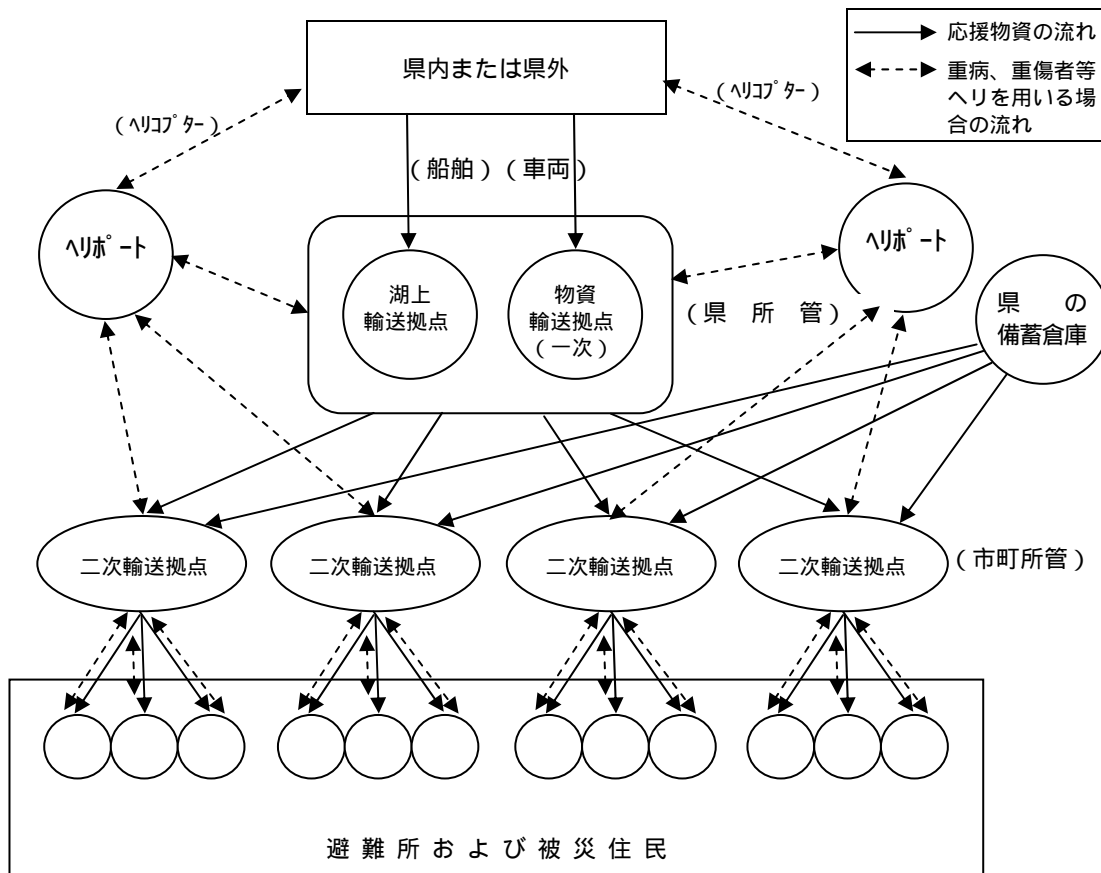
【輸送調整所の設置と緊急輸送体制】



緊急輸送道路ネットワークの整備

県は、多重化や代替性を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路および輸送拠点について把握・点検するものとするとともに、国等と連携し関係機関と協議の上、災害に対する安全性を考慮した「滋賀県緊急輸送道路ネットワーク計画」(平成25年2月)等に基づき、物資輸送拠点や湖上輸送拠点等を緊密につなぐネットワークを確立する。

【緊急輸送ネットワークのイメージ】



緊急輸送の確保体制の充実

県および県警察は、国、市の道路管理者等と協力し、緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行う緊急輸送路を確保するため、被害状況や交通、気象等の把握のための装置、電源付加装置付信号機や情報板などの整備を行い、緊急輸送の確保体制の充実を図る。

民間事業者等に対する周知

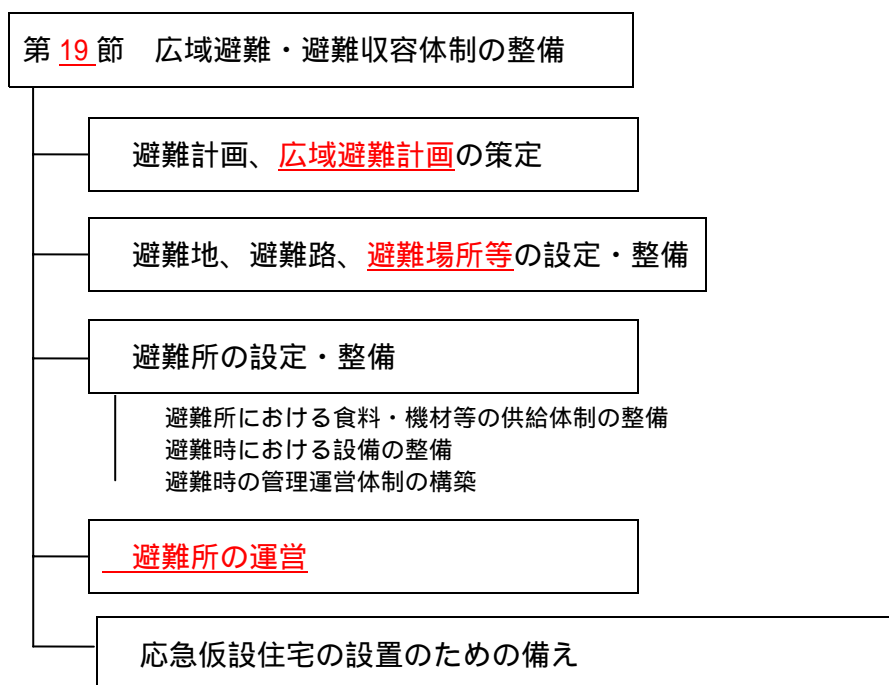
県および県警察は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから、民間事業者等に対して周知を行う。

また県および市町、防災関係各機関についても、事前届出を積極的にするなど、その普及を図る。

- (5) 防災航空隊の整備(再掲)
第2編第14節(3)参照

第 19 節 広域避難・避難収容体制の整備 (県知事直轄組織・健康福祉部・土木交通部)

1 施策体系



2 基本方針

市町は、地震の発生による家屋倒壊や大規模火災などから地域住民が安全に避難できるよう避難計画を策定する。

県は、市町域や県域を越える避難（広域一時滞在）が円滑に行われるよう広域避難計画を策定する。

併せて、県や市町は、市町域や県域を越えて他地域からの避難者を受け入れる計画を策定するよう努める。

また、避難地、避難路、避難場所、避難所（広域避難所）等の整備を推進するとともに、避難所に食料・生活必需品・資機材の備蓄や設備整備を推進し、災害に備えた管理・運営体制を確立する。さらに、平常時から応急仮設住宅の設置や民間住宅の借り上げへの備えを行う。

3 具体的な施策の展開

(1) 避難計画、避難者受入計画の策定

避難計画

ア 市町

市町は、地域住民が迅速・安全・円滑に避難できるよう、地域の実情に応じた避難計画を策定するとともに、市町域を超える避難の実施について検討する。

イ 県

県は、市町域や県域を越える避難（広域一時滞在）が円滑に行われるよう広域避難計画を策定する。

避難者受入計画の策定

ア 市町

市町は、市町外から避難者を受け入れることを想定し、避難者受入計画を策定するよう努める。

イ 県

県は、関西広域連合や他都道府県から避難者の受入を要請されることを想定し、避難者受入計画を策定する。

(2) 避難地、避難路、避難場所等の整備

地震防災対策特別措置法に基づく避難地、避難路の整備推進

市町は、避難計画に基づいて「都市防災構造化対策に関する調査報告書」（国土交通省都市局都市再開発防災課）等に留意しつつ、的確な避難地、避難路の設定および整備を推進する。

県は、市町による避難路、避難地の指定整備を支援するため、地震防災緊急事業五箇年計画に該当する事業を位置づけ、推進を図る。

地震防災対策特別措置法第3条第1項に基づき国土交通大臣が定める基準
(平成16年6月29日 国土交通省告示第767号)

一 避難地

1 既成市街地の区域又はその周辺の地域における公園、緑地、広場その他の公共空地で、次のいずれかに該当するものであること。

イ 広域避難地

地震災害時において主として一の市町村の区域内に居住する者の広域的な避難の用に供する公共空地であって、次のいずれかに該当するものであること。

(1) 面積が10ha以上のもの

(2) 面積が10ha未満の公共空地で、当該公共空地に隣接し、または近接してこれと一体的に避難地としての機能を有する公共施設で、当該公共空地に隣接し、又は近接してこれと一体的に避難地としての機能を有する公共施設その他の施設の用に供する土地の区域との合計面積が10ha以上となるもの

(3) 土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められるもの（(1)又は(2)に該当するものを除く。）

ロ 一次避難地

地震災害時において主として近隣の住民が避難する公共空地であって、面積1ha以上のものであること（イに該当するものを除く。）

2 臨港地区における緑地、広場その他の公共空地（港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第6項の規定により港湾施設とみなされたものを含む。）であって、概ね1ha以上のものであること。

二 避難路

広域避難地又はこれに準ずる安全な場所へ通ずる道路又は緑道であって、次のいずれかに該当するものであること。

イ 幅員が15m以上の道路又は幅員が10m以上の緑道

ロ 沿道市街地における土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められる道路又は緑道（イに該当するものを除く。）

避難地（避難場所）、避難路（避難経路）の設定および整備

市町は、避難計画に基づき、住民の安全を確保するため、地域の実情を鑑みて上記基準によるものに限らず、避難地（避難場所）や避難路（避難経路）の設定および整備、住民への周知を行う。

広域避難における避難路の設定

県は、広域避難計画に基づき、避難路の設定を行う。

(3) 避難所の設定・整備

市町における避難所

市町は、平常時において次のような基準により避難所を選定し、「市町地域防災計画」に定め県と情報を共有するとともに、住民に対する周知に努める。

ア 対象人数の考え方

地震災害の場合、地震被害想定調査等により得られた避難者数の最大とする。

イ 収容可能人数の考え方

他県の事例を参考に、一人あたりの占有面積を次のとおりとする。

2㎡以上/人(通路等含まず。(参考「岐阜県避難所運営ガイドライン」平成23年12月))

ウ 構造・立地等

(i) 耐震性を有するとともに、浸水害や土砂災害等から比較的安全な公共建物

(耐火構造で2階建以上、土砂災害警戒区域外等土砂災害のおそれの少ない立地が望ましい)

() 給水および給食施設を有するか、あるいは比較的容易に設置できるもの

() 救助物資等の保管スペース(屋内が望ましい) を有するもの

() なるべく被災者の居住地に近く、かつ集团的に収容できるもの

避難所とする施設は、市町の施設に限らず、管内に所在する国や県等の公共施設、民間施設とし、指定する施設については、避難所の円滑な立ち上げができるよう仮設トイレやパーティション等の保管、非常用電源、防災行政無線端末や衛星携帯電話機の配備等に努めるとともに、施設管理者と鍵の保管や取扱いについて取り決めておく。

また、市町は施設管理者と協力し、バリアフリートイレの設置、スロープの設置、ファックス、テレビの設置等、高齢者や障害者等の災害時要援護者に配慮した施設・設備の整備に努める。

さらに、必要に応じ、家庭で飼養している動物のためのスペースの確保に努める。

なお、民間施設を避難所として指定する場合は、当該施設管理者と災害時応援協定や覚書を締結する。

福祉避難所(福祉避難室)の設置

市町は、一般の避難所生活が困難である災害時要援護者のために特別の配慮がなされた福祉避難所については、国の「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」を参考に福祉避難所等を指定し、民間施設等であって必要な場合は協定を結ぶ等設置に向けた推進を図る。

なお、福祉避難所の設置にあたって、社会福祉施設や養護学校等の福祉避難所に適した施設が不足する場合は、一般の避難所に要援護者のために区画された部屋を「福祉避難室」として設けたり、公共の宿泊施設や民間の旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等の検討を行い、柔軟に対応する。

広域避難所

県は、市町域や県域を越える広域避難(広域一時滞在)の実施に備え、広域避難計画に基づき広域避難所を設定する。

広域避難所は市町の指定する避難所の利用を原則とするほか、市町による避難者の受入体制が整うまでの間、県有施設等を利用した、県による一時避難所の設置を検討する。

福祉避難所の広域利用

県は、福祉避難所を必要とする災害時要援護者が市町域や県域を越える広域避難(広域一時滞在)する場合に備え、広域避難計画に基づき、あらかじめ県内の福祉施設について受入可能人数等を把握し、施設管理者の同意を得ておく等、福祉避難所の広域利用について計画する。

(4) 避難所の運営管理体制の構築等

運営管理体制の構築

各避難所運営管理者は、各避難所の適切な運営管理を行うものとする。避難所を地域住

民や自主防災組織が中心となって管理・運営できるよう、平常時から自主防災組織や施設管理者等との連携を図り、各自の役割分担を明確化する等努めるとともに、必要に応じ県や他の市町に対して協力を求めることを検討する。

避難者、被災者の把握

各避難所運営管理者は、避難者に係る情報を把握し、県等へ報告する体制を築く。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、災害時要援護者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について県や市町に提供する仕組みづくりに努める。

男女双方の視点等への配慮

各避難所運営管理者は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女双方の視点等に配慮するものとする。特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や整理用品・女性用下着等の女性による配布、避難所における安全の確保など、女性や家庭のニーズに配慮した避難所となるよう努める。

(5) 応急仮設住宅の設置のための備え

応急仮設住宅建設適地の把握

災害発生時に迅速かつ円滑に応急仮設住宅を建設するためには、平常時から建設適地を把握しておくことが重要であり、市町は次の点に留意し建設適地の選定に努める。

ア 2次災害発生の危険性の検討

崖の近傍や延焼等の恐れのある住宅密集地等、2次災害の危険性がある場所を避ける等、周辺環境を十分検討し安全性の高い場所を選定する。

イ 水道、電気、ガス等の条件検討

水道、電気、ガス等のライフラインが整備されている場所、または仮設により容易に設置できる場所を選定する。

なお、これらの施設整備が困難な場所を選定する場合は、あらかじめ対処方法を十分検討しておく。

ウ 応急仮設住宅建設資材を搬入することが容易な場所を選定する。

公営住宅および民間賃貸住宅等の利用への備え

東日本大震災では公営住宅や民間賃貸住宅等を借り上げ、応急仮設住宅とする、いわゆる「みなし仮設」が広く利用されたことを踏まえ、事前に利用への備えを行う。

ア 公営住宅

県や市町は、所管する公営住宅の状況から「みなし仮設」として提供できる戸数等を常に把握しておくとともに、入居者に対する物品供与等について事前に取り決めておく。

イ 民間賃貸住宅等

県は、民間賃貸住宅および空き家等利用可能な既存住宅の利用を図るため、関係団体等と災害時応援協定の締結を推進するとともに、民間賃貸住宅等を「みなし仮設」とする場合のルールを事前に検討しておく。

関係団体等との連携の強化

応急仮設住宅の設置に際しては、関係団体等の協力が不可欠であり、平常時から相互の連携強化に努める。

ア 災害時応援協定の締結

県は応急仮設住宅を迅速、円滑に設置するため、関係団体等との災害時応援協定の締結を進める。現在、社団法人プレハブ建築協会、一般社団法人滋賀県建設業協会、公益社団法人滋賀県宅地建物取引業協会および公益社団法人全日本不動産協会滋賀県本部との間で応援に関する協定を締結している。

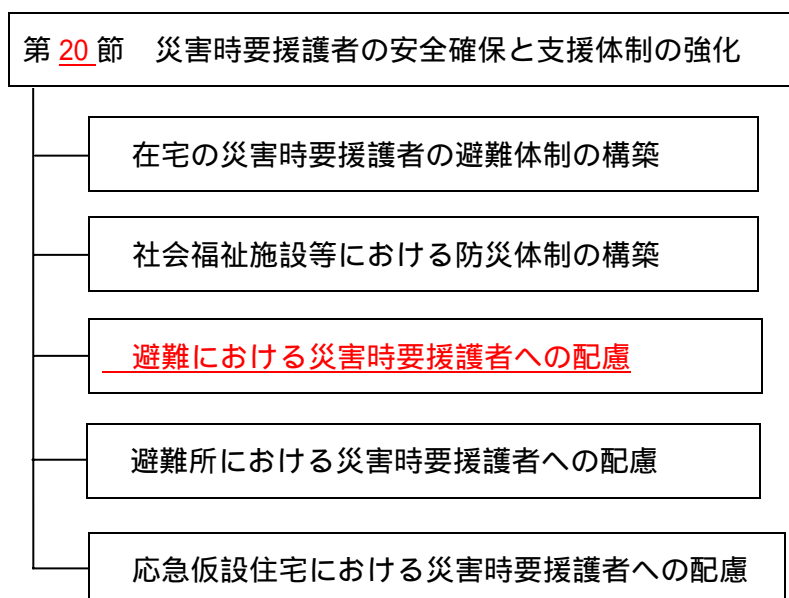
イ 連絡体制の充実

県は、応援協定を締結した各団体との連携を強化するため、緊急時の連絡体制や資機材のストック状況等について、相互の意志疎通を図る機会を定期的に設けるなど、相互の協力体制の緊密化に努める。

なお、県では平成9年8月にこれら団体との間で「災害時相互応援ネットワーク協議会」を設置している。

第 20 節 災害時要援護者の安全確保と支援体制の強化 (県知事直轄組織・健康福祉部・土木交通部)

1 施策体系



2 基本方針

災害時における高齢者・障害者・医療等を必要とする在宅療養者・外国人等の災害時要援護者には、情報伝達、避難誘導、介護支援等のきめ細かな配慮が必要である。

このため県と市町は連携して、災害時要援護者名簿の整備や避難支援プランの策定、避難体制の整備や社会福祉施設等の防災体制の構築、また、避難所の設定や応急仮設住宅の設置等、災害時要援護者に迅速・的確に対応するための体制や施設の整備を図る。

3 具体的な施策の展開

(1) 在宅の災害時要援護者の避難体制の構築

県や市町は、自力で避難することが困難な高齢者・障害者・外国人等の災害時要援護者を適切に避難誘導するため、地域住民や自主防災組織等との連携を図りながら、平常時から適切な避難誘導體制の整備に努める。

また、日本語の理解が困難な外国人等が災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、避難場所や避難経路標識等の簡明化、多言語化など災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、防災環境づくりに努める。

災害時要援護者名簿の整備

市町は、在宅の災害時要援護者を把握し個別支援計画を策定するため、災害時要援護者名簿を整備するとともに、平常時から自主防災組織、自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等と名簿等の情報を共有することで、災害時における在宅災害時要援護者の安否確認や避難支援等を円滑に行える体制を構築する。

また、県は、県が独自に保有する災害時要援護者の情報について、市町に提供するよう努める。

避難支援プランの策定

市町は、在宅災害時要援護者の避難を支援するため、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」(平成 18 年 3 月 内閣府「災害時要援護者の避難対策に関する検討会」)等を参考に、避難支援プラン(全体計画および個別計画)を策定する。

また、県は、研修会の開催や先進事例の情報提供等により、市町による避難支援プラン

の策定を推進する。

在宅の災害時要援護者のための地震対策マニュアルの作成等

市町は、高齢者・障害者等の災害時要援護者やその介護者が普段から地震災害に関する基礎的な知識や地震発生時にとるべき行動について理解や関心を高めるため、地震対策マニュアルを作成するとともに、地域における災害時要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認方法、支援対策について市町地域福祉計画に盛り込むこととする。

安否確認体制の整備

市町は、災害時における在宅災害時要援護者の安否確認体制を確保するため、平常時から個人情報保護に配慮しつつ、次の事項の整備に努める。

ア 緊急時の対応が可能となる在宅要援護者名簿の整備

イ 市町職員、社会福祉協議会職員、ホームヘルパー、地域自立支援協議会等の福祉関係職員、民生委員・児童委員等の福祉関係者、自主防災組織や近隣住民等による災害発生直後の安否確認体制の確保

ウ 自主防災組織、自治会、消防団、ボランティア組織等との連携体制の確保

エ 警察、消防署等との連携

自主防災組織の強化

ア 自主防災組織は、民生委員・児童委員等との連携により、地震発生時に援助を必要とする災害時要援護者の実態把握に努める。

イ 地震発生後、直ちに在宅の災害時要援護者の安全確保や避難行動を手助けできるのは、家族や近隣住民であり、自主防災組織が、迅速に安否確認や避難誘導、救助活動が行えるよう普段から地域防災訓練を実施するなど自らの活動力の強化を図る。

防災訓練等の充実

市町は、避難支援プランが実効性のあるものとなるよう、災害時要援護者が参加する訓練の実施に努める。

県は、総合防災訓練の実施にあたっては、市町や自主防災組織等を中心に、災害時要援護者に対するきめ細かい対応を想定した訓練の実施に努める。

また、多言語版の啓発資料の作成の推進、配布、防災教育、防災訓練等への外国人の参加推進などを通じて、外国人に対する防災知識の普及に努める。

社会福祉施設への緊急入所

県や市町は、自然災害により在宅生活が困難となる寝たきり等の高齢者や障害者を支援するため、社会福祉施設の台帳整備をするほか、緊急入所の手続き等、必要な事項をあらかじめ関係施設と協議し定めておくこととする。

緊急通報システムの整備

県や市町は、平常時の福祉・緊急対策事業として一人暮らしの高齢者、寝たきり高齢者、身体障害者等災害時要援護者の安全を確保するため、病気等の緊急時に通報できるシステムの整備に努める。

また、災害時要援護者にとって緊急時には近隣住民の協力が不可欠であることから、近隣あるいは地域住民との日常的なふれあいを基盤とした地域協力体制に対する指導の充実を図る。

(2) 社会福祉施設等における防災体制の構築

社会福祉施設の防災体制については、各社会福祉施設の設備および運営基準等を定める条例や県の社会福祉施設監査等を通じて、防災対策計画の策定、事業継続、近隣の地域住民や自主防災組織、施設との関係の深いボランティア等との連携強化等の指導を行っているが、次の事項を重点に一層の防災体制の充実に努める。

防災設備等の整備

社会福祉施設の管理者は、災害に対する施設の安全性を高めるとともに、電気、水道等の供給停止に備えて、実態に応じた施設入所者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品等の備蓄を行う。

また、これらの備蓄に併せて施設機能の応急復旧等に必要な非常用発電機等の防災資機材の整備を行う。

組織体制の整備

社会福祉施設の管理者は、地震災害が発生した場合に迅速・的確に対応できるよう、あらかじめ施設内の防災組織を整えておく。

また、地域住民との連携を密にし、入所者の実態等に応じた協力が得られる体制づくりに努める。

緊急連絡体制の整備

社会福祉施設の管理者は、地震災害の発生に備え、情報伝達手段、方法を明確にするとともに、市町等の関係機関との緊急連絡体制を整える。

入所者情報の整備

社会福祉施設の管理者は、施設の倒壊等による避難に備え、入所者の名簿および避難（移動）手段および生活支援に関する個人情報を整えておく。

防災教育、防災訓練の実施

社会福祉施設の管理者は、職員や入所者が地震災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を高めるため、定期的に防災教育・訓練を実施する。

施設間における災害時援助協定の締結

県・市町は、施設の倒壊等による入所者の他施設への移送支援、専門職員の派遣等について、あらかじめ必要な事項を定めておく。

また、社会福祉施設が行う、施設間における災害時援助協定等の締結が進むよう支援を行う。

(3) 避難における災害時要援護者への配慮

市町は、避難勧告等の情報を要援護者が的確に受け取れるよう防災行政無線個別受信機の整備や地上デジタル放送、インターネット等を活用した情報発信の充実、避難誘導標識の設置等に努める。

(4) 避難所における災害時要援護者への配慮

市町は、避難所となる公共施設を「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」に基づくユニバーサルデザインの視点から、バリアフリートイレ、スロープ、手摺り、ファクシミリ、テレビ等の整備を進めるとともに、日本語の理解が困難な外国人等に配慮し、やさしい日本語や多言語による案内表示、情報提供に努める。

また、一般の避難所生活が困難である災害時要援護者のために特別の配慮がなされた福祉避難所の対応について、国の「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」を参考に福祉避難所等を指定し、民間施設等であって必要な場合は協定を結ぶ等、設置に向けた推進を図る。

県は、災害時要援護者の市町域を越える避難が必要となる場合に備え、福祉避難所の広域利用について計画を策定し、施設の指定や管理者との協定の締結などの準備を進める。

県は、災害時要援護者の市町域を越える避難が必要となる場合に備え、福祉避難所の広域利用について計画を策定し、施設の指定や施設管理者との協定の締結などの準備を進める。

(5) 応急仮設住宅における災害時要援護者への配慮

県は、応急仮設住宅を迅速に設置するため社団法人プレハブ建築協会等との協定を締結しているが、設置にあたっては応急仮設住宅の一定割合を高齢者・障害者対応型とする等、災

害時要援護者へのきめ細かい配慮を行う。

また、同一敷地内または近接する地域内に概ね 50 戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置する。

第 21 節 災害復旧・復興への備えの強化（各機関）

1 施策体系

第 21 節 災害復旧・復興への備えの強化

重要情報の保全

2 基本方針

円滑な災害復旧・復興を行うため、公共土木建築物や各ライフライン関係施設等の重要情報の保全を図る。

3 具体的な施策の展開

(1) 重要情報の保全

県・市町や各防災関係機関は、災害時の円滑な復旧・復興のため、各所管事業に係る土木建築構造物や地下埋設物に関する図面等の重要情報の保全を図る。

また、これらのデータは必ず複写を用意するよう努める。

県行政に関わる重要データの保全管理

県に設置する大型汎用コンピュータについては、磁気ディスクおよび重要データのバックアップデータを庁舎外において分散保管する。

また、県の各課・機関が保有する電子情報等については、滋賀県情報処理規程（平成 4 年 7 月滋賀県訓令第 33 号ほか）において、滅失・き損等の防止のため適正な管理を行うよう規定している。

県の各課・機関は、災害時の円滑な復旧・復興に備えて、業務に係る重要データ、所管施設の関係図面の保管に万全を期する。

特に磁気ディスク、フロッピーディスク等に記録された電子データについてはバックアップの徹底を図る。

県立病院

成人病センターや小児保健医療センターの医療情報システムに係るバックアップデータは、庁外への分散保管を行っている。

精神医療センターの医療情報システムのバックアップデータはコンピュータ室とは別階別室で保管している。

企業庁

災害に備える基盤整備事業として、平成 8 年度から 12 年度までの 5 カ年計画で各水道事務所配管経路図の整備を行っている。

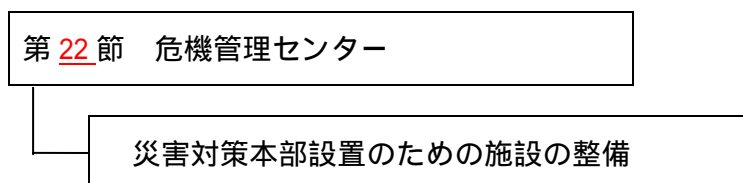
土地の数理情報化の推進

災害発生時の円滑な復旧を図るため、地籍調査の実施による土地の数値情報化を推進し、都市地域等における基盤整備を図る。

各防災関係機関等においても、重要情報の保全管理の徹底を図る。

第 22 節 危機管理センター（県知事直轄組織）

1 施策体系



2 基本方針

(1) 危機管理機能の強化

危機管理センターは、危機事案への総合的な対応拠点となる施設で、効率的な危機対応を行うために「危機に関わる様々な情報を迅速に収集・処理・分析し、関係機関で情報を共有し、統一された状況認識に基づき適切な意思決定を行う場所」とならなければならない。

そこで、災害対策本部と県庁各部局との一体的な運用および自衛隊、警察、消防等関係機関との密接な連携が図れる災害対策本部機能の充実を目指す。

また、被害状況等を迅速かつ的確に把握し、緊急対策を決定するための防災情報機能の充実を目指す。

(2) 地域防災力の向上

地域防災力の向上を図るため、生活防災の拠点として、地域の防災関係者等の交流や生活防災を学べる研修・交流機能などの充実を目指す。

3 具体的な施策の展開

(1) 施設計画方針

安全性の確保

迅速な危機対応を実施するためには、まず危機管理センターそのものが大きな揺れに耐えられる構造であることが不可欠である。また、自然災害・人為的行為を含めたあらゆるハザードに対する安全管理能力・防護能力を有することが求められる。

したがって、危機管理センターは、危機対応の中核として重要な役割を担うことを考慮して、免震構造を採用する。

立地場所

災害対策本部設置時は、県庁の各部局が連携して効率よく一体的に対応する必要があることから、知事や関係職員が迅速に参集できる県庁敷地またはその周辺に整備することが望ましいため、県庁本館に隣接する県警察本部跡地に整備する。

代替性の確保

危機対応は、24 時間持続的に稼働する必要があるため、施設運営に必要なエネルギー供給、水供給等の自立機能・代替機能を確保する。

ただし、東日本大震災では、代替機能となるべき非常発電機が稼働しない事態も生じたことから、バックアップ機能について検討する。

なお、エネルギーについては、自然エネルギーを活用するとともに、省エネルギー対応に努める。

(2) 主な諸室の概要

災害対策本部長室

本部長（知事）、副本部長、県幹部（本部員）など、県の災害対応の中核を担う職員を中心として、県の重要事項の審議や意思決定、対処方針の確認や対外的な調整などを行う場。

本部長（知事）の災害時の執務専用室として、要人等の応接スペースのほか、仮眠が

できる部屋も併設する。

災害対策本部員会議室

本部長（知事）、副本部長、県幹部（本部員）および関係機関等が参集し、県および国、関係機関等のそれぞれが把握している状況や実施している対応状況を報告して情報を共有するとともに対策を協議し、県としての総合的な対策方針や活動の基本方針を提示し、協議し、対策活動に関係している機関等と共通認識を形成する場。

オペレーションルーム

災害対策本部緊急初動対策班および防災関係機関等が参集し、危機事案発生時の被害状況や対応状況に関する情報の一元的な収集、処理、分析、対策の立案を行うとともに、県の危機管理に必要な総合事務、業務の調整を継続的に行う場。

災害対策室

県および関係機関等が連携して実施する災害対策に係る個々の業務について、その具体的な業務分担と業務の範囲、その実施時期と実施計画等を協議・調整する場。

ア 国の現地災害対策本部室（政府現地連絡対策室）

イ 自衛隊地方連絡室執務室

ウ 滋賀県警察本部執務室

エ 緊急消防援助隊調整本部

オ ライフライン関係機関執務室

カ 滋賀県災害ボランティアセンター（災害発生時に設置）等

プレスセンター

県幹部が臨時に記者発表するための部屋および地元、全国から集まるマスコミ等の機関の控え室を設ける。

(3) 防災情報機能

防災情報機能は、費用対効果も考慮し、以下の機能やシステムネットワークによって構築する。

迅速・的確な被害状況の把握の具体化

ア 映像情報機能の活用

道路監視映像等の地域の重要拠点からの定点監視映像や、防災ヘリ等からの空撮映像を伝達する機能によって、迅速かつ的確な被害状況の把握に努める。

イ 地図作成機能の活用

被害報告された各種情報における住所情報から自動的にX Y座標を付与する仕組みや、危機管理の業務毎に情報を分類・処理し、市町から収集した情報を面的な情報、広域的な情報に再構成した地図を作成する。

ウ 集計・分析機能の活用

様々な情報を再入力の手間なく一回の入力で集計できる仕組みや被害状況を分析できるよう効率的な情報集約に努める。

危機事案発生下で情報共有、連携が可能な仕組みの具体化

ア 関係機関との連携強化

県、市町等関係機関が、各種防災情報を共有して円滑で効果的な危機管理を行うため、防災情報収集マニュアルを整備するとともに、県、市町、警察等関係機関と防災情報を共有するための機能を整備するなど、更なる連携の強化を目指す。

イ 防災情報の広域連携と効率的な情報共有化・一元管理

県、市町、防災関係機関はもとより、将来構想として、他県とのネットワーク接続が可能となるような広域情報基盤を使い、情報交換、情報の一元管理および共有化が図れるシステムの構築を目指す。

ウ バックアップ機能の充実

危機事案発生時での継続性を確保するため、例えばクラウドコンピューティング等によって、資源を分散させるなど自治体庁舎の被災や、サーバの損傷、電源系統の被災による情報収集伝達の途絶を防ぐことを目指す。

多様化する通信手段への対応の具体化

多様化する情報通信手段からのアクセス環境を整備する。

災害時情報通信手段(防災行政無線)の確保

老朽化した防災行政無線機器の更新については、災害(地震や大雨)時における信頼性、回線の輻輳の少なさ、通話範囲、費用対効果等を踏まえ、衛星系無線や地上系無線(デジタル)を利用し、危機事案発生時でも活用できる情報通信手段を確保する。

防災情報を活用するための人材育成等の具体化

現在行っているシステム操作に関して定例的なシステム操作訓練(機能訓練)に加えて、図上訓練、実技・実働訓練を行い、防災情報を有効に活用できる人材の育成に努める。

また、構築した防災情報システムの機能を、危機対応時の業務のみならず平常時の業務においても、クラウドコンピューティングによって防災面における電子化の推進を図るなど市町が利用、共有できる仕組みを整え、県と市町等関係機関が連携し、防災情報を円滑に共有、活用できる研修を行うように努める。

(4) 研修交流機能

危機管理センターは、以下のとおり、行政はもとより自助・共助による危機対応力が各地に広がる効果的な研修・交流事業を行うための機能等を有する。

調査・研究開発機能

ア 危機対応力を高める

滋賀県で、発生が危惧される様々な種類の危機事案の性質を知った上で、全国における危機事案への取組事例等を調査・研究し、どのような予防や危機対応が必要となるのかを知り、滋賀県全体(県、市町、その他機関・団体)で効果的な連携を実現するためのプログラムを研究・開発する。

イ 生活防災という新たな視点による取組を県内に広げる

被災経験者の知恵を活かした生活防災の取組事例や、製作の過程を通して人々のつながりを強め、災害時を想像させる機会をつくり、訓練の場となるなど、様々な副次的効果を含んでおり、滋賀発のオリジナルな取組として県内外で製作の輪が広がりを見せ始めている「かまどベンチ」の製作研修を通して、「生きる力を伸ばす研修」、「初動期に限らずその後のフェーズも見据えた研修」、自然災害や原子力災害等、様々な危機事案を“正しく恐れ”、“正しく理解”できるよう「リスク・コミュニケーションの研修」プログラムを研究・開発する。

研修機能

ア 危機対応力を高める

滋賀県で、発生が危惧される様々な種類の危機事案の性質を知った上で、どのような予防や危機対応が必要となるのかを知り、効果的な連携を実現するためのプログラムを提供し、県、市町、その他機関・団体等の危機対応力を高める研修を行う。

庁内はもとより他団体が実施している、危機対応に関する様々な研修の実施場所としての活用も検討する。

研修の場で、危機事案に関する情報を交換しあったりすることで、顔の見える関係づくりにも寄与する。

イ 生活防災という新たな視点による取組を県内に広げる

「自助」「共助」の主役は県民であるという認識に立ち、自分たちの生活の中で、危機対応力を高めるためには、どのようにすればよいかという観点から、例えば、地域の防災意識を高め、絆を強める「手作りかまどベンチ」を活用した研修を行う。

交流機能

危機事案への対応に関心のある団体・個人が出会い、対面し、打合せや交流ができる場として、危機事案への対応に関する書籍等を設置するなど情報の提供を行い、こうした人々が活動を共にできるスペースを提供する。

展示機能

生活防災力の向上に役立つ方策の一例として「手作りかまどベンチ」が効果的であることを紹介する展示や、危機管理センターの建物外に設置する「防災井戸」に関する紹介パネルの展示を行う。

また、時節に応じた情報を交えた生活防災に役立つ情報を中心に展示を行うことで、危機事案に対する意識の高揚を行う。

推進体制のあり方

事業内容を有効なものとし、継続して質の高いプログラムを提供するためには、研修機能、交流機能および展示機能の企画立案を行う調査・研究開発機能が非常に重要となる。

調査・研究開発機能は、県民など対象者に高い関心を持ってもらえるプログラムや仕組みを企画する必要があるため、先進事例や最新の文献等を長期的かつ総合的視野で調査・分析を行い、これまで県が提供してきた研修プログラムをアレンジしたり、新たなプログラムを開発するなど効果的なプログラムを提供し、研修・交流・展示をコーディネートできる人材が担うことが望ましく、どのような推進体制が効果的であるか検討していく。

また、研修・交流機能のさらなる発展を目指して、県民とともに「生活防災」の取組を広げていけるような仕組みづくりを検討する。

(5) 実効性の確保

災害対策本部機能と研修・交流機能の配置

災害対策本部機能に必要な諸室が全て稼働するほどの全庁的な対応を必要とする危機の発生頻度は必ずしも高いとは言えないため、平常時において、会議室などへの転用が可能となる部屋については、研修・交流の場として有効活用することを前提として、諸室を配置する。

一方、研修・交流の場は、県民等に広く利用されることが想定されるため、危機対応業務に支障を来さないよう諸室を配置する。

セキュリティ対策

危機管理センターでは、危機対応の中核を担う情報収集、指令発信などが行われるため、十分なセキュリティ対策を講じる。

(6) 危機管理センターの概要

建物規模

5階建て、延床面積約5,500㎡とする。

階数構成

危機対応時に災害対策本部機能が円滑に発揮できるよう、次のような点に配慮したフロア構成とする。

ア 災害対策本部機能の中核的な諸室は低層階に集約して配置する。

イ 危機の規模に応じて災害対策本部機能を拡張できるように配慮する。

ウ オペレーション、方針決定等に支障が出ないよう、関係者以外の者の立ち入りを制限できるフロア構成とする。

エ 建築付属電気・機械室・自家発電機室は自己完結型を前提とする。

オ 平常時は、主に1階の諸室を活用して研修・交流事業を行う。

建築設備

ア 電力設備

危機管理センターには、24時間持続的な稼働に対応するための電源設備等が求められるため、非常用電源として、危機管理センター自己完結型の自家発電機を装備する。

自家発電機は、設置場所の安全性に配慮するとともに、地下オイルタンクを併せて整備し、3日間分の燃料を備蓄する。

また、落雷等による停電にも対応可能な無停電電源装置の装備を行い、情報システム系統の継続性を担保する。

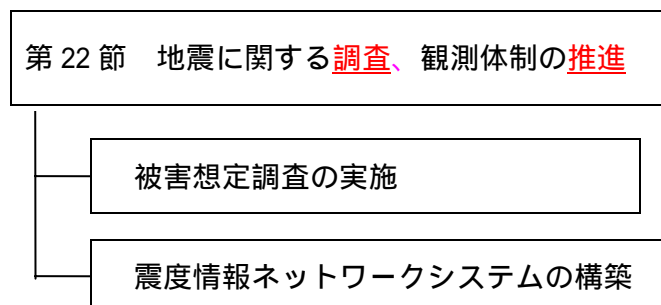
イ 給排水衛生設備

危機管理センターには、上水道断絶時の水供給機能の確保のため、敷地内の駐車スペース部分に地下貯水槽、防災井戸を設置する。

また、下水管が使用できなくなった場合に備え、数日間の汚水をためることができる汚泥貯水槽を施設周辺（駐車スペース地下を想定）に設置する。

第 23 節 地震に関する調査、観測体制の推進 (県知事直轄組織)

1 施策体系



2 基本方針

大規模地震災害に備えるべき各種の予防・応急対策を検討する上で、その前提となる被害想定調査を実施するとともに、発災時に県内各地の状況把握を行うために重要となる地震観測体制を強化する。

また、これら情報の県民等へ積極的な提供を通じ、自助・共助による自主防災思想の醸成を図る。

3 具体的な施策の展開

(1) 被害想定調査の実施

国及び地方公共団体は、地震災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を想定し、被害の全体像の明確化及び広域的な防災対策の立案の基礎とするため、具体的な被害を算定する被害想定を行うものとする。

国の文部科学省地震調査研究推進本部では、国内の主要活断層や海溝型地震について学術的な観点からの評価を実施している。これらの知見を基に、国の中央防災会議の「東南海、南海地震等に関する専門調査会」において、平成 15 年に東南海・南海地震について、平成 20 年に中部圏・近畿圏の内陸地震についての被害想定を実施、公表されたところであるが、東日本大震災を受けて、現在、中央防災会議・内閣府において南海トラフ巨大地震の被害想定とその対策の検討が進められている。

県では、平成 15 年に地震調査研究推進本部から出された活断層帯の長期評価等を基に、琵琶湖西岸断層帯・花折断層帯等による地震ならびに東南海・南海地震について、独自の被害想定調査を実施し、平成 17 年 4 月に公表している（前回調査）。

平成 25 年度には、前回調査後の最新の知見や地域より詳細な地盤調査・社会的データ等を反映するとともに、想定の対象とする内陸活断層を追加し、国の公表する南海トラフ巨大地震と併せて、地震対策の基礎とする、より具体的な地震被害想定を実施する。

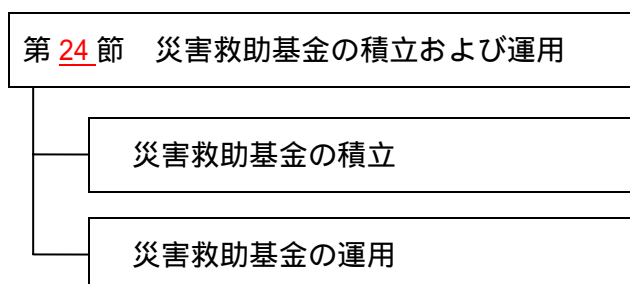
(2) 震度情報ネットワークシステムの構築

地震発生時に県域の震度状況を詳細に把握することは、応急対応の上で極めて重要である。このため、県は市町の庁舎等に震度計を設置し、震度情報を自動受信するとともに、必要な情報を国（消防庁および彦根地方気象台）に自動送信する震度情報ネットワークシステムを整備している。

また、これにより観測された情報の発表に関し、システムの充実に努める。

第 24 節 災害救助基金の積立および運用（県健康福祉部）

1 施策体系



2 基本方針

災害救助法（以下この節では「法」という。）に基づき、応急救助の実施に要する費用にあてるため災害救助基金を積み立てる。

3 具体的な施策の展開

(1) 災害救助基金の積立

基金の各年度における積立最少額は、当該年度の前年度の前 3 年間の普通税収入決算額の平均年額の 1,000 分の 5 に相当する額であり（法第 38 条）、基金から生ずる収入はすべて基金に繰り入れなければならない（法第 39 条）。

(2) 災害救助基金の運用

基金の運用は、次の方法によらなければならないこととされているが、本県では、このうちアとウの方法によっている。

ア 財政融資資金への預託または確実な銀行への預金

イ 国債証券、地方債証券、勸業債券その他確実な債券の応募または買入

ウ 法による救助に必要な食品、生活必需品等の事前購入

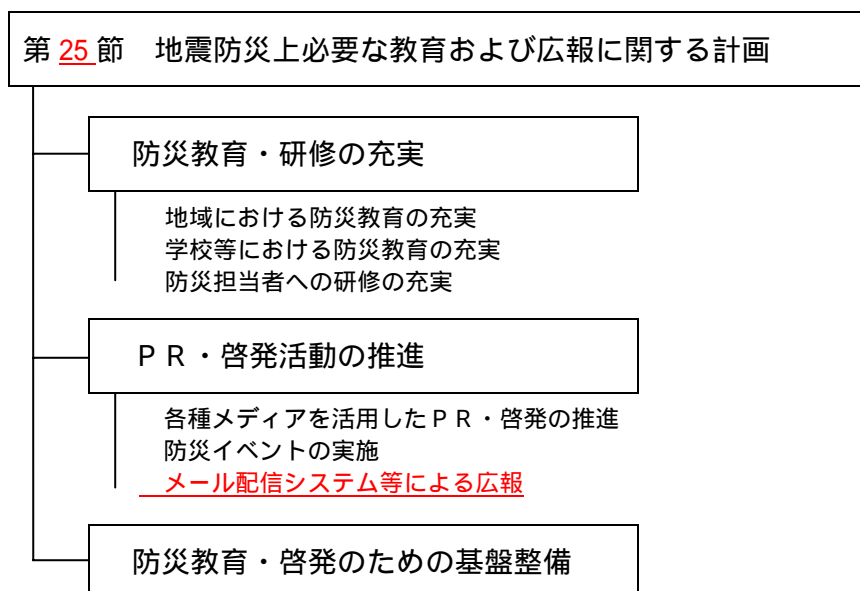
具体的には、アに基づき確実な銀行への預金を行うとともに、ウにより地震時に想定される被災者の概ね 1 日分に相当する必要最小限の食料、生活必需物資を県庁および健康福祉事務所単位に民間倉庫を借り上げて備蓄する。

その他災害発生時において救助用物資を迅速かつ確実に調達するため、各流通業者と協定を締結し、災害救助に必要な物資の確保を図る。

第4章 地域防災を担う人づくりの推進

第25節 地震防災上必要な教育および広報に関する計画 (県知事直轄組織・総務部・教育委員会)

1 施策体系



2 基本方針

地震による災害から県民の生命、身体や財産を守るためには、行政や各防災関係機関の的確な対応に加え、県民が自らの生命や財産は自らの手で守るとの認識を持って行動することが不可欠である。

このため県・市町をはじめ各防災関係機関は各自の防災力の向上を図るとともに、地域防災力の向上に向け県民や事業者等の防災意識の高揚を目指した教育および広報（PR・啓発活動）を推進する。

3 具体的な施策の展開

(1) 防災教育・研修の充実

地域における防災教育の充実

大規模地震が発生した場合には、同時多発する火災や人的被害のすべてに行政や防災関係機関の力だけで対応するのは困難となる。

県・市町は、地域住民や事業所等が「自らの地域は自らの手で守る」という意識をもって防災力の向上を図るよう、地域住民等に対する防災上必要な教育および広報を実施するものとする。

ア 教育および広報実施計画

全国的に実施される次に掲げる時期を中心に年間を通じて計画的な教育および広報を実施する。

8月30日～9月5日（防災週間）

9月1日（防災の日）

11月5日（津波防災の日）

1月15日～1月21日（防災とボランティア週間）

1月17日（防災とボランティアの日）

イ 教育および広報の内容

防災教育および広報は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。

この場合において、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育および広報を行うものとする。

- () 南海トラフによる地震、琵琶湖西岸断層帯等を震源とする内陸直下型地震等に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
- () 地震に関する一般的な知識
- () 地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、初期消火および自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- () 緊急地震速報の利用などによる正確な情報入手の方法
- () 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- () 各地域における急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- () 各地域における避難場所および避難路等に関する知識
- () 避難生活に関する知識
- () 平素住民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容

学校等における防災教育の充実

幼児・児童生徒の安全を確保し、被害を最小限に食い止めるためには、教職員や幼児・児童生徒一人一人が、平常時からの備えや「自らの安全は自らで守る」という心構えを持つ必要がある。

このため、緊急時に教職員が組織的かつ的確に対応できる体制の整備に努める。また、防災教育は、幼児・児童生徒の発達段階、地域の特性や実態などに応じて、各教科の時間または特別活動の時間などを活用し実施するよう努めるものとする。

ア 教職員に対する教育

教職員に対しては、研修の機会を通じて防災教育を行うものとし、その内容に次の事項を含むよう努めるものとする。

- () 地震に関する基本的事項
- () 地震発生時の緊急行動
- () 応急処置の方法
- () 教職員の業務分担
- () 幼児・児童生徒の下校（園）時等の安全確保方法
- () 学校（園）に残留する幼児・児童生徒の保護方法

また、県が平成 23 年度に作成した「学校防災の手引き」や「地域で育む防災・防犯しがっこガイド」の活用、防災教育都道府県研修会の開催等により防災教育の一層の充実を図る。

イ 幼児・児童生徒に対する教育

防災教育の内容は、次の事項を含むよう努めるものとする。

- () 地震に関する基本的事項
- () 地震発生時の緊急行動
- () 応急処置の方法
- () 幼児・児童生徒の下校（園）時等の安全確保方法

また、アと同様、「学校防災の手引き」や「地域で育む防災・防犯しがっこガイド」を活用を図る。

防災担当者への研修の充実

地震災害時には、特に初期段階での対応が、その後の防災対策を円滑に進める上で極めて重要である。

このため県、市町、県警察等各防災関係機関は、防災担当職員等に対する的確な防災活動を遂行するための専門教育等の研修機会の充実を図り、震災時における適切な判断力の養成に努める。

ア 県職員に対する教育

- () 専門研修
 - () 緊急初動対策班員研修
 - () 緊急初動対策班実動訓練
 - () 総合防災訓練における実動訓練
- イ 防災教育の内容
 県職員を対象とした防災教育の内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。
- () 南海トラフによる地震、琵琶湖西岸断層帯を震源とする内陸直下型地震等に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
 - () 地震に関する一般的な知識
 - () 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
 - () 職員等が果たすべき役割
 - () 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
 - () 今後地震対策として取り組む必要のある課題

企業防災の促進

- ア 企業は、災害時の果たすべき役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備を実施するなどの防災活動の推進に努める。
- イ 県は、企業防災の促進について、中小企業に対して人材育成や情報提供等広報に努めることで、その自主的な取組みを支援し、市町とともに企業と協力して県内の防災力の向上を図るものとする。

(2) 防災知識の普及、訓練における災害時要援護者等への配慮

防災知識の普及、訓練を実施する際は、災害時要援護者に十分に配慮し、地域において要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、災害時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

(3) 言い伝えや教訓の継承

県、市町、各防災関係機関（以下、県等という。）は、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集、保存、公開等により、県民が災害の教訓を伝承する取組を支援するよう努める。

また、県等と県民は、過去に発生した災害に関する言い伝えや、過去の災害の教訓等と、東日本大震災における経験も併せ、大人から子どもへ語り継ぐ機会を設けたり、郷土史に編纂したりする等、これらが風化することなく後世に継承されるように努める。

(4) P R ・ 啓発活動の推進

各種メディアを活用した P R ・ 啓発の推進
 県民の防災意識の高揚を図るため、各種のメディアを活用した多様な P R、啓発活動を推進する。

- ア 防災パンフレットや防災マップ等の作成・配布
- イ 災害時要援護者に配慮した外国語や点字によるパンフレットの作成・配布
- ウ テレビ、ラジオ等による啓発
- エ 新聞、雑誌等による啓発
- オ ホームページへの掲載 等

防災イベントの実施

防災の日や防災とボランティア週間等において各種の防災イベントを実施し防災意識の高揚を図る。

- ア 防災フェア、シンポジウムの開催 等

メール配信システム等による広報

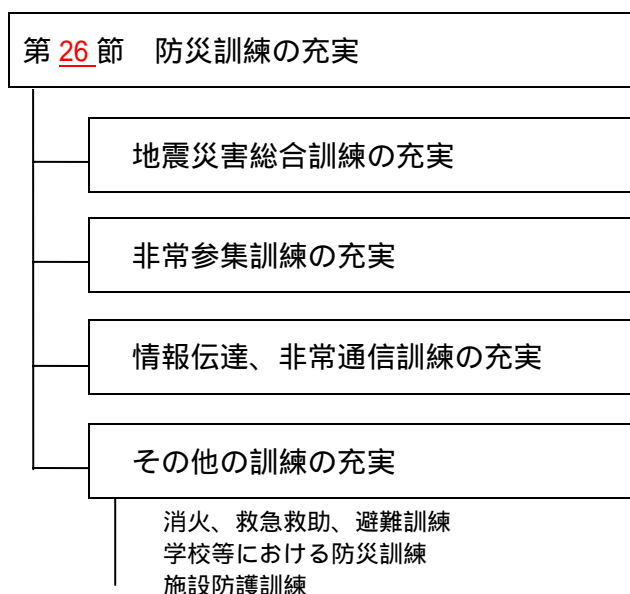
しらせる滋賀情報サービス「しらが」等のメール配信システムを活用し、日頃から防災情報などを配信するとともに、システムへの登録を広く呼び掛ける。

(5) 防災教育・啓発のための基盤整備

県・市町は、防災関連図書や啓発用ビデオ等の整備を進め、地域への貸出しサービスの実施等、防災教育や啓発のための基盤整備に努める。

第 26 節 防災訓練の充実（県知事直轄組織、各機関）

1 施策体系



2 基本方針

地震による被害を防止または軽減するためには、日頃から防災訓練の機会を十分持ち、県民が知識と実践の両面で、いざという時の活動内容をしっかりと理解し身につけておくことが重要である。このため県は、各防災関係機関や地域住民との緊密な連携による実践的な地震災害総合訓練の充実に努める。

また、災害発生時の初動体制の確立を目指した非常参集訓練、情報伝達、非常通信訓練等を実施し、地域防災計画全般に習熟するよう努める。

3 具体的な施策の展開

(1) 総合防災訓練の充実

滋賀県総合防災訓練

県は、推進地域を含めた大規模な地震を想定した防災訓練を年 1 回以上実施するよう努めるものとし、その内容は、市町、各防災関係機関、地域住民と緊密に連携した実践的なものとする。

さらに訓練結果の詳細な評価を行い、次年度の訓練内容や地域防災計画へ反映に努める。

ア 実施時期および場所

原則として防災週間を中心とする期間内に土木事務所単位に持ち回りで会場を設定し、県・市町、各防災関係機関、地域住民等の合同による総合的な訓練を実施する。

イ 訓練の実施方法

地震災害は、同時多発的な道路の寸断や火災の発生が想定されるため、訓練の実施にあたっては、課題や内容に応じ複数の訓練場所を設定して、地域住民や各防災関係機関が連携して取り組むことを基本に計画し実施する。また、訓練シナリオには緊急地震速報を取り入れるなどして、地震発生時の対応行動の習熟を図る。

《訓練設定項目の例》

図上訓練

実地訓練

ア 災害対策本部設置 イ 情報収集・伝達 ウ 避難誘導 エ 消火
オ 避難所開設 カ 交通規制 キ 救急・救助 等

近畿府県合同防災訓練

「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」を締結している近畿府県（福井県、三重県、滋賀県、京都府、奈良県、和歌山県、大阪府、兵庫県、徳島県）が共同し、近畿圏の防災関係機関等の参加のもと、年1回、各府県の持ち回りで合同防災訓練を企画し実施する。

関西広域応援訓練等

関西広域連合の広域防災に関する構成府県および政令市（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市）、連携県（福井県、三重県、奈良県）は共同し、「関西防災・減災プラン」等の実効性を高めるため、関西広域応援訓練をはじめとする関西広域連合の広域防災に係る訓練を企画し実施する。

(2) 初動対応訓練の充実

県や市町、防災関係機関は、災害時の初動対応を主眼とした訓練を定期的実施し、的確な初動体制の確立を図る。

(3) 情報伝達、非常通信訓練の充実

災害時に迅速・的確に、被害状況等の把握ができるよう、有線通信による情報伝達訓練や近畿地方非常通信協議会の構成機関に要請して、県と市町や各防災関係機関との通信を確保する訓練などを定期的実施する。

(4) その他の訓練の充実

消火、救急救助、避難訓練

県・市町・防災関係機関は、地域住民や自主防災組織との連携による初期消火・救急救助、避難訓練の充実に努める。

学校等における防災訓練

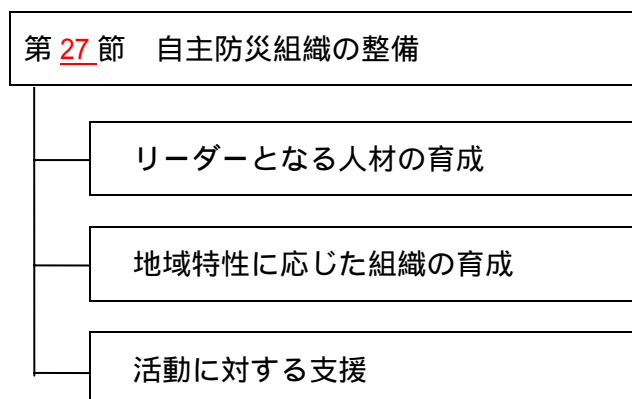
県・市町教育委員会は、幼児、児童、生徒が災害時に自らの力で適切に対処できるよう学校等をあげて避難、誘導等の訓練に積極的に取り組むものとする。

施設防護訓練

県・市町・各防災関係機関は、その任務の重要性、公共性に鑑み、日頃から施設の安全性を自ら訓練を通じて検証し、災害時にその機能が十分発揮できるよう、消火訓練をはじめとする施設防護訓練の実施に努める。

第 27 節 自主防災組織の整備（県防災危機管理局、市町、消防本部）

1 施策体系



2 基本方針

大規模災害による被害を最小限に食い止め、災害対策を迅速・的確に遂行するには、地域住民や事業所などの連帯による自主的な防災活動を推進することが重要である。

このため県や市町は、都市地域や農村地域などの地域特性に応じた自主防災組織の育成や活性化を図るための支援を推進する。

3 具体的な施策の展開

(1) リーダーとなる人材の育成

阪神・淡路大震災では、地域住民自身の手による自主防災活動の重要性が浮き彫りになったが、こうした活動が活発化し、地域に根を下ろすためには中核となる人材の育成が重要である。

このため市町は、各種地域コミュニティ活動の中心的人材や消防職員OB、警察官OB、自衛隊OB等の人材を発掘し、研修や訓練等を通じリーダーの育成を図る。

また、県はこのため市町と協力し、リーダー育成のための講習会を開催する。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

(2) 地域特性に応じた組織の育成

県・市町は、それぞれの地域特性を踏まえ、住民の自発的な意志と合意による自主防災組織の育成を図るため、モデル地域の指定や優良組織の表彰制度の創設等、組織の育成と活性化を図るための施策の推進を図る。

また、消防団と地域の自主防災組織間の交流や情報交換を促進し、相互の連携強化を図る。各市町は、これらを踏まえて「自主防災組織育成計画」を策定し、計画的に自主防災組織の育成を図る。

(3) 活動に対する支援

自主防災組織の活動拠点は、各種のコミュニティ活動などで地域住民同士が会う機会が多い自治会館や公民館等が望ましい。

県・市町は、これらの活動拠点に防災資機材の備蓄や通信機器等を整備するための支援に努める。

県の支援措置

ア 滋賀県自治振興交付金事業（特定事業：自主防災組織育成）
 交付金の対象となる経費の内容等、算入率および算入限度額

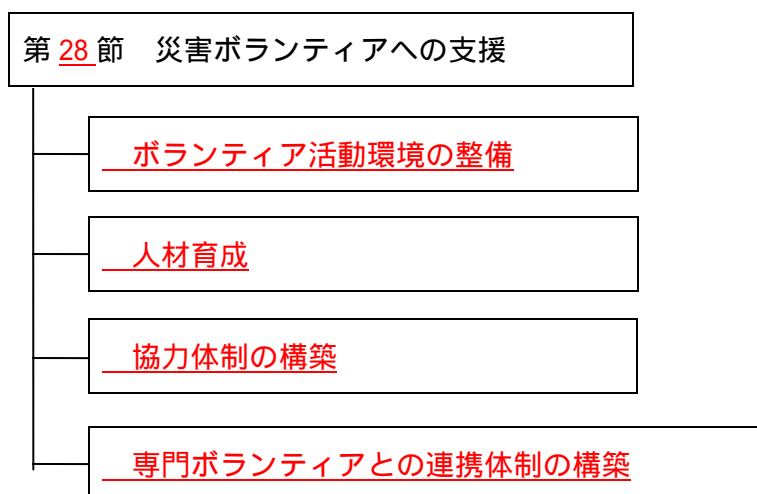
交付金の対象となる経費の内容等	算入率	算入限度額
自主防災組織が実施する防災用資機材の整備に要する経費 ただし、事業費の下限は30万円とする。 (1) 算入対象経費は、次のような防災用資機材を整備するために要する経費とする。 なお燃料及び電池については、ガソリン缶詰等長期保存を目的とした備蓄物資と認められる製品を除き、交付金対象と認めないものとする。 ア 救助用資機材（携帯用無線機、発電機、投光器、可搬式ウインチ、チェーンソー、エンジンカッター、油圧式ジャッキ等） イ 消火用資機材等（組立式水槽、可搬式動力ポンプ、小型動力ポンプ等） ウ その他（炊飯装置、資機材庫、掛矢、ヘルメット、法被、手袋、長靴、担架、雨量計等） (2) 交付金の交付を受けることができるのは、一の自主防災組織についてそれぞれ1回限りとする。	算入対象経費の1/4以内 ただし市町が補助する額の1/2以内	50万円

自主防災組織の現況（滋賀県地震防災プログラムより）

自主防災組織世帯数 / 総世帯数	<u>平成 23 年 3 月末現在</u>	
	滋賀県	全 国
	<u>87.3%</u>	<u>77.4%</u>

第28節 災害ボランティアへの支援 (県知事直轄組織・健康福祉部・土木交通部、県社会福祉協議会)

1 施策体系



2 基本方針

災害時におけるボランティア活動は、被災地における多様なニーズに対応したきめ細かい支援対策を講じる上で重要な役割を担うものであり、平常時から行政、ボランティア、NPO関係機関、ボランティア活動者が円滑な連携協力体制を築いていくために必要な環境整備を行う。

3 具体的な施策の展開

(1) 県が実施する対策

ボランティア活動環境の整備

災害時においてボランティア活動が円滑に行われるためには、平常時から行政、ボランティア・NPO関係機関等が連携できるネットワークを構築し、災害ボランティア活動に関する情報を常時発信し、そのための活動拠点の整備を行う必要がある。

このため県は、県災害ボランティアセンター（事務局滋賀県社会福祉協議会）を県立長寿社会福祉センター内に設置し、市町における災害ボランティアセンター体制づくりの支援や、災害ボランティア活動マニュアルの作成、県域での活動体制及び資機材等活動環境の整備を行う。

人材育成

ア ボランティア意識の醸成

社会福祉や環境、国際交流等、平常時の各種ボランティア活動で培われる信頼関係や自発的な行動力を、そのまま災害時における被災地での各種支援活動に生かしていけることが望ましい姿であり、このような意識や土壌づくりを推進する必要がある。

このため、県は、滋賀県社会福祉協議会、市町社会福祉協議会、淡海ネットワークセンター、滋賀県国際協会等のボランティア・NPO関係機関・団体と連携し、平常時のボランティア活動団体の交流や研修等の機会に、災害時の支援活動の必要性やそのための活動環境づくりを進めるための意識啓発を推進する。あわせて、ボランティア活動保険の加入促進をおこなう。

また、毎年1月17日の「防災とボランティアの日」やその前後の「防災ボランティア週間」等の機会を捉えて、広く県民への防災意識の高揚を図る。

イ ボランティア活動をおこなう人材の育成

県は、災害時においてボランティア活動が迅速かつ効果的に行われるよう、一般・専門ボランティア、コーディネーター、企業等の人材の育成に努める。

- () 特別な資格を必要としない一般ボランティアの育成、研修への支援を行う。
- () 専門知識や経験、特定の資格を有する専門ボランティアの登録を促進する。
- () 災害時に効果的なボランティア活動が展開されるよう、刻々と変化する被災地の状況を的確に把握し、各地から集まるボランティアを適材適所に配置する等、必要な調整や活動システムを組み立てるための災害ボランティアコーディネーターを育成し、研修の実施を支援する。
- () 企業においてボランティア活動が地域貢献のひとつとして捉えられるようその育成に努める。

協力体制の構築

県災害ボランティアセンターは、ボランティア・NPO関係機関・団体等で構成する災害ボランティアセンター運営協議会を設置し、平常時からこれら団体等と連携することにより、災害時の連絡体制や役割分担を明確にし、発災時の運営を円滑化する。

また、県内外の災害ボランティアに関わる団体・グループと平常時から連携を図ることにより、災害時におけるボランティアの受入等への備えをしておく。

専門ボランティアとの連携体制の構築

県は、災害時のボランティア活動のうち、被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士、外国語通訳ボランティア、カウンセラー等、一定の知識、経験や資格を必要とする専門ボランティアが、災害時に迅速・的確に対応できるよう、平常時から各所管部局において、氏名、連絡先、活動の種類等の把握を行うなど専門ボランティアとの連携協力関係の構築に努める。

(2) 市町が実施する対策

ボランティア活動環境の整備

(1) に準ずるが、発災時、ボランティアに期待する役割について明確にするほか、受入体制について整備を図る。

また、市町の区域の大きさに応じた災害ボランティアセンター等ボランティア活動拠点の整備に努める。

人材育成

(1) に準ずる。

協力体制の構築

(1) に準ずる。

専門ボランティアとの連携体制の構築

(1) に準ずる。

市町地域防災計画で定める事項

市町は、災害ボランティアセンターの設置について市町地域防災計画に規定することとする。

その定める内容は次の事項とする。

ア 設置および運営主体

イ 活動環境の整備

ウ 人材育成

エ 協力体制の構築

オ その他必要な事項